

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」

平成２８年度実施状況調査

平成２８年９月
総務省行政管理局

【本調査についての注記】

○本資料は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「閣議決定」という。)について、本年7月1日時点の実施状況等を取りまとめたものである。

○「講ずべき措置」は、閣議決定から転記した。

○「措置状況」の欄は、本年7月1日時点での実施状況について、以下の区分により整理した。

- 1 … 措置済み(継続的に実施するものを含む)
- 2 … 一部実施・実施中
- 3 … 未実施

○「措置内容・理由等」の欄は、本年7月1日時点での実施状況について、具体的内容を記載した。

○「今後の対応方針」の欄は、本年7月1日時点での今後の対応方針について、具体的に記載した。

※ 様式で灰色になっているものは、平成 27 年度フォローアップで「措置済み(1)」又は「－」とされていた事項

目 次

独立行政法人制度の見直し	1	(文部科学省所管)		(厚生労働省所管)	
(内閣府所管)		国立特別支援教育総合研究所	22	国立健康・栄養研究所 ^{注4}	61
国立公文書館	8	国立青少年教育振興機構	24	医薬基盤研究所 ^{注4}	62
北方領土問題対策協会	9	国立女性教育会館	27	労働安全衛生総合研究所 ^{注5}	63
(消費者庁所管)		教員研修センター	29	労働者健康福祉機構 ^{注5}	64
国民生活センター	10	大学入試センター	31	勤労者退職金共済機構	66
(総務省所管)		国立科学博物館	32	高齢・障害・求職者雇用支援機構	67
情報通信研究機構	11	国立美術館	34	福祉医療機構	69
統計センター	12	国立文化財機構	36	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	71
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	13	日本芸術文化振興会	39	労働政策研究・研修機構	72
(外務省所管)		物質・材料研究機構	42	国立病院機構	73
国際協力機構	14	防災科学技術研究所	43	医薬品医療機器総合機構	74
国際交流基金	16	放射線医学総合研究所 ^{注2}	44	年金・健康保険福祉施設整理機構 ^{注6}	75
(財務省所管)		科学技術振興機構	45	年金積立金管理運用独立行政法人	76
酒類総合研究所	18	日本学術振興会	47	国立がん研究センター	78
造幣局	19	理化学研究所	49	国立循環器病研究センター	79
国立印刷局	20	宇宙航空研究開発機構	50	国立精神・神経医療研究センター	80
日本万国博覧会記念機構 ^{注1}	21	日本スポーツ振興センター	51	国立国際医療研究センター	81
		日本学生支援機構	53	国立成育医療研究センター	82
		海洋研究開発機構	55	国立長寿医療研究センター	83
		国立高等専門学校機構	56		
		大学評価・学位授与機構 ^{注3}	57		
		国立大学財務・経営センター ^{注3}	58		
		日本原子力研究開発機構	59		

(農林水産省所管)		(環境省所管)	
農林水産消費安全技術センター	84	国立環境研究所	148
種苗管理センター ^{注7}	85	環境再生保全機構	149
農業・食品産業技術総合研究機構	86	原子力安全基盤機構 ^{注12}	150
農業生物資源研究所 ^{注7}	87	(防衛省所管)	
農業環境技術研究所 ^{注7}	88	駐留軍等労働者労務管理機構	151
家畜改良センター	89		
水産大学校 ^{注8}	90		
水産総合研究センター ^{注8}	92		
国際農林水産業研究センター	93		
森林総合研究所・森林保険特別会計	94		
農畜産業振興機構	96		
農業者年金基金	98		
農林漁業信用基金	100		
(経済産業省所管)			
経済産業研究所	101		
工業所有権情報・研修館	102		
日本貿易保険・貿易再保険特別会計	103		
産業技術総合研究所	104		
製品評価技術基盤機構	105		
新エネルギー・産業技術総合開発機構	106		
日本貿易振興機構	107		
情報処理推進機構	109		
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	110		
中小企業基盤整備機構	112		
(国土交通省所管)			
土木研究所	115		
建築研究所	116		
交通安全環境研究所 ^{注9}	117		
自動車検査独立行政法人 ^{注9}	118		
自動車安全特別会計・自動車検査登録勘定	119		
海上技術安全研究所 ^{注10}	120		
港湾空港技術研究所 ^{注10}	121		
電子航法研究所 ^{注10}	122		
航海訓練所 ^{注11}	123		
海技教育機構	125		
航空大学校	127		
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	129		
国際観光振興機構	134		
水資源機構	136		
自動車事故対策機構	138		
空港周辺整備機構	139		
都市再生機構	140		
奄美群島振興開発基金	143		
日本高速道路保有・債務返済機構	145		
住宅金融支援機構	146		
		【注記】	
		(注1) 平成26年4月に廃止。	
		(注2) 平成28年4月1日に量子科学技術研究開発機構に名称変更	
		(注3) 平成28年4月に統合し、大学改革支援・学位授与機構に改称。	
		(注4) 平成27年4月に統合し、医薬基盤・健康・栄養研究所に改称。	
		(注5) 平成28年4月に統合し、労働者健康安全機構に改称。	
		(注6) 平成26年4月に地域医療機能推進機構に改組。	
		(注7) 平成28年4月に農業・食品産業技術総合研究機構に統合。	
		(注8) 平成28年4月に統合し、水産研究・教育機構に改称。	
		(注9) 平成28年4月に統合し、自動車技術総合機構に改称。	
		(注10) 平成28年4月に統合し、海上・港湾・航空技術研究所に改称。	
		(注11) 平成28年4月に海技教育機構に統合。	
		(注12) 平成26年3月に廃止。	

独立行政法人制度の見直し

1. 法人の裁量、国の関与の度合い等に応じた法人の分類

講ずべき措置		措置状況	措置内容等	今後の対応方針
01	独立行政法人が実施する事務・事業には多様なものが含まれるが、現行制度では法人分類を設けておらず、多くのルールが全法人一律に適用されている。今後は、法人の政策実施機能の強化を図り、適切なガバナンスを構築していくため、法人の事務・事業の特性に応じ、法人を分類することが必要である。 具体的には、業務に係る成果の最大化や質の向上に必要な目標管理の仕組みの在り方、業務運営における法人の裁量と国の関与の程度、業務の停滞が国民生活や社会経済に与える影響の度合い等を基に、法人を以下の3つに分類し、各分類に即したガバナンスを構築する。 ① 中期目標管理により事務・事業を行う法人 国民向けサービス等の業務の質の向上を図ることを目的とし、中期目標管理により高い自主性・自律性を発揮しつつ事務・事業を行う法人（以下「中期目標管理型の法人」という。） ② 中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を行う法人 「研究開発成果の最大化」を目的とし、研究開発業務の長期性、専門性等に対応した特有の中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を主要な業務として行う法人（以下「研究開発型の法人」という。） ③ 単年度の目標管理により事務・事業を行う法人 国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に関連した事務・事業を確実・正確に執行することを目的とし、役職員に国家公務員の身分を付与した上で、国の単年度予算管理と合わせた単年度の目標管理により事務・事業を行う法人（以下「単年度管理型の法人」という。） 法人の役職員の身分については、法人に高い自主性・自律性を発揮させた業務運営を行わせることにより国民向けサービスの質の向上、業務の成果の最大化を実現するため、財務・会計面における運用と同様、人事・給与面での柔軟かつ弾力的な運用ができるよう、非公務員とする。 ただし、単年度管理型の法人は、その行う事務・事業が国の行政事務と一体的な進行管理により確実・正確な執行が求められ、その業務の停滞は、国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすことから、争議行為の禁止など国家公務員と同様の厳しい服務を適用するため、その役職員は国家公務員とする。 中期目標管理型の法人、単年度管理型の法人のガバナンスは以下の2. から4. に記載するとおりであり、評価主体の変更や内部ガバナンスの強化などの事項は研究開発型の法人にも適用するが、研究開発業務に特有の目標管理の仕組みの導入など研究開発型の法人に固有の事項は、5. で後述する。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）による改正後の独法通則法（以下「改正独法通則法」という。）第2条及び第51条で措置済み。また、改正独法通則法を踏まえた政省令も改正・策定済み。	—

2. PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

講ずべき措置		措置状況	措置内容等	今後の対応方針
(1) 効率的かつ実効性のある評価体制の構築				
02	主務大臣が法人の業績評価を実施する仕組みとする。これにより、主務大臣の下での政策のPDCAサイクルを強化するとともに、評価手続の効率化を図る。	1	改正独法通則法第32条、第35条の6及び第35条の11で措置済み。	—
03	主務大臣は、業績評価の結果、成果が不十分、事務・事業が非効率であることにより目標が達成できないおそれがある場合には、法人に対して業務運営の改善を命令することができるようにする。	1	改正独法通則法第32条、第35条の6及び第35条の12で措置済み。	—
04	主務大臣は、政策の実施部門である法人の業績評価結果を政策の企画立案部門である国の政策評価及び政策への反映に活用する。また、政策評価の結果を当該政策体系下の実施部門である法人の業績評価及び法人の組織や事業の見直しに活用する。	—	—	当該閣議決定に基づき、主務大臣において適切に実施していく。
(2) 目標設定及び業績評価の在り方				
05	総務大臣は、法人の業務の特性や類型を踏まえて、目標設定及び業績評価に関する政府統一的な指針（基準や評語等）を策定する。 主務大臣は、法律や総務大臣が策定する指針に基づき目標設定を具体的に行うとともに、毎年度、評価事務の効率化にも配慮しつつ、適正かつ厳正に業績評価を実施する。また、主務大臣は、目標案又はその変更案を作成する際には、法人と十分に意思疎通を図るものとする。	1	総務省において、目標設定及び業績評価に関する政府統一的な指針として、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」を、平成26年9月に策定し、措置済み。	今後も引き続き、当該指針に基づき、主務大臣において適切に対応していく。

06	法人は、業績評価結果を活用し、主務大臣から指示された目標の達成に向け、計画の見直しなど必要な業務運営の改善を図るとともに、業績評価結果の反映状況を毎年度公表する。主務大臣は、業績評価結果を、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直し、次期中期目標期間における目標設定や予算要求などの際に活用する。	1	(前段) 改正独法通則法第28条の4で措置済み。	(後段) 当該閣議決定に基づき適切に実施していく。
(3) 法人分類に応じた評価手続の整備 ①中期目標管理型の法人における評価手続				
07	中期目標期間に係る業績評価の時期を早めることとし、最終年度において、前年度までの業績及び最終年度の業績の見込みを対象に評価を行う仕組みとする。	1	改正独法通則法第32条及び第35条の6で措置済み。	—
08	主務大臣は、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しの際には、業務継続の必要性の検討にとどまらず、組織自体の存続の必要性を含め組織の在り方についても必ず検討を行い、所要の措置を講ずるとともに、検討結果及び講ずる措置内容を公表する。	1	改正独法通則法第35条及び第35条の7で措置済み。	—
②単年度管理型の法人における評価手続				
09	主務大臣が毎年度、法人に対して目標を指示するとともに業績評価を実施するという単年度の目標管理の仕組みを基本とする。	1	改正独法通則法第35条の9及び第35条の11で措置済み。	—
10	主務大臣は、業務運営の効率化に関する事項については、毎年度の業績評価に加え、中期的にも評価を実施する。	1	改正独法通則法第35条の11第2項で措置済み。	—
(4) 第三者機関による業績評価結果等の点検、勧告等				
11	第三者機関は、主務大臣の中期目標案及び中期目標期間に係る業績評価結果(単年度管理型の法人にあっては、一定期間ごとに主務大臣が実施する業務運営の効率化に関する評価結果)を点検し、必要と認める場合には、主務大臣に対して意見を述べるができることとする。	1	改正独法通則法第29条、第32条、第35条の4、第35条の6及び第35条の11で措置済み。また、改正独法通則法を踏まえた関係政省令も措置済み。	—
12	さらに、第三者機関は、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直し結果及び講ずる措置内容を点検し、主要な事務・事業の改廃の勧告や、内閣総理大臣に対する勧告事項についての意見具申ができることとする。また、法人の見直しが実効性あるものとなるよう、政府の行政改革関係部門は適切に連携を図るものとする。	1	(前段) 改正独法通則法第35条、第35条の2、第35条の7及び第35条の8で措置済み。	(後段) 当該閣議決定に基づき、政府の行政改革関係部門において適切に連携を図る。
13	第三者機関は、総務大臣の指針並びに評価の制度及び実施に関する重要事項を調査審議し、総務大臣又は主務大臣に対して意見を述べるができることとする。	1	改正独法通則法第12条の2及び第28条の2で措置済み。	—
14	総務省の行政評価・監視の調査対象に法人を追加する。また、第三者機関が点検等の業務を行う場合には、総務省の調査結果や行政事業レビューによる点検結果を活用する。	1	(前段) 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第67号。以下「整備法」という。)第46条で措置済み。	(後段) 当該閣議決定に基づき、第三者機関が点検等の業務を行う場合には、総務省の調査結果や行政事業レビューによる点検結果を活用する。

３．法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入

講ずべき措置		措置状況	措置内容等	今後の対応方針
(１) 監事の機能強化等による法人の内部ガバナンスの強化				
15	監事・会計監査人の調査権限を明確化するとともに、役員の不正行為等についての主務大臣等への報告及び監査報告の作成を義務付ける。また、これに併せ、監事監査の指針や会計監査の指針を見直すほか、監事向けの研修・啓発の実施、主務大臣と監事との定期的な意見交換の実施、監事と会計監査人・第三者機関等との連携強化、監事を補佐する体制の整備など、監事の機能の実効性を向上させるための運用面での取組についても充実させることにより、監査の質の向上を図る。	1	(前段) 改正独法通則法第19条、第19条の2、第39条及び第39条の2で措置済み。また、改正独法通則法を踏まえた関係省令も措置済み。 (後段) 監事監査の指針及び会計監査の指針を改訂し、措置済み。	当該閣議決定及びこれらの指針を踏まえ、各法人等において適切に実施していく。
16	法人は、法令等を遵守しつつ業務の適正を確保するための体制を整備する。	1	改正独法通則法第28条で措置済み。	—
17	役員に職務忠実義務及び任務懈怠に対する損害賠償責任を課し、業務運営上の義務と責任を明確化する。	1	改正独法通則法第21条の4及び第25条の2で措置済み。	平成26年度中の総務大臣の定める額の制定に必要な準備を進める。
18	中期目標の達成に責任を持たせるため、法人の長の任期を中期目標期間に対応させるとともに、監事の地位や職務遂行の安定性を強化しつつ決算関連業務を考慮するため、監事の任期を中期目標期間の最終年度の財務諸表承認日までとする。また、財務諸表の早期確定及び監事の任期の安定性を確保する観点から、主務大臣は、法人からの財務諸表提出後、速やかに財務諸表をチェックし、特段の事情がない限り、遅くとも8月末までには承認するよう努める。	1	(前段) 改正独法通則法第21条、第21条の2及び第21条の3で措置済み。	(後段) 当該閣議決定に基づき、主務大臣において適切に実施していく。
19	会計監査人については、適格性を主務大臣がチェックした上で、監事の同意を得て継続して同一の会計監査人を選任し、法人が複数年度にわたって同一の会計監査人と契約することも可能である。主務大臣は、当該法人に対する監査のノウハウ継続による監査の質の向上を図る必要がある場合には、こうした手法を活用する。	—	—	当該閣議決定に基づき、主務大臣において適切に実施していく。
20	役員の任命については、法人が適切に政策実施機能を発揮できる体制とするよう、説明責任を果たしつつ、適材適所の人材登用の徹底を図る。	1	改正独法通則法第20条で措置済み。	—
(２) 法人の役職員への再就職あっせん等に関する規制の導入				
21	役職員が非公務員である法人の役職員に対し、再就職あっせん等に関する規制を導入する。	1	改正独法通則法第50条の4、第50条の5、第50条の6、第50条の7、第50条の8、第50条の9及び第50条の11で措置済み。(政省令の所要の改正等を行うべく、内閣官房・総務省・各府省が連携して作業を進めているところ)	平成26年中の政令等の制定に向けた作業を進めるとともに、平成26年度中の所管府省における主務省令の制定に必要な準備を進める。
(３) 主務大臣による事後的な是正措置				
22	法人及び役職員の違法行為や不正行為、法人の著しく不適正な業務運営に対し、主務大臣が違法・不正行為の是正、業務運営の改善の命令をそれぞれ行えるようにする。	1	改正独法通則法第35条の3、第35条の8及び第35条の12で措置済み。	—

４．財政規律、報酬・給与等の見直し、調達合理化及び情報公開の充実

講ずべき措置		措置状況	措置内容等	今後の対応方針
23	法人への運営費交付金が国民から徴収された税金を財源にしていることを踏まえ、法人に対し運営費交付金を適切かつ効率的に使用する責務を課す。一方、制度の運用に当たり、独立行政法人の多種多様な事務・事業の特性や業務運営における自主性に十分配慮することを明確化する。	1	運営費交付金の適切かつ効率的な使用の責務については改正独法通則法第46条第2項で、制度の運用に当たっての特性・自主性への配慮については、第3条第3項でそれぞれ措置済み。	—

24	国から事前に使途が特定されない運営費交付金の根幹を維持しつつも、各法人の事業等のまとまりごとに予算の見積り及び執行実績を明らかにし、著しい乖離がある場合にはその理由を説明させることとする。ただし、予算の硬直化につながらないよう運用において十分に留意する。	1	当該閣議決定に基づき、関係通知の様式を改訂し、措置済み。	当該閣議決定及び関係通知に基づき、各法人において適切に実施していく。
25	中期目標において主務大臣が指示する効率化目標については、各法人の事務・事業の実態やこれまでの効率化努力等を踏まえ、画一的で硬直的な目標ではなく、法人ごとに適切な目標を設定するよう努める。	1	総務省において、効率化目標も含め、政府統一的な目標の指針を平成26年9月に策定した。	今後も引き続き、当該指針に基づき、主務大臣において適切に対応していく。
26	法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。 また、法人の事務・事業や収入の特性に応じ、臨時に発生する寄附金や受託収入などの自己収入であってその額が予想できない性質のものについては、運営費交付金の算定において控除対象外とする。 これらの取組のほか、事務・事業の特性や業績評価結果等も踏まえ、メリハリのある資源配分を行う。	—	—	当該閣議決定に基づき、主務大臣において適切に実施していく。
27	毎年度の剰余金の処理に当たり、法人の業務と運営費交付金の対応関係を明らかにした上で、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益の一定割合（原則として5割）を経営努力として認めるほか、恒常的な業務であっても新たなテーマや工夫による取組について新規の利益と認め、前年度実績ではなく過去の平均実績の利益を上回れば足りることとするなど、認定基準の要件を改善することとする。また、速やかに認定手続を行うこととし、中期計画に定めた範囲で様々な使途に迅速に活用できることとする。	1	（前段・後段とも） 当該閣議決定を受けて、総務省から「独立行政法人の経営努力認定について」を通知済み（平成26年6月27日）。	—
28	法人の積立金の処分については、中期目標期間をまたいで円滑に事務・事業を執行させるとともに、中期目標期間の最終年度においても経営努力を促すため、繰越事由を拡大することとし、中期目標期間終了時の積立金のうち、 ・ 資料調達業者の倒産や震災の影響、共同研究の相手先の研究遅延など自己の責任でない事由により中期目標期間内に使用できなかった場合 ・ 中期目標期間の最終年度に経営努力認定に相当する事由がある場合に該当するものについては、中期目標期間を超える繰越しを認めることとする。	1	当該閣議決定を受けて、総務省から「次期中期目標期間への積立金の繰越しについて」を通知済み（平成26年6月27日）。	—
29	法人の業務上の余裕金は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）により、預金や国債のほか、主務大臣が指定する有価証券等に限定して運用することとされている。しかし、資産運用を行うことを本来の業務としている法人や個別法で例外規定を設けている法人を除けば、そもそも投機的な金融取引を行ってまで収益を獲得することが求められているものではないため、主務大臣は、安全資産であることを十分に確認して有価証券を指定するものとする。	—	—	当該閣議決定に基づき、主務大臣において適切に実施していく。
30	法人の会計基準について、損益均衡の仕組みを維持しつつ、事業等のまとまりごとに区分された情報を充実するとともに、原則として業務達成基準を採用するなどの見直しを行う。また、法人における管理会計の活用等により自律的なマネジメントの実現を図る。	1	会計基準について、法人分類を問わず、事業等のまとまりごとに区分されたセグメント情報を求めるとともに、業務達成基準を原則とする改訂を行い、措置済み。	当該閣議決定及び改訂会計基準に基づき、主務大臣及び各法人が適切に実施していく。
31	単年度管理型の法人の運営費交付金については、毎年度、見積りに基づき交付することとし、その上で合理的な理由がある場合には繰越しを認めることとする。また、単年度の財政措置とすることに伴い、運営費交付金の会計上の取扱い等について、会計基準を見直す。	1	会計基準について、単年度管理型の法人の会計上の取扱いを改訂し、措置済み。	改訂会計基準に基づき、各法人において適切に実施していく。

32	独立行政法人の役職員の報酬・給与・退職手当は、人件費総額について国が中期計画の認可を通して関与するものの、支給基準は主務大臣に届け出れば足り、職員数は法人の独自の判断で定めることができるなど、法人の自律的な運営が可能となっている。現行制度下においても、各法人の判断で、年俸制を含めた業績給など、事務・事業の特性に応じたより柔軟な報酬・給与制度の導入が可能である。しかしながら、現実には柔軟な報酬・給与制度の導入が進んでいないため、各法人において業績給等の実施状況を公表させ、その導入を促進する。 また、職員表彰や賞与の一部を活用した報奨金制度の導入、成績不良者に対する厳正な対応の実施など、信賞必罰の考え方の下、業績評価を反映する取組を実施することにより、業績の向上や業務の効率化を促進する。	1	業績給等の実施状況の公表については、平成26年9月に報酬・給与水準公表のガイドラインを改訂し、措置済み。	業績評価を反映する取組の実施については、当該閣議決定に基づき、主務大臣において適切に実施していく。 また、各法人が新たな報酬・給与水準公表のガイドラインに則り、適切に実施していく。
33	法人の長の報酬については、法人の事務・事業の特性を踏まえ当該人物が長に就任することにより法人の事務・事業がより一層効果的かつ効率的に実施されると見込まれ、かつ、当該人物の能力・経歴・実績等にあわせて水準の報酬を設定する必要がある場合には、事務次官の給与より高い水準の報酬を設定することも可能とする。ただし、主務大臣による長の任命に際して報酬水準の妥当性を十分に検証するものとする。また、毎年度の長の報酬額を法人が決定する際には、法人の業績評価を十分に勘案するものとする。	—	—	当該閣議決定に基づき、主務大臣や各法人において適切に実施していく。
34	各法人は、長の報酬水準が妥当であると判断する理由について、職務内容の特性、参考となる他法人の事例等を用いて公表する。また、「お手盛り」とならないよう、監事等によるチェックを行うものとする。その上で、主務大臣は法人の説明を検証し、その結果を公表するとともに、国民の納得が得られないと認められる場合には、報酬額の見直しなど適切に対応するよう、法人に要請する。	1	公表については、平成26年9月に報酬・給与水準公表のガイドラインを改訂し、措置済み。	当該閣議決定に基づき、主務大臣において適切に実施していく。 また、各法人が新たな報酬・給与水準公表のガイドラインに則り、適切に実施していく。
35	法人の役職員の報酬・給与の支給基準の設定に当たり、役職員が非公務員である法人の役職員については職務の特性や国家公務員・民間企業の役員・従業員の報酬・給与等を勘案し、役職員が公務員である法人の役職員については国家公務員の給与を参酌するなど、設定の考え方を具体的に明記する。	1	改正独法通則法第50条の2、第50条の10、第52条及び第57条で措置済み。	—
36	法人の給与水準については、法人の事務・事業の特性等を踏まえ当該事務・事業がより効果的かつ効率的に実施されると見込まれる場合には、国家公務員より高い水準を設定することも可能とする。このような柔軟な取扱いにより、給与の水準や体系について法人の自由度を高める一方、透明性向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、法人は、総務大臣が定める様式により、給与水準を毎年度公表するものとする。その際、法人の分類に応じ、 ① 役職員が非公務員である法人については、国家公務員との比較に加え、当該法人と就職希望者が競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較など、当該法人が必要な人材を確保するために当該給与水準とすることが必要である旨を、その職務の特性を踏まえながら説明するものとする。このうち、特に国家公務員と比べて法人全体の職員の給与水準が高い法人は、高い水準であることの合理性・妥当性について、国民に対して納得が得られる説明を行うものとする。 ② 役職員が公務員である法人については、国家公務員の給与を参酌して当該水準が妥当であると考え理由を説明するものとする。 監事による監査においても、給与水準を厳格にチェックするものとする。	1	公表については、平成26年9月に報酬・給与水準公表のガイドラインを改訂し、措置済み。	当該閣議決定に基づき、各法人において適切に実施していく。 また、各法人が新たな報酬・給与水準公表のガイドラインに則り、適切に実施していく。
37	主務大臣は、法人の説明を検証し、その給与水準の妥当性について、判断理由とともに公表する。また、国民の納得が得られないと認められる場合には、給与水準そのものの見直しなど適切に対応するよう、法人に要請する。総務省は、主務省から報告を受けて公表する。	1	公表については、平成26年9月に報酬・給与水準公表のガイドラインを改訂し、措置済み。	当該閣議決定に基づき、各法人において適切に実施していく。 また、各法人が新たな報酬・給与水準公表のガイドラインに則り、適切に実施していく。
38	また、役員の退職手当への業績反映について、現在、各府省評価委員会が認定するなどの仕組みとなっているところ、この改革により各府省評価委員会が廃止されることから、今後は、主務大臣の責任の下、今般の報酬・給与の弾力化の趣旨も踏まえ、透明性や説明責任を果たしつつ、業績を的確に反映することができるような弾力的な仕組みとする。	1	総務省において、業績勘案率の算定に関する新たなルールを平成27年5月に策定し、措置済み。	—
39	各法人は、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、事務・事業の特性を踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとする。 総務省は、各法人において会計規程等の見直しを行うに当たり、特殊で専門的な機器の調達であり相手方が特定される場合など、随意契約によることができる具体的なケースを各法人に示して、調達の合理化の取組を促進するとともに、現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する。	1	総務省において、平成26年10月に随意契約によることができる具体的なケースを示し、平成27年5月に調達に関する新たなルールを策定し、措置済み。	当該閣議決定に基づき、各法人において適切に実施していく。 また、随意契約によることができる具体的なケースを踏まえ、各法人において会計規程等を適切に見直すとともに、調達に関する新ルールに則り、引き続き調達の合理化・適正化に努める。

40	各法人の事業等のまとまりごとに、予算の見積りを年度計画に、執行実績を事業報告書に添付・公表することとし、著しい乖離がある場合にはその理由を説明する。	1	当該閣議決定に基づき、関係通知の様式を改訂し、措置済み。	当該閣議決定及び関係通知に基づき、各法人において適切に実施していく。
41	各法人において、職務段階、年齢、家族構成等について一定の仮定を置いて算出したモデル給与、業績給導入実績の推移や業績給導入による給与実態等を公表する。	1	平成26年9月に報酬・給与水準公表のガイドラインを改訂し、措置済み。	各法人が新たな報酬・給与水準公表のガイドラインに則り、適切に実施していく。
42	法人は、業績評価結果の業務運営や予算等への反映状況について、毎年度公表する。	1	改正独法通則法第28条の4で措置済み。	改正法の規定及び当該閣議決定に基づき、各法人において適切に実施していく。

5. 研究開発型の法人への対応

講ずべき措置		措置状況	措置内容等	今後の対応方針
(1) 研究開発型の法人に共通に講ずるべき措置				
43	研究開発型の法人について、上記2. から4. までの中期目標管理型の法人に対する措置内容を適用しつつ、法律事項としてはさらに以下を規定する。 独立行政法人通則法の下、研究開発に係る事務・事業を主要な業務として実施する法人を研究開発型の法人として位置付け、中期目標管理型の法人、単年度管理型の法人とは異なるカテゴリーの独立行政法人であることを明確化する。	1	改正独法通則法第2条第3項で措置済み。	—
44	研究開発型の法人が、研究開発等に係る方針に基づき、大学又は民間企業が取り組みがたい課題に取り組む法人であることを明示するため、「国立研究開発法人」（仮称）という名称を付し、法人の目的は「研究開発成果の最大化」であることを明示する。	1	改正独法通則法第2条第3項及び第4条第2項で措置済み。	—
45	研究開発成果の最大化という目的に鑑み、主務大臣が定める中期目標に記載すべき事項として、研究開発成果の最大化に関するものを追加するものとする。	1	改正独法通則法第35条の4第2項で措置済み。	—
46	研究開発業務に係る目標設定や業績評価については、総合科学技術会議が研究領域の特性や国際的な水準等を踏まえて指針を策定し、総務大臣は、当該指針を目標設定及び業績評価に関する指針に反映することとする。主務大臣は、総務大臣が定める目標設定及び業績評価に関する指針に基づいて、目標設定・評価を行う。	1	改正独法通則法第28条の2及び第28条の3で措置済み。	—
47	研究開発業務の専門性に鑑み、主務大臣が行う中期目標設定や業績評価、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しの際には、主務大臣の下に設置する研究開発に関する審議会が科学的知見や国際的な水準に即して適切な助言を行う。また、同審議会は、必要に応じ、外国人有識者を委員とすることも可能とする。	1	改正独法通則法第35条の4第4項及び第5項、第35条の6第5項並びに第35条の7第2項で措置済み。（政省令の所要の改正等を行うべく、内閣官房・総務省・各府省が連携して作業を進めているところ）	—
48	中期目標期間を長期化し、最大7年とする。	1	改正独法通則法第35条の4第1項で措置済み。	—
49	また、運用については、抜本的に見直しを行い、研究開発成果の最大化に資するため、以下の運用改善を行っていくこととする。 報酬・給与については、現行制度下においても、各法人の判断で、年俸制を含めた業績給など、より柔軟な報酬・給与制度の導入が可能であり、こうした業績給等の実施状況の公表により、その導入を促進する。	1	業績給等の実施状況の公表については、平成26年9月に報酬・給与水準公表のガイドラインを改訂し、措置済み。	業績評価を反映する取組の実施については、当該閣議決定に基づき、主務大臣において適切に実施していく。 また、各法人が新たな報酬・給与水準公表のガイドラインに則り、適切に実施していく。
50	法人の長の報酬については、研究開発の特性を踏まえ当該人物が長に就任することにより法人の研究開発業務がより一層効果的かつ効率的に実施されると見込まれ、かつ、当該人物の能力・経歴・実績等にふさわしい水準の報酬を設定する必要がある場合には、事務次官の給与より高い水準の報酬を設定することも可能とする。ただし、主務大臣による長の任命に際して報酬水準の妥当性を十分に検証するものとする。また、毎年度の長の報酬額を法人が決定する際には、法人の業績評価を十分に勘案するものとする。	—	—	当該閣議決定に基づき、主務大臣や各法人において適切に実施していく。
51	給与水準は、研究開発業務の特性等を踏まえ、当該業務がより効果的かつ効率的に実施されると見込まれる場合には、国家公務員より高い水準を設定することも可能とする。こうした柔軟な取扱いにより、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要となることに鑑み、給与水準を毎年度公表する際には、必要な人材を確保するために当該給与水準とすることが必要である旨を、研究職員の特性を踏まえながら説明する。	1	公表については、平成26年9月に報酬・給与水準公表のガイドラインを改訂し、措置済み。	当該閣議決定に基づき、各法人において適切に実施していく。 また、各法人が新たな報酬・給与水準公表のガイドラインに則り、適切に実施していく。

52	目標設定については、総務大臣が示す目標設定及び業績評価に関する指針において、課題解決型の目標設定も可能であることを明示する。業績評価についても、過去の活動の達成度評価のみではなく、そこまでの成果が更に将来どのような成果に結びつくのかという将来を見越した評価とするなど、必ずしも定量的実績にとられない評価も可能であることを明示する。	—	—	当該閣議決定に基づき、総務大臣が策定する指針の中で適切に反映する。
53	研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みを改善し、各法人は、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、総務省が示す随意契約によることのできる具体的なケースを踏まえ、随意契約によることのできる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を可能とする。 総務省は、特殊で専門的な研究開発機器の調達であり相手方が特定される場合や緊急的な調達など、随意契約によることのできる具体的なケースを各法人に示して、調達の合理化の取組を促進する。また、現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する。	1	総務省において、平成26年10月に随意契約によることのできる具体的なケースを示し、平成27年5月に調達に関する新たなルールを策定し、措置済み。	当該閣議決定に基づき、各法人において適切に実施していく。 また、随意契約によることのできる具体的なケースを踏まえ、各法人において会計規程等を適切に見直すとともに、調達に関する新ルールに則り、引き続き調達の合理化・適正化に努める。
54	上記のほか、2. から4. において、効率化目標の設定や自己収入の取扱い、経営努力認定、中期目標期間を超える繰越し等について柔軟化を図ることとなっており、研究開発型の法人についても、研究開発の特性を踏まえた柔軟な運用を行うこととする。	—	—	当該閣議決定に基づき、主務大臣や各法人において適切に実施していく。
(2) 世界的な研究開発成果の創出を目指す法人に対する措置				
55	研究開発型の法人のうち、国家戦略に基づき、国際競争の中で、科学技術イノベーションの基盤となる世界トップレベルの成果を生み出すことが期待される法人については、総合科学技術会議、主務大臣及び法人が一体となって科学技術イノベーション政策に取り組んでいくことが必要であり、そのためには、他の研究開発型の法人よりも、総合科学技術会議や主務大臣の関与を強めることが重要である。また、こうした法人に対し、その特性に応じた業務運営上の必要な配慮を行っていく場合、その指針等についてできるだけ法律で規定していくことは望ましい。 ○ 一方で、こうした法人についても、他の独法と同様に、透明性やガバナンス・効率性を適正に確保していくことが重要であり、事業中立的な総務大臣による横串の視点からのチェックを行うことが必要である。 ○ こうした観点から、科学技術イノベーションの基盤となる世界トップレベルの成果を生み出す創造的業務を担う法人を「特定国立研究開発法人（仮称）」として位置付け、総合科学技術会議・主務大臣の強い関与や業務運営上の特別な措置等を別途定めることとし、具体的な措置は、内閣府・総務省共管の別法によることとする。別法の対象法人については、極力少数に限定することとする。 ○ 別法には以下を含めた事項を盛り込むこととする。 ・研究開発の特性を踏まえた運用を行う。 ・主務大臣が法人と一体となった運営を可能とするため、主務大臣が、法人に対し、状況の変化に応じた的確な指示を出すことを可能とする。 ・主務大臣は、法人に対し、中期戦略目標（最大7年）を提示することとし、記載事項は、①研究開発成果最大化に関する事項、②法人の長のマネジメントに関する事項、③研究開発活動の改善及び効率化に関する事項等とする。なお、主務大臣が中期戦略目標を設定する際は、科学技術基本計画等の国家戦略に基づいた目標を設定すること、「研究開発成果最大化に関する事項」については課題解決型の目標設定とすること、「研究開発活動の改善及び効率化に関する事項」については、研究開発の特性に配慮したものとする必要がある。 ・総合科学技術会議は、主務大臣の中期戦略目標設定及び中期戦略目標終了時の見直し等に関して、国家戦略の実現の観点から、適切な関与を行う。 ・法人は自己評価を毎年度実施し、主務大臣に結果を報告する。 ・法人の長は、国際競争力の高い人材の確保を図るとともに、職員の能力を最大限発揮させるため、処遇を含め人事制度改革、柔軟な給与設定等の必要な措置を講じ、研究開発成果を最大化できる研究体制を構築するよう努める。 ・法の施行状況等を踏まえ、特定国立研究開発法人の対象を含め、法制度の在り方の見直しを行う旨を規定する。	1	総合科学技術・イノベーション会議や主務大臣による強い関与や業務運営上の特別な措置等を定めた「特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法」が平成28年5月に成立（10月施行予定）。同法で物質・材料研究機構、理化学研究所、産業技術総合研究所の3法人を指定。 また、同法に基づき、「特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針」を平成28年6月に閣議決定した。	「特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法」及び「特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針」に基づき、関係機関と物質・材料研究機構、理化学研究所及び産業技術総合研究所が緊密に連携して適切に実施していく。

No	01	所管	内閣府	法人名	国立公文書館
----	----	----	-----	-----	--------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）附則で定める法施行後5年を目途とする見直しの中で、法の施行状況や立法院、司法院との関係性等も踏まえつつ、組織の在り方について幅広く検討を行う。	3	国立公文書館の組織の在り方については、独立行政法人改革全般の動きや公文書管理法施行5年後見直しをめぐる動きを見据えつつ、法の施行状況や立法院・司法院との関係性も踏まえ、論点の整理や基本的な考え方の検討を進めていく。	引き続き、論点の整理や基本的な考え方の検討を進めていく。
02	立法院、司法院からの文書移管が拡大する場合には、文書管理の事務量に応じた負担の均衡を踏まえた体制の整備を検討する。	3	国立公文書館の組織の在り方については、独立行政法人改革全般の動きを見据えつつ、法の施行状況や立法院・司法院との関係性も踏まえ、論点の整理や基本的な考え方の検討を進めていく。	引き続き、論点の整理や基本的な考え方の検討を進めていく。
03	組織の見直しを踏まえた新たな組織への移行が確定するまでの間は、従来の法人形態を維持し、単年度管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	-

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	3	共同調達の可能な案件や共同調達の相手方法人について検討したところであるが、調達件数も少なく、その規模も小さいことから、現在のところ共同調達の実施に至っていない。	共同調達の可能性について引き続き検討を行う。
05	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	2	既存の事務・事業に係る業務フローや事務処理手順上の課題の洗い出しを行い、効率化を進めた。	既存の事務・事業に係る業務フローや事務処理手順上の課題の洗い出しについて引き続き検討を行う。

No	02	所管	内閣府	法人名	北方領土問題対策協会
----	----	----	-----	-----	------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	-

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	3	共同調達の可能な案件や共同調達の相手方法人について検討したところであるが、調達件数も少なく、その規模も小さいことから、現在のところ共同調達の実施に至っていない。	共同調達の可能性について引き続き検討を行う。
03	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	北方領土隣接地域に保有する啓発施設2施設の管理について、コスト分析を行い、地元自治体に無償又は実費負担により委託し、経費削減を図っている。	左記を引き続き実施。

No	03	所管	消費者庁	法人名	国民生活センター
----	----	----	------	-----	----------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	-
02	相模原研修施設の再開については、施設の利用見込み、長期を含めたコスト等を総合的に勘案した上で、平成26年夏までに結論を得る。	1	・閣議決定を受けて、平成26年3月より「国民生活センター相模原事務所研修施設の活用に関する懇談会」を4回開催し、同年8月に報告書を取りまとめた。 ・同懇談会において、 ①消費者教育推進法の施行及び消費者安全法の一部改正等により、研修ニーズが近年高まっている。これらを踏まえた研修計画の策定・実施により、稼働率の上昇が見込まれる ②外部施設を利用するよりも研修施設を利用した方が、1年間、長期ともにコスト減となる ③研修施設では、学習効果の高い事例検討型・参加体験型の研修が実施可能であるとともに、研修終了後の受講者同士の交流や情報交換が促進される ④研修施設で効果的な研修を行うためには、インターネット接続環境等の整備が必要である ⑤同研修施設が所在する地区一帯については、相模原市が公園利用や公的利用を前提としているため、民間への施設の売却は困難 との結果がとりまとめられたことから、国民生活センターが効果的な研修を行うため、必要な研修環境の手当てを行った上で、相模原研修施設を再開することとする。	必要な研修環境の手当てを行った上で研修施設を再開するとともに、平成27年度以降、以下の方策を実施していく。 稼働率の維持・向上のため以下の①～③を行う。 ①達成すべき数値目標の設定・公表 ②達成状況の確認・検証・公表 ③多くの受講対象者が研修に参加できるような方策の検討 研修施設全体の収支改善のため以下の①～③を行う。 ①受講料、宿泊料の適正化 ②一般利用者への貸出しの活用 ③建物管理等における民間委託の更なる活用
03	東京事務所については、同事務所が合築されている建物に所在する品川税務署の移転計画が撤回されたことから、引き続き同事務所において業務を実施する。	-	引き続き東京事務所において業務を実施している。	-

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	商品テストについて、製品評価技術基盤機構（NITE）、農林水産消費安全技術センター（FAMIC）、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（NIBIOHN）と連携を図り、それぞれの機関が保有する専門的な知見や技術・技能等を活用し、確実かつ効率的に商品テストを実施しているが、共同調達や間接業務の共同実施については他法人との場所等の制約のため現時点では実施していない。 なお、平成27年度より、宇宙航空研究開発機構（JAXA）と相模原事務所宿泊施設の利用について連携を図っている。	引き続き、NITE、FAMIC、NIBIOHNと連携を図り効率的な商品テストを実施する。共同調達や間接業務の共同実施については、他法人との場所等の制約のため現時点では実施していないが、実施可能性について引き続き、検討を進める。 また、平成27年度より開始したJAXAとの相模原事務所宿泊施設の利用の連携については、引き続き実施する。
05	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	教育研修事業のうち、従来は郵送及びFAXにより行っていた研修講座の案内・申し込み・受付等業務について業務量等を分析・検討した結果、平成27年度から研修コース数が増加することにより、当該事務作業・コストが増大することが予想されたため、平成27年度よりWEBシステムにより実施することとし、民間委託をしている。	平成27年度から研修講座の案内・申し込み・受付等をWEBシステム化し、効率化を図った。平成28年度以降も引き続きWEBシステムを活用し、利便性等の向上に努める。 その他の事務・事業については、業務フロー等の分析を開始し、その結果に基づき、業務改善を順次実施する。その際には、「独立行政法人通則法」第28条第2項を踏まえ、リスク分析・評価をあわせて実施する。

No	04	所管	総務省	法人名	情報通信研究機構
----	----	----	-----	-----	----------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	研究開発型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	情報通信分野における研究開発をより効果的・効率的に進めていく観点から、産業技術総合研究所及び情報処理推進機構との連携協力を一層強化する。	1	○産業技術総合研究所 連携協力のための意見交換を4回実施した。 また、先端光技術の応用に関する国際シンポジウムを2015年7月13日～15日京都において共同で開催した。以後、連携協力のための意見交換を含め、シンポジウムの開催における協力関係を継続することとした。 ○情報処理推進機構 情報通信研究機構が開発・所有する解析エンジンにて情報処理推進機構から提供するウイルス検体を解析し情報共有する連携協力を実施中。	講ずべき措置を踏まえ、左記の措置内容の取組を着実に推進し、より一層連携協力を強化する。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03	不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。	1	交付決定時の助成事業者説明会において、予算の適正な執行のための手続き等を説明、また交付後の調査を実施し、法令遵守体制の確保に努めた。	措置済み
04	不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る。	1	補助金の不正受給・不正使用を行った補助事業者に対しては、補助金等適正化法に基づき交付決定の取消や返還命令がなされることとなる。また、補助事業者向けに事務・経理処理を解説する「助成金に関し事業者が遵守すべき事務・経理処理事項について（NICT産業振興部門通知）」では、「不正行為等に対する措置」として、交付決定の取消、助成金の返還、不正事実として公表することがある旨が定められており、平成26年7月にNICTのホームページにおいて、補助事業者名等を公表するなどの制裁措置について周知を行った。	措置済み
05	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。	1	情報バリアフリー助成、字幕番組、解説番組等制作促進助成について、助成金の制度内容等を紹介するNICTウェブサイト既に掲載済み。	措置済み

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
06	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	海外事務所を有する他法人と情報共有を行うこと等により連携を強化し、パリ事務所については日本原子力研究開発機構との共用化（平成23年4月）に続き、宇宙航空研究開発機構及び科学技術振興機構と事務所共用化の準備を進め、平成25年7月から共用事務所を借り上げ、平成26年2月までに4法人の共用化を完了し、借上げ費用の削減を行った。	法人間での更なる連携強化に向け、他法人における調達等の状況について調査をしていく。
07	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	1	平成23年度から既存の事務・事業について見直し検討を行い、「情報システムの運用に係る業務」について「公共サービス改革基本方針」に基づく「民間競争入札」に付すことを平成24年度に決定した。実施に当たり、当初3拠点を統合して同業務を外部委託することとしていたが、平成25年度に現状を踏まえた業務等の分析を行い、事務・事業の質の維持、効率性及び外部委託の拡大等について再度見直しを行った結果、拠点数を拡大した上で「情報システム運用のための総合サービス業務」として平成26年度から2年間の外部委託を実施済み。	運営状況等の分析を行い、その結果を踏まえて業務内容の見直し、改善等を図る。

No	05	所管	総務省	法人名	統計センター
----	----	----	-----	-----	--------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	単年度管理型の法人とする	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布、平成27年4月1日施行。	—
02	国として真に必要な業務の実施に支障が生じないよう配慮しつつ、民間委託等を一層推進して更なる効率化を図ることにより、平成25年度から平成34年度末までの10年間に常勤役職員の320人の削減を図る。	2	主務省が提示した目標においては、新たに対応が必要となる業務に係る人員を除き、期末（平成29年度末）の常勤役職員数を前期末（24年度末）の常勤職員数834人の8割以下とすることを目標としている。27年度は、統計センターが定める事業計画において年度末の常勤役職員数727人以下を目標とし、これを達成した。	主務省から提示された平成28年度年度目標を踏まえ、平成34年度末までに人員の削減を図る。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	2	共同調達については、既に総務省統計局や総務省本省等と合同して調達を実施し、経済性及び事務効率性の向上を図っている。	引き続き、共同調達を行うとともに、業務の性格に応じた機能的な組織体制の整備や人員の重点的配置を行うことにより、業務の最適化を図る。
04	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監視委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	2	製表業務について業務フロー・コスト分析を行った結果について、第148回官民競争入札等監視委員会（平成26年12月17日）において「『統計センターが実施している業務』については、分析の結果、既に民間事業者、システム等を活用した効率的な事業実施を検討しているなど、改善の取組が確認されることから、引き続き、自らの取組に委ねることとする。」との回答を得ており、昨年度に引き続き、自らの取組により、業務改善を図っている。	官民競争入札等監視委員会の回答を踏まえ、自らの取組により、業務改善に取り組んでいく。

No	06	所管	総務省	法人名	郵便貯金・簡易生命保険管理機構
----	----	----	-----	-----	-----------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針									
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—									
02	将来的には、管理する債務の減少の状況等を見据えた上で、本法人の解散について検討を行い、必要な措置を講ずる。	3	現時点では、機構には、引き続き、独立行政法人として、旧契約（民営化前に預入が行われた定期性の郵便貯金及び民営化前に契約された簡易保険）を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行させる。 【理由】 機構は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法により「日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行」することを目的として設置された。 旧契約に係る債務については、機構を設立した平成19年から減少しているものの、平成27年度末時点においても依然その水準は高い。 <table><tr><td></td><td>H19（設立時）</td><td>H27 年度末</td></tr><tr><td>郵便貯金・ゆうちょ銀行 預金残高（定期性）</td><td>131 兆 5,880 億円</td><td>18 兆 9,675 億円</td></tr><tr><td>簡易生命保険・かんぽ生 命保険契約数</td><td>6,125 万件</td><td>1,955 万件</td></tr></table>		H19（設立時）	H27 年度末	郵便貯金・ゆうちょ銀行 預金残高（定期性）	131 兆 5,880 億円	18 兆 9,675 億円	簡易生命保険・かんぽ生 命保険契約数	6,125 万件	1,955 万件	将来的に、機構の管理する債務の減少の状況等を見据えた上で、必要な検討を行い、措置を講じる。
	H19（設立時）	H27 年度末											
郵便貯金・ゆうちょ銀行 預金残高（定期性）	131 兆 5,880 億円	18 兆 9,675 億円											
簡易生命保険・かんぽ生 命保険契約数	6,125 万件	1,955 万件											

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	3	郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、例えば消耗品の調達について、業者との間で以前から頻繁に見積り合わせを重ねてきた結果、大規模企業等の団体と同等の最低価格単価での調達を実現できていることもあり、他法人との共同調達は実施していない。	立地条件、会計基準・調達基準等に配慮しつつ、他の法人の取組事例を参考にしながら、今後検討してまいりたい。
04	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	2	平成22年度に設置した理事を長とする「業務実施体制の検証・効率化プロジェクト」において、毎年度、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」を参考にしつつ、業務・組織体制及びそのコストについて検証を行っている。 総務省からの「独立行政法人の監事の機能強化に伴う措置について」（平成27年1月8日総情貯第9号）要請文書に基づき、平成27年4月1日付で保険部職員1名を監事補助者として総務課に兼務させ、監事を補佐する体制を整備した。 平成28年度は第三期中期計画策定に係る業務により、第二期中期目標期間の中でも特に繁忙期となると予想されとの検証結果が示されたことを受け、第三期中期計画策定準備作業を一部前倒しするなど、事務処理体制の見直しを行った。また、平成26年度まで部外委託をしていた国際ボランティア貯金の監査事務を平成27年度は機構職員が直接行う等により、事務処理の効率化と経費の削減を図った（当該事務委託経費の削減額約600万円）。	平成28年度以降においても継続的に検証を行い、見直しを図る。

No	07	所管	外務省	法人名	国際協力機構
----	----	----	-----	-----	--------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	-
02	本法人と国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所は、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。	2	・外務省・経済産業省・国土交通省による「国際業務型独立行政法人の海外事務所の機能的な統合について 最終とりまとめ」（平成24年9月）の趣旨に添い、共用化又は近接化を進めている。 ・具体的には、各拠点の契約更新や移転等を検討するに際し、共用化又は近接化に向けた検討や物件調査を行っている。（平成26年度は、パリにおいてJICAの移転による日本貿易振興機構（JETRO）との2法人の近接化を、ハノイにおいてJICAの移転による国際交流基金（JF）及びJETROの3法人の近接化を達成した。平成27年度は、中国において国際観光振興機構（JNTO）がJICAと同じ建物内に入居した。）	・引き続き各拠点の契約更新や移転等を検討するに際し、共用化又は近接化に向けた検討や物件調査を行う。
03	政府開発援助の事業が適正かつより効果的に実施されるよう、本部だけでなく海外事務所においても、法令遵守体制を更に強化する。	2	・不正腐敗事案に対する機構内の意識及び取組を強化するため、在外拠点に赴任する職員に対する研修を計12回実施した。ナショナルスタッフに対しても3回のコンプライアンス研修を実施した。また、コンプライアンス体制確認調査（計6拠点）を実施し、コンプライアンス態勢を確認・助言するとともに、地域の他の拠点もTV会議で接続して計27拠点195名に対して不正腐敗防止を含むコンプライアンスの留意点の講義を実施した（平成27年度）。 ・コンプライアンス・マニュアルの大幅改訂を行い、国内・在外全拠点へ配布した（日本語：平成27年度、英語・フランス語・スペイン語：平成28年度）。コンプライアンス・マニュアルの内容の理解度を確保するためのウェブ研修を実施した（平成28年度）。 ・在外拠点における適切な調達手続きおよび体制の確保を目的として、在外29拠点に対して出張による調達支援を実施した。また、財務部職員等による経理巡回指導を在外66拠点に対して実施した。在外経理・調達コースのウェブ研修を開講し、在外事務所で合計716人が修了した（平成27年度）。 ・在外拠点を含む全部署において部署別のリスク項目見直し作業を実施。リスク傾向や特徴を分析し、事故の再発防止・リスク低減に向けた周知、注意喚起等を行った（平成27年度）。	平成28年度も研修等を継続して海外拠点の法令遵守体制の強化に取り組む。
04	研修施設の更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図る。	2	地域における国際協力の結節点としての機能を強化し、民間企業、NGO、地方自治体、大学等の多様なパートナーとの連携を促進している。この結果、国内拠点の平成27年度の利用者実績は、前年度を約2.5%上回った。	各国内拠点の地域特性を踏まえた施設の効果的・効率的な利用促進を強化する。利用者数の傾向について引き続きモニタリングを行う。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	保有施設について、その必要性を不断に見直すとともに、更なる利用促進に向けた取組を実施し、施設の稼働率の向上を図る。	2	地域における国際協力の結節点としての機能を強化し、民間企業、NGO、地方自治体、大学等の多様なパートナーとの連携を促進し、国内拠点の施設の利用者数の増加を図っている。国内拠点の施設の利活用状況については、外部専門家による第三者検証を実施した。	各国内拠点の地域特性を踏まえた効果的・効率的な利用促進を強化する。施設の利活用状況、利用者数の傾向について引き続き、第三者検証および定量的なモニタリングを行う。
06	自己収入の拡大を図るため、類似の民間施設の利用料金や当該施設の一般利用料金との比較等により定期的に料金体系を検証し、必要な措置を講ずる。	—	JICAが国内に有する研修施設は、JICA機構法第13条1項に基づき、政府開発援助（ODA）の一環として、開発途上国の行政官・技術者等に対して、技術研修を行うための施設であり、研修施設を使って自己収入の拡大を図るための措置を講ずることは困難。JICAが実施する国民参加型事業等に参加する市民等から使用料を徴取しているケースもあるが、こうしたケースは研修施設利用という観点からはあくまでも付随的なものであり、自己収入の拡大を図ることは困難。	—
07	施設管理・運営について、PFI、市場化テスト、民間委託の更なる活用等により、管理・運営コストの低減を図る。	2	国内拠点施設の運営管理における市場化テスト導入に関し、平成25年度にはJICA横浜センターで、平成26年度には東京国際センター、筑波国際センターで、平成27年度には市ヶ谷ビルで市場化テストを実施した。	市場化テストを通じて取り組んだ各種改善事項を、他国際センターにおける施設管理・運営契約に反映させる。
08	一層の業務の効率的な運営等を図るため、中期目標等において、成果を的確に把握できる定量的な目標を設定する。	3	国内拠点の施設毎の利用者数について、業務実績評価において、定期的に報告している。	国内拠点施設の利用者数について、次期中期計画の定量的目標等として設定し、定期的にモニタリングすることを検討する。

09	不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。	2	次年度助成金交付にかかる事前調査を毎年実施している。同調査では、交付(6月)後、助成金申請の対象事業に係る3か年計画及び次年度申請内容について協議を実施(9月～12月)。その中で、不正受給、不正使用がないことを確認している。	引き続き、先の取組を実施する。
10	不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る。	1	制裁措置については、以下の内部規程に記載済。 「移住者の団体に対する助成金交付基準」第13条（助成金の交付決定の取り消し） 「移住者の団体に対する助成金交付基準」第14条（助成金の返還） 「移住者の団体に対する助成金交付要領（執務要領）」第8条（加算金及び延滞金）	措置済み
11	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。	1	指摘事項については、JICAが実施している助成金交付事業の事業対象者は基本的に継続申請・交付している団体のみとなることから、以下の内部規程及び交付決定通知書（様式）に記載済。 「移住者の団体に対する助成金交付基準」第13条（助成金の交付決定の取り消し） 「移住者の団体に対する助成金交付基準」第14条（助成金の返還） 「移住者の団体に対する助成金交付要領（執務要領）」第8条（加算金及び延滞金） 「移住者の団体に対する助成金交付要領（執務要領）」様式第2号（助成金交付決定通知書） また、申請書を作成するための「手引き」においても記載済。	措置済み

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
12	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	2	効果的かつ効率的な業務運営のため、各海外事務所において、国際交流基金、国際観光振興機構、日本貿易振興機構の海外事務所との会議室の共同利用等の取組を通じて、法人間の業務実施の連携を強化している。	引き続き、業務実施の連携強化を図るとともに、他法人との共同調達や間接業務の共同実施の可能性について検討する。
13	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	2	平成25年3月に理事長を委員長とする「業務改善推進委員会」を機構内に設け、理事長主導で社内横断的に業務改善を進めた。事務・事業のフロー等の分析を行い、事業の質の向上と迅速化を図るための計画を策定した上で、抜本的な合理化・簡素化を進めている。この中で戦略性を強化する対象プログラム(「強化プログラム」)の導入等事業の選択と集中に向けた施策を実施すると共に、技術協力事業の計画策定や実施管理手順の変更、国内出張に係るバック商品等チケット手配業務のアウトソーシング化等を実施した。	「業務改善推進委員会」で策定した、事業の質の向上と迅速化を図るための計画に基づき、引き続き業務改善に取り組んでいる。 また、技術協力機材の在外調達支援業務について、業務フロー・コスト分析を平成27年度から28年度にかけて実施しており、民間委託を行った場合と直接実施した場合の運営状況等を比較し、最適な業務実施方法について検討を行う。

No	08	所管	外務省	法人名	国際交流基金
----	----	----	-----	-----	--------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	本法人と国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所は、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。	2	・外務省・経済産業省・国土交通省による「国際業務型独立行政法人の海外事務所の機能的な統合について 最終とりまとめ」（平成24年9月）の趣旨に添い、共用化又は近接化を進めている。 ・具体的には、各事務所の契約更新や移転等を検討するに際し、共用化又は近接化に向けた検討や物件調査を行っている。（平成26年以降では、ジャカルタにおいて国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の3法人の共用化（26年3月）、ハノイにおいて国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際協力機構の3法人の近接化（26年11月）が実現。）	引き続き、法人間で情報共有を密に行いつつ、共用化又は近接化に向けた検討や物件調査を行う。
03	本法人と国際観光振興機構は、日本ブランドの確立及び訪日外国人旅行者数の一層の拡大のため事業の連携強化等を図る必要があり、両法人の本部事務所を平成28年度末を目途に共用化することを目標とし、平成26年夏までにその具体的な工程表を策定する。	1	観光庁、国際観光振興機構、外務省、国際交流基金の4者で共用化検討会議を設置、平成26年8月までに7回開催し、工程表を策定（平成26年8月1日）	工程表に沿って、本部事務所共用化に向けた作業を進める。
04	研修施設の更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図る。	2	外部団体からの要請に応じた日本語教師研修や学習者研修の積極的受託や、研修事業の単価縮減による招へい者数の拡大、主催事業の一部受入（平成26年度においては「日本語パートナーズ事業」の派遣前研修）等により、稼働率の維持・向上を図っている。	主催事業または外部団体が実施する事業の参加者・利用者の一層の拡大に向け、引き続き取り組む。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	保有施設について、その必要性を不断に見直すとともに、更なる利用促進に向けた取組を実施し、施設の稼働率の向上を図る。	2	外部団体からの要請に応じた日本語教師研修や学習者研修の積極的受託や、研修事業の単価縮減による招へい者数の拡大、主催事業の一部受入（平成26年度においては「日本語パートナーズ事業」の派遣前研修）等により、稼働率の維持・向上を図っている。	主催事業または外部団体が実施する事業の参加者・利用者の一層の拡大に向け、引き続き取り組む。
06	自己収入の拡大を図るため、類似の民間施設の利用料金や当該施設の一般利用料金との比較等により定期的に料金体系を検証し、必要な措置を講ずる。	—	国際交流基金が国内に有する研修施設は、国際交流基金法第12条に基づき、国際文化交流事業として、主に海外の日本語教師や学習者等に対して、日本語教授法ならびに日本語運用の研修を行うための施設であり、研修施設を使って自己収入の拡大を図るための措置を講ずることは困難。	—
07	施設管理・運営について、PFI、市場化テスト、民間委託の更なる活用等により、管理・運営コストの低減を図る。	2	研修施設の施設管理・運営について、日本語国際センターは平成23年度分から、関西国際センターは平成24年度分から市場化テストを実施し、管理運営コストを低減させてきた。平成26年度に実施した平成27～29年度分の施設管理・運営に関する入れでは、新プロセスへ移行した日本語国際センターで1年あたり約17,621千円（平成22年度比）、市場化テストが終了した関西国際センターで1年あたり約34,049千円（平成23年度比）のコスト低減を達成している。	日本語国際センター及び関西国際センターにおいて、東京本部との物品及び役務の共同調達に努めるなどして、引き続き、合理的・効率的な管理・運営に取り組む。
08	一層の業務の効率的な運営等を図るため、中期目標等において、成果を的確に把握できる定量的な目標を設定する。	2	宿泊施設の稼働率については業績報告書の中で実績値を報告しており、評価委員会において「一定の水準を達成しており優れた実績」との評価を受けている。第三期中期計画期間においては、引き続き稼働率の実績値を報告書に含める形で評価を行う。また、第四期中期計画に向けて、適切な目標数値について検討する。	引き続き、第四期中期計画に向けて、適切な目標数値について検討する。
09	不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。	2	不正受給、不正使用を防ぐため、助成プログラムの全案件で受給団体に事業報告・会計報告、事業成果物の提出を義務付けている。 また、助成プログラムに関する説明会の開催や助成対象事業の視察等を通じて、受給団体の助成プログラムに対する理解の促進及び受給団体のガバナンス強化の支援に努めている。 なお、平成26年8月には、基金内において報告書の提出、経費の変更、確定手続き等、助成事業の適切な実施を担保するための留意点を整理し、周知した。	引き続き交付後の調査の的確な実施とガバナンス強化の支援に取り組む。

10	不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る。	1	不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置について、平成26年秋に公表した平成27年度プログラムから申請要項等に明記し、申請者に対する周知を行った。	-
11	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。	1	不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを、平成27年度の全助成プログラムの申請要領に明記した。	-

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
12	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	2	効果的かつ効率的な業務運営のため、各海外事務所において、国際観光振興機構、国際協力機構、日本貿易振興機構の海外事務所との会議室の共同利用や、広報資料の相互配置、メルマガ、SNSを通じた情報発信等の取組を通じて、法人間の業務実施の連携を強化している。	・引き続き、業務実施の連携強化を図るとともに、海外事務所の共用化又は近接化について情報共有や物件調査の取組を進める。 ・共同購入や間接業務の共同実施については、国際観光振興機構との本部事務所の共用化の実施に合わせ、同事務所の賃貸借に付随する間接業務等について共同購入や共同実施についての可能性を検討する。
13	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	2	適切な内部統制を図りつつ、効率的な運営に資するよう、業務フローの見直しを進めている。また個別には各案件に応じ、業務委託やコスト削減の方策検討を行っている。	市場化テストについては平成26年度までに8件実施済みであるが、業務フローやコスト分析の手法を検討し、引き続き業務改善へ向けた取り組みをすすめる。

No	09	所管	財務省	法人名	酒類総合研究所
----	----	----	-----	-----	---------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	-
02	日本産酒類の輸出促進という新たな政策課題に対する取組等の業務の拡充については、中小企業に過大な負担とならないよう配慮しつつ、民間による応分の負担を求めるとともに、他の研究機関等との連携を強化する。	1	具体的措置として、①酒類製造者の技術力の維持強化の支援、②酒類の品質確保の支援、③酒類の専門知識等の国内外への普及・啓発に関する取組について、受益者負担を求めるとともに、共同研究や鑑評会の共催による実施等、民間機関・県・大学・他法人等と連携しつつ実施することとし、同内容に沿って中期目標・中期計画の変更を平成26年3月に行った。 ①については、地域ブランド確立等のための試験開発の支援や、地域における麹菌・酵母・原料の開発支援等について、公設試験研究機関や酒造組合等と共同研究を行うことにより、民間にも人的・物的負担を求めて実施している(平成27年度実績：計9件)。 なお、これらの取組については、連携窓口を設置するとともに、職員を派遣して、公設試験研究機関や酒造組合等に説明を行い、更なる連携の呼び掛けを行った。 ②については、全国新酒鑑評会・本格焼酎鑑評会の際、輸出促進に資する有料オプション分析を平成26年度より開始するなどの取組を行っている(平成27年度実績：114点、1,035千円)。 ③については、海外の酒類教育機関における日本酒コースのインストラクターの養成プログラムに対し、当該教育機関に協力し、講義や実習などを実施した(平成28年1月21日～22日実施、参加者13名)。	日本産酒類の輸出促進のため、研究開発、日本産酒類の特性及び魅力の発信等の各種取組を実施する。業務の拡充については、中小企業に過大な負担とならないよう配慮しつつ、民間による応分の負担を求めるとともに、他の研究機関等との連携を強化する。 (独立行政法人酒類総合研究所 第4期(注)中期目標 3(4)、5(1)) (注)平成28年4月～平成33年3月
03	東京事務所については、施設の文化財的価値にも配慮した上で、廃止を含め組織・業務の抜本的な見直しを検討する。	1	・第3期中期目標期間において、施設の文化財的価値にも配慮した上で、廃止を含め組織・業務の抜本的な見直しを行った。また、「政府関係機関の地方移転について」(平成27年6月30日 まち・ひと・しごと創生本部決定)において、東京事務所を広島事務所に移転することとされたことを受け、平成27年7月に東京事務所を東広島市に移転の上、廃止し、平成28年3月31日に不要財産を国庫に返納した。 ・なお、赤レンガ酒造工場については、平成26年12月10日に文部科学大臣より重要文化財(建造物)の指定を受けている。	-

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	2	事務用消耗品や清掃業務など、共同調達が可能なものを順次選定し、広島国税局等との間で共同調達を開始している。	立地条件も配慮しながら、共同調達の拡大等に向け、引き続き検討を行う。 (独立行政法人酒類総合研究所 第4期中期計画 2(3))
05	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」(平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂)に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	既存の事務・事業に係る業務フローやコストの分析を行い、事務・事業の質の維持や、効率性、コストの削減、民間の活用等の観点から外部委託の拡大等について検討し、これまで①酒類の高度な分析・鑑定のうち、酒類総研が直接実施する必要が高くない業務については、外部委託を実施した(平成27年度実績 3,140点)。また、②全国新酒鑑評会における一般消費者向け公開行事(公開きき酒会)を、平成26年度より民間(日本酒造組合中央会)の単独開催とすることにより、業務改善を図っている。	引き続き業務フロー・コスト分析を行い、その結果、酒類総研が直接実施する必要性が高くないものについては、民間事業者等への委託を行うことにより業務改善を図る。 (独立行政法人酒類総合研究所 第4期中期計画 2(1))

No	10	所管	財務省	法人名	造幣局
----	----	----	-----	-----	-----

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	単年度管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	-

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	3	現状では、他法人との共同調達や間接業務の共同実施を行っていない。	共同調達や間接業務の共同実施の可能性について、他の法人における実施の状況やスキーム等を見極めつつ、引き続き検討する。
03	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	2	・貨幣セット販売業務については、「公共サービス改革基本方針」（平成24年7月20日改定閣議決定）に基づき、業務フロー・コスト分析を実施し、事務・事業の質の維持や、効率性、コスト削減、民間ノウハウの活用等の観点から民間への委託の拡大について検討を重ねてきた経緯を踏まえ、これまで民間への委託を行ってきたものについては、引き続き民間への委託を行うとともに、新たに、造幣局本局構内の販売所（ミントショップ）における店頭販売業務については、平成26年4月から民間への委託を実施し、平成27年度においても、イベント及び本局構内の販売所における店頭販売業務の民間への委託を実施した。 （注）平成25年6月14日、平成26年7月11日及び平成27年7月10日に閣議決定された公共サービス改革基本方針では、当該業務は民間競争入札の対象事業とはされていない。 ・また、給与計算業務を民間への委託の対象として平成27年12月から検討を行い、当該業務の一部について、民間の人材に担当させることが可能であることを確認した。当該業務については、民間への委託のほか、当該業務の経験を有するパート職員の採用、短時間勤務の再任用職員の活用も選択肢として挙げられることから、引き続き、具体的なあり方について、検討していくこととしている。	これまでの業務改善に引き続き取り組むとともに、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」に示された手法等を参考に、不断の業務改善を図る。

No	1 1	所管	財務省	法人名	国立印刷局
----	-----	----	-----	-----	-------

(様式)

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	単年度管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	3	現状では、他法人との共同調達や間接業務の共同実施を行っていない。	共同調達や間接業務の共同実施の可能性について、製造等を行う法人としての特性を踏まえ、他の法人における実施の状況やスキーム等を見極めつつ、検討する。
03	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	・製品の輸送業務については、業務フローやコストの分析を行い、セキュリティ上の観点を踏まえ、一部の製品について平成25年7月1日から外部委託に変更し、経費の削減（3百万円）が図られたところ。 ・警備業務については、平成26年度にテロ等の破壊活動に対する脆弱性の検証及び問題点の把握を行い、これらを踏まえ、一部の工場で平成27年10月から、これまでの職員による警備に加え、民間委託による警備を導入した。また、更なる警備体制の強化を図るため、平成28年4月から、他の工場において、民間委託警備を導入した。	業務改善に引き続き取り組むとともに、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」に示された手法等を参考に、業務改善に取り組む。

No	1 2	所管	財務省	法人名	日本万国博覧会記念機構
----	-----	----	-----	-----	-------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	独立行政法人日本万国博覧会記念機構を廃止する法律（平成25年法律第19号）の規定に基づき、廃止する。	1	独立行政法人日本万国博覧会記念機構を廃止する法律（平成25年法律第19号）の規定に基づき、平成26年4月1日付で廃止。	—

No	13	所管	文部科学省	法人名	国立特別支援教育総合研究所
----	----	----	-------	-----	---------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	4法人については、それぞれ中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	4法人については、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施すべく、共同実施が可能な対象業務の選定、費用対効果、具体的な方法等について法人間で検討を行い、平成26年夏までに結論を得て、順次実行に移す。	1	閣議決定を受け、平成26年1月27日に4法人の連携を推進する場として「間接業務等の共同実施に関する協議会」を設置して具体的な検討を行い、平成26年7月25日にとりまとめを行った。 とりまとめ後の実施状況及び検討内容等は以下のとおり。 (実施済み) 1. 物品の共同調達【蛍光管(26・27年度)、事務用品等(27年度)】 2. 間接事務の共同実施【会計事務(予定価格作成に係る積算)(26年度)、会計事務等の内部監査(27年度)、源泉徴収票等(外部者の謝金)の作成(27年度)。マイナンバー制度の導入により情報管理の観点から共同実施は不適切と判断し28年度以降は実施しない。】 3. 職員研修の共同実施【新人研修、独立行政法人制度(法律、評価、会計)研修、人事制度(労働法、ハラスメント防止、安全衛生管理)研修、評価階層別(管理職、中堅、初任)研修、その他の研修会(各法人が主催している4法人にとって有益な内容と思われるセミナー等への受講機会の提供)(26・27年度)】 (実施に向け検討) 1. 物品の共同調達(封書運送業務(メール便)、電気供給、デジタル複合機の賃貸借・保守業務、事務用電子計算機の賃貸借) 2. 間接事務の共同実施(旅費計算事務) ※なお、4法人による「間接業務等の共同実施に関する協議会」は今後も定期的な会合を設けながら、実施状況の確認及び検証等のフォローアップを行っていき、更なる効果的・効率的な業務運営を図る。平成28年度は6月14日に実施した。	引き続き、実施可能なものから順次実行を開始する。
03	4法人が保有する宿泊研修施設について、その必要性を不断に見直すとともに、更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図るとともに、定期的に料金体系を検証し、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講ずる。 また、民間委託の更なる活用、PFI等により、当該宿泊研修施設の管理・運営コストの削減を図る。 なお、一層の業務の効率的な運営等を図るため、中期目標等において、成果を的確に把握できる定量的な目標を設定する。	1	料金体系については平成25～27年度において、6か月までの研修では、平成24年度1泊当たり400円から毎年度100円ずつの値上げを行い、1週間までの研修では、平成24年度1泊当たり800円から平成25年度1,000円、平成26年度1,300円、平成27年度1,600円と段階的に改定を行い、自己収入の拡大を図った。 宿泊研修施設の管理運営コストについては、清掃業務等について一般競争入札を実施し、また、一般廃棄物処理業務等で複数年契約を実施することで、コストの削減を図ったところである。 なお、宿泊研修施設の稼働率の向上に向けて、平成28年度から研修コース編成の見直しを行い、各研修コースの受講者の偏りを解消して、受講者数の平準化を行うことなどにより、稼働率の向上に努めたところである。	引き続き、稼働率向上のための方策や管理運営コストの削減の検討を行っていく。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	保有施設について、その必要性を不断に見直すとともに、更なる利用促進に向けた取組を実施し、施設の稼働率の向上を図る。	1	宿泊研修施設の稼働率の向上に向けて、平成28年度から研修コース編成の見直しを行い、各研修コースの受講者の偏りを解消して、受講者数の平準化を行うことなどにより、稼働率の向上に努めている。 また、平成28年3月に「体育館及びグラウンドの外部利用の促進に向けての対応方針」を策定し、広報活動の充実、利用可能時間の延長と施設使用料設定の見直し等、稼働率の向上に努めているところである。	引き続き、稼働率向上のための方策について検討していく。
05	自己収入の拡大を図るため、類似の民間施設の利用料金や当該施設の一般利用料金との比較等により定期的に料金体系を検証し、必要な措置を講ずる。	1	宿泊施設の利用料金について、平成25～27年度において段階的に料金を改定し、自己収入の拡大を図った。引き続き、料金体系の検証を行っていく。	引き続き、料金体系の検証を行い、電気料金等の管理経費増に応じて実費負担相当分の利用料金の改訂を行う。
06	施設管理・運営について、PFI、市場化テスト、民間委託の更なる活用等により、管理・運営コストの低減を図る。	1	施設管理・運営については、清掃業務等について一般競争入札を実施し、また、一般廃棄物処理業務等で複数年契約を実施することで、コストの削減を図っている。	宿泊研修施設の管理・運営コストの削減に向けて、民間委託の更なる活用を検討する。
07	一層の業務の効率的な運営等を図るため、中期目標等において、成果を的確に把握できる定量的な目標を設定する。	1	第4期中期計画（平成28年度～）において、体育館及びグラウンドの稼働率を「中期目標期間終了までに、50%以上の稼働率を確保する」と定めた。	第4期中期計画の達成に向けて、稼働率の向上に努めていく。

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
08	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	項目02に同じ。	項目02に同じ。
09	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	業務フローやコスト分析等を行い、自主的な業務改善に努めるとともに、サービスの向上が見込める業務（警備、清掃、設備保守、食堂業務等）は全て民間委託を行っている。	引き続き、民間委託等を含めた業務改善の検討を行う。

No	14	所管	文部科学省	法人名	国立青少年教育振興機構
----	----	----	-------	-----	-------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	4法人については、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施すべく、共同実施が可能な対象業務の選定、費用対効果、具体的な方法等について法人間で検討を行い、平成26年夏までに結論を得て、順次実行に移す。	1	閣議決定を受け、平成26年1月27日に4法人の連携を推進する場として「間接業務等の共同実施に関する協議会」を設置して具体的な検討を行い、平成26年7月25日にとりまとめを行った。 とりまとめ後の実施状況及び検討内容等は以下のとおり。 (実施済み) 1. 物品の共同調達【蛍光管(26年度)、事務用品等(27年度)】 2. 間接事務の共同実施【会計事務(予定価格作成に係る積算)(26年度)、会計事務等の内部監査(27年度)、源泉徴収票等(外部者の謝金)の作成(27年度)】 3. 職員研修の共同実施【新人研修、独立行政法人制度(法律、評価、会計)研修(26年度)、人事制度(労働法、ハラスメント防止、安全衛生管理)研修(26年度)、評価階層別(管理職、中堅、初任)研修(26年度)、その他の研修会(4法人にとって有益な内容と思われるセミナー等)(26年度)】 (実施に向け検討) 1. 物品の共同調達(電気供給、デジタル複合機の賃貸借・保守業務、事務用電子計算機の賃貸借) 2. 間接事務の共同実施(旅費計算事務) ※なお、4法人による「間接業務等の共同実施に関する協議会」は今後も定期的な会合を設けながら、実施状況の確認及び検証等のフォローアップを行っていき、更なる効果的・効率的な業務運営を図る。平成28年度は6月14日に実施した。	引き続き、実施可能なものから順次実行する。実施した業務について費用対効果及び効率化等の検証を行うとともに、共同実施の対象品目や対象業務の拡大など更なる業務運営の効率化について検討を行う。

03	4 法人が保有する宿泊研修施設について、その必要性を不断に見直すとともに。更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図るとともに、定期的に料金体系を検証し、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講ずる。 また、民間委託の更なる活用、P F I 等により、当該宿泊研修施設の管理・運営コストの削減を図る。 なお、一層の業務の効率的な運営等を図るため、中期目標等において、成果を的確に把握できる定量的な目標を設定する。	1	（稼働率の向上） 平成20年度に国立青少年教育振興機構本部において策定した「稼働率向上（利用者増加）のための方策」を踏まえ、各施設において毎年度、稼働率向上のための数値目標及び行動計画を作成し、更なる利用促進に向けた取組を行っている。 平成23年度以降は全ての施設において宿泊室稼働率50.0%を上回っており、平成24年度以降は総利用者数が5,000千人を突破している。平成27年度についても5,174千人の利用があった。 （料金体系の検証・自己収入の拡大） 国立オリンピック記念青少年総合センターの研修室等の利用料の値上げや地方施設における一般利用者の施設使用料の値上げ等を行い、決算額では、平成17年度の自己収入は約1,000,000千円から平成27年度は1,792,112千円と増加している。 国立青少年教育振興機構では引き続き、料金体系の検証を行っていく。 （民間委託の更なる活用） 外部委託によりサービスの向上が見込める業務（警備、清掃、設備保守、食堂業務、ボイラー運転管理等）は全28施設において外部委託済み。 なお、PFI導入の課題については、文部科学省において平成25年度「国立青少年教育施設の組織・制度の見直し等の基本調査」を実施。改正PFI法に基づくコンセッション方式は独立採算制が条件となるため、現行の事業形式では困難であるとの調査結果を得た。 （定量的な目標設定（現中期目標（H23～H27年度）において以下の定量的な目標を設定）） ・教育事業の参加者90.0%以上のプラスの評価を得る→（平成27年度実績99.0%） ・研修支援の参加団体から80.0%以上のプラスの評価を得る→（平成27年度実績99.2%） ・青少年人口の10.0%程度の青少年の研修利用者数の獲得 →（平成27年度青少年利用実績 3,878千人（青少年人口は35,757千人であり、全体の約11%）） （施設運営の効率化） 平成23年6月に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」を設置し、①施設の管理運営や事業の企画・立案・実施への多様な主体の参画（「新しい公共」型の管理運営）、②施設の特色や役割を踏まえた効果的・効率的な施設の配置及び管理運営の2点について調査研究を実施した。 そして、平成24年3月に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等について（第一次報告）、平成27年3月に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等について（第二次報告）」をとりまとめた。 （主な取組） ・施設の運営や事業等の様々な場面で、地域に支えられ、地域の人的・物的・資金的な協力を得て行う管理運営の手法について、平成23年9月から平成25年3月まで2施設で試行実施し、平成25年度から本格実施するとともに、他施設においても検討を進め、平成27年度末時点で計18施設で導入している。その上で、第3期中期目標期間では、成果を的確に把握できる目標を設定した。 ・広域的な観点から、施設を特色化し、公立の青少年教育施設とも連携する取組の有効性について検討を進めるため、広域主幹（エリアマネージャー）を配置し、広域的な観点より助言、提案を行っている。（平成24年11月より九州・沖縄ブロック、平成25年4月より12月まで関東甲信越ブロック、平成28年6月より東北ブロック、7月より中国・四国ブロックを対象に配置）	・稼働率の向上 引き続き、各施設において稼働率向上に取り組む。 ・料金体系の検証・自己収入の拡大 引き続き、料金体系や自己収入の拡大を検討する。 ・民間委託の更なる活用 文部科学省においては、平成25年度「国立青少年教育教育施設の組織・制度の見直し等の基本調査」において、民間委託の更なる活用やブロック化による施設機能の集約の可能性等について調査を行った。今後も引き続き検討を行う予定である。 ・施設運営の効率化 効果的・効率的な施設運営を図るため、引き続き、「新しい公共」型管理運営方式の導入の検討を進め、第3期中期目標期間中に全ての施設で導入するとともに、広域主幹（エリアマネージャー）を配置する。
----	--	---	---	---

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	保有施設について、その必要性を不断に見直すとともに、更なる利用促進に向けた取組を実施し、施設の稼働率の向上を図る。	1	平成20年度に国立青少年教育振興機構本部において策定した「稼働率向上（利用者増加）のための方策」を踏まえ、各施設において毎年度、稼働率向上のための数値目標及び行動計画を作成し、更なる利用促進に向けた取組を行っている。 平成23年度以降は全ての施設において宿泊室稼働率50.0%を上回っており、平成24年度以降は総利用者数が5,000千人を突破している。平成27年度についても5,174千人の利用があった。	引き続き、各施設において稼働率向上に取り組む。

05	自己収入の拡大を図るため、類似の民間施設の利用料金や当該施設の一般利用料金との比較等により定期的に料金体系を検証し、必要な措置を講ずる。	1	国立オリンピック記念青少年総合センターの研修室等の利用料の値上げや地方施設における一般利用者の施設使用料の値上げ等を行い、決算額では、平成17年度の自己収入は約1,000,000千円から平成27年度は1,792,112千円と増加している。 国立青少年教育振興機構では引き続き、料金体系の検証を行っていく。 ※国立オリンピック記念青少年総合センターの研修室及び宿泊室の値上げ（平成26年4月） 地方施設における一般利用料金の値上げ（平成24年7月） 地方施設における講師等宿泊室の料金徴収開始（平成25年4月）	引き続き、料金体系や自己収入の拡大を検討する。
06	施設管理・運営について、PFI、市場化テスト、民間委託の更なる活用等により、管理・運営コストの低減を図る。	1	外部委託によりサービスの向上が見込める業務（警備、清掃、設備保守、食堂業務、ボイラー運転管理等）は全28施設において外部委託済み。 なお、PFI導入の課題については、平成25年度「国立青少年教育施設の組織・制度の見直し等の基本調査」において、検討を実施。改正PFI法に基づくコンセッション方式は独立採算制が条件となるため、現行の事業形式では困難であるとの検討結果を得た。 また、平成24年7月に閣議決定された「公共サービス改革基本方針」において、民間競争入札の対象とされた「事務用電子計算機システム システム基盤運用支援業務等（調達件名「事務用電子計算機システム運用維持管理業務」）」について、業者選定を行った結果、複数者が応札し、落札業者と契約締結のうえ、平成28年4月から業務を実施している。	文部科学省においては、平成25年度「国立青少年教育施設の組織・制度の見直し等の基本調査」を行った。今後も引き続き検討を行う予定である。
07	一層の業務の効率的な運営等を図るため、中期目標等において、成果を的確に把握できる定量的な目標を設定する。	1	定量的な目標設定（現中期目標（平成23～27年度）において以下の定量的な目標を設定） ・教育事業の参加者90.0%以上のプラスの評価を得る→（平成26年度実績99.1%） ・研修支援の参加団体から80.0%以上のプラスの評価を得る→（平成26年度実績99.1%） ・青少年人口の10.0%程度の青少年の研修利用者数の獲得 →（平成26年度青少年利用実績 3,878千人（青少年人口は36,210千人であり、全体の約11%））	—
08	不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。	1	交付後の調査は、毎年50～70団体に対して調査を実施している。平成27年度は75団体に対して実施した。 ガバナンス強化に対する支援としては、助成金の「募集案内」に適正な会計処理についての項目を追加し、また、説明会や現地調査等を通じ、助成団体に助成金を適切に執行するよう指導・助言を行っている。	—
09	不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る。	1	制裁措置の導入は、平成24年度から行っており、取消処分とした助成団体に對し、その不正行為に応じて5カ年度を上限に助成対象から除外することとし、助成金交付要領を一部改正。 また、5カ年度助成対象から除外する団体は、その団体名、代表者名等の公表など、不正の抑止力を高めるための取組を実施。	—
10	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。	1	補助金等適正化法は適用又は準用していないが、同法を参考にした「子どもゆめ基金助成金交付要綱」に不正が行われた場合の交付の取消や返還命令が規定されており、「子どもゆめ基金助成金募集案内」や「子どもゆめ基金助成金交付の手引き」、子どもゆめ基金ホームページにより周知している。	—

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
11	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	措置02に同じ	4法人の共同実施による業務の効率化等の状況を踏まえて、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等が可能かどうか引き続き検討していく。
12	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	1	業務フローやコスト等の分析を行い、サービスの向上が見込める業務（警備、清掃、設備保守、食堂業務、ボイラー運転管理等）は全て民間委託済み。	引き続き業務改善に取り組む。

No	15	所管	文部科学省	法人名	国立女性教育会館
----	----	----	-------	-----	----------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	4法人については、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施すべく、共同実施が可能な対象業務の選定、費用対効果、具体的な方法等について法人間で検討を行い、平成26年夏までに結論を得て、順次実行に移す。	1	閣議決定を受け、平成26年1月27日に4法人の連携を推進する場として「間接業務等の共同実施に関する協議会」を設置して具体的な検討を行い、平成26年7月25日にとりまとめを行った。 とりまとめ後の実施状況及び検討内容等は以下のとおり。 (実施済み) 1. 物品の共同調達【蛍光管(26・27年度)、事務用品等(27年度)】 2. 間接事務の共同実施【会計事務(予定価格作成に係る積算)(26年度)、会計事務等の内部監査(27年度)、源泉徴収票等(外部者の謝金)の作成(27年度。マイナンバー制度の導入により情報管理の観点から共同実施は不適切と判断し28年度以降は実施しない。)] 3. 職員研修の共同実施【新人研修、独立行政法人制度(法律、評価、会計)研修、人事制度(労働法、ハラスメント防止、安全衛生管理)研修、評価階層別(管理職、中堅、初任)研修、その他の研修会(各法人が主催している4法人にとって有益な内容と思われるセミナー等への受講機会の提供)(26・27年度)】 (実施に向け検討) 1. 物品の共同調達(封書運送業務(メール便)、電気供給、デジタル複合機の賃貸借・保守業務、事務用電子計算機の賃貸借) 2. 間接事務の共同実施(旅費計算事務) ※なお、4法人による「間接業務等の共同実施に関する協議会」は今後も定期的な会合を設けながら、実施状況の確認及び検証等のフォローアップを行っていき、更なる効果的・効率的な業務運営を図る。平成28年度は6月14日に実施した。	—
03	4法人が保有する宿泊研修施設について、その必要性を不断に見直すとともに、更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図るとともに、定期的に料金体系を検証し、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講ずる。 また、民間委託の更なる活用、PFI等により、当該宿泊研修施設の管理・運営コストの削減を図る。 なお、一層の業務の効率的な運営等を図るため、中期目標等において、成果を的確に把握できる定量的な目標を設定する。	1	自己収入の拡大を図るため、宿泊に関する利用状況の分析を行い、それを踏まえた営業・広報活動を行った。 また、PFIの導入について検討を行い、平成25年度に策定した公共施設等運営事業実施方針に基づき、平成26年12月には公共施設等運営権を有する者の募集及び選定を行い、平成27年7月からPFIを導入。 中期目標(平成23～27年度)において、宿泊室利用率など成果を的確に把握できる定量的な目標を設定した。	—
04	国立女性教育会館については、主務省が主体となって、女性教育にとどまらない幅広い男女共同参画の推進に関する業務を明確に位置付け、政策実施機能の強化の内容を関係府省と検討した上で、内閣府との共管化等について平成26年中に結論を得る。	1	平成26年7月11日に関係府省による検討会を立ち上げ、具体的な検討を進めた。平成26年12月26日に、内閣府との共管により会館の機能強化が達成できるものではないため、現時点では共管化を行う必要性はないが、男女共同参画の推進に関する業務及び政策実施機能強化のための具体的取組について、中期目標・中期計画に記載すること等の結論を得たことを踏まえ、現行の第3期中期目標・中期計画の変更を行った。	—

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	保有施設について、その必要性を不断に見直すとともに、更なる利用促進に向けた取組を実施し、施設の稼働率の向上を図る。	1	施設の稼働率の向上を図るため、利用状況の分析を行い、それを踏まえた営業・広報活動を行った。 ・東日本大震災以降、年間を通じて利用が減少していた。高等学校や大学、看護学校、保育専門学校など学校をターゲットとしたアプローチを実施。 ・中学校及び高等学校の宿泊型校外学習や勉強合宿、部活動による利用を促すため、埼玉県及び千葉県教育委員会・校長会等で説明・資料配付。 ・会館08の協力を得て、大学や埼玉県の商工会議所連合会、農業組合、地元企業を訪問し、加盟する組織に利用を呼びかけ、大学生協との連携により、各大学生協を通じて申し込みができるようにした。 ・企業向けの人事関係情報誌へ広告掲載。 なお、平成27年7月からはPFI事業者により施設運営が行われている。 ・男女共同参画に関する各種セミナーにおいてチラシを配布。	—
06	自己収入の拡大を図るため、類似の民間施設の利用料金や当該施設の一般利用料金との比較等により定期的に料金体系を検証し、必要な措置を講ずる。	1	随時、料金体系の検証を行っている。 平成23年3月及び平成24年3月には利用料金の改正を実施し、平成23年度以降自己収入は増加した。 なお、平成27年7月からはPFI導入により、運営権対価として収入を得られるようにした。	—
07	施設管理・運営について、PFI、市場化テスト、民間委託の更なる活用等により、管理・運営コストの低減を図る。	1	公共施設等運営事業実施方針に基づき、平成26年12月には公共施設等運営権を有する者の募集及び選定を行い、平成27年7月からPFIを導入。	—
08	一層の業務の効率的な運営等を図るため、中期目標等において、成果を的確に把握できる定量的な目標を設定する。	1	中期目標（平成23～27年度）において、「宿泊室利用率55%以上を達成」など、成果を的確に把握できる定量的な目標を設定している。	—

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
09	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	項目02に同じ	—
10	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	PFI法、基本方針及び「VFM (Value for Money) に関するガイドライン」などを踏まえコスト等の分析を行い、PFIの導入について検討した結果、平成27年7月にPFIを導入。	—

No	16	所管	文部科学省	法人名	教員研修センター
----	----	----	-------	-----	----------

(様式)

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	4法人については、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施すべく、共同実施が可能な対象業務の選定、費用対効果、具体的な方法等について法人間で検討を行い、平成26年夏までに結論を得て、順次実行に移す。	1	閣議決定を受け、平成26年1月27日に4法人の連携を推進する場として「間接業務等の共同実施に関する協議会」を設置して具体的な検討を行い、平成26年7月25日にとりまとめを行った。 とりまとめ後の実施状況及び検討内容等は以下のとおり。 (実施済み) 1. 物品の共同調達【蛍光管(26年度)、事務用品等(27年度)】 2. 間接事務の共同実施【会計事務(予定価格作成に係る積算)(26年度)、会計事務等の内部監査(27年度)、源泉徴収票等(外部者の謝金)の作成(27年度のみ実施)】 3. 職員研修の共同実施【新人研修、独立行政法人制度(法律、評価、会計)研修(26年度)、人事制度(労働法、ハラスメント防止、安全衛生管理)研修(26年度)、評価階層別(管理職、中堅、初任)研修、その他の研修会(4法人にとって有益な内容と思われるセミナー等)】 (実施に向け検討) 1. 物品の共同調達(電気供給、デジタル複合機の賃貸借・保守業務、事務用電子計算機の賃貸借) 2. 間接事務の共同実施(旅費計算事務) ※なお、4法人による「間接業務等の共同実施に関する協議会」は今後も定期的な会合を設けながら、実施状況の確認及び検証等のフォローアップを行っていき、更なる効果的・効率的な業務運営を図る。平成28年度は6月14日に実施した。	引き続き、実施可能なものから順次実行を開始する。
03	4法人が保有する宿泊研修施設について、その必要性を不断に見直すとともに、更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図るとともに、定期的に料金体系を検証し、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講ずる。 また、民間委託の更なる活用、PFI等により、当該宿泊研修施設の管理・運営コストの削減を図る。 なお、一層の業務の効率的な運営等を図るため、中期目標等において、成果を的確に把握できる定量的な目標を設定する。	1	国として真に行うべき研修について、受講者の研修機会の確保に留意しつつ、基本的につくば本部に集約して実施するほか、学校教育関係者等の研修の利用促進により稼働率の向上を図っている。施設使用料については、随時、近隣の民間施設等との料金比較を行い、必要に応じて改定を行っている。 これまで施設の維持管理業務(施設・設備等の保守管理、運転業務及び補修作業、点検調査業務)については民間委託を図るなど管理・運営コストの削減を図っている。 中期目標(平成28～32年度)において、成果を的確に把握できる以下のような定量的な目標を設定している。 ・受講者の参加率が90%以上となるようにする。(平成27年度実績 101.1%) ・受講者に対して、研修終了後に研修内容等についてアンケート調査を実施し、95%以上から「有意義であった」などのプラス評価を得る。(平成27年度実績 99.6%)	引き続き稼働率の向上のための方策や管理運営コストの削減の検討など必要な取組を行う。
04	教員研修センターについては、間接業務を含む業務の更なる効率化を進めつつ、本法人の機能強化のため、教育委員会、大学等との連携の更なる推進、研修対象の拡大を平成26年度から実施している。また、教員養成を行う大学の教員に対する研修については、その実施に向けて速やかに関係者と協議を行い結論を得る。	1	研修対象の拡大について、以下の新たな取組を行った。 ①地方教育行政の責任者として、高い資質・能力と強い使命感を持ち、常に研鑽に励むことが求められることを踏まえ、「学び続ける教育長」の研修機会として、文部科学省との共催により、平成27年2月に、教育長セミナーを実施した。 ②毎事業年度開催している全国教育(研修)センター等協議会において、平成26年度より、大学と教育委員会の連携を支援するため、日程を延長(1泊2日→2泊3日)し、新たに大学の実施する研修モデルカリキュラム開発の成果や都道府県教育センターの特色ある取り組みの発表および研究協議を行った。さらに、平成27年度より、実施要項上で、新たに大学関係者を対象として加えるとともに、大学関係者のための分科会を設け、協議内容を充実させた。	平成26年度より実施した教育長セミナーを今後も継続予定。 教員養成を行う大学の教員に対する研修等の実施については、全国教育(研修)センター等協議会の充実等により対応する。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	保有施設について、その必要性を不断に見直すとともに、更なる利用促進に向けた取組を実施し、施設の稼働率の向上を図る。	1	国として真に行うべき研修について、受講者の研修機会の確保に留意しつつ、つくば本部に集約して実施するほか、学校教育関係者等の研修の利用促進により稼働率の向上を図ることにより、宿泊施設の稼働率についても6割以上となっている。	今後も施設の稼働率の向上を図るため、必要な取組を行う。
06	自己収入の拡大を図るため、類似の民間施設の利用料金や当該施設の一般利用料金との比較等により定期的に料金体系を検証し、必要な措置を講ずる。	1	施設使用料については、随時、近隣の民間施設等との料金比較を行い、必要に応じて改定を行っている。	今後も随時、料金体系の検証を行い、必要に応じて、利用料金の改定等を行う。
07	施設管理・運営について、PFI、市場化テスト、民間委託の更なる活用等により、管理・運営コストの低減を図る。	1	これまで施設の維持管理業務（施設・設備等の保守管理、運転業務及び補修作業、点検調査業務）については民間委託を図るなど管理・運営コストの削減を図っている。	引き続き、コスト分析等を行い自主的な業務改善に努める。
08	一層の業務の効率的な運営等を図るため、中期目標等において、成果を的確に把握できる定量的な目標を設定する。	1	中期目標（平成23～27年度）において、成果を的確に把握できる以下のような定量的な目標を設定している。 ・設定した受講者数に対する実際の受講者の参加率を事業年度平均で85%以上としている。（平成26年度実績 98.2%） ・研修終了後に研修内容等についてアンケート調査を実施し、毎事業年度平均で85%以上から「有意義であった」などのプラス評価を得る。（平成26年度実績 99.5%）	—

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
09	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	項目02に同じ	項目02に同じ
10	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	1	業務フローやコスト等の分析を行い、これまでに施設管理等業務を民間委託するなど、自主的な業務改善に努めている。	引き続き、コスト分析等を行い自主的な業務改善に努める。

No	17	所管	文部科学省	法人名	大学入試センター
----	----	----	-------	-----	----------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	大学入試改革を踏まえ、本法人の役割、国費への依存度、試験の性格・内容等を勘案し、本法人を独立行政法人とする必要性について検証する。	3	教育再生実行会議（第四次提言）を踏まえた大学入学者選抜の在り方については、「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（平成26年12月22日中央教育審議会答申）」を踏まえ、文部科学省としての重点施策とスケジュールを明示した「高大接続改革実行プラン（平成27年1月16日文部科学大臣決定）」を策定したところ。これらにおいて、新テスト（「高等学校基礎学力テスト（仮称）」及び「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」）の実施主体は、大学入試センターを改組した新たな組織とすることとしている。本プランを基に立ち上げた高大接続システム改革会議「最終報告」（平成28年3月31日）において、大学入試センターについては、新テストの実施主体として適切な在り方を検討する必要があるとされており、具体的な在り方については今後検討予定。	高大接続システム改革会議「最終報告」を踏まえ、新テストの実施主体について検討する。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	2	日本学生支援機構とコピー用紙の共同調達を実施している。	当法人は大学入試センター試験の実施上秘密を保持する必要があるため、間接業務の共同実施について実施は困難である。
04	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	2	業務フローやコスト等の分析を実施し、これまで下記の事項に取り組んでいる。 ・平成21年10月から大学入試センター試験の出願受付・成績開示業務について市場化テストを実施し、良好な実施結果を得られたと内閣府で判断され平成27年4月をもって終了した。 ・平成28年8月から大学入試センター業務用電子計算機システム用機器借上及び運用支援業務について、市場化テストを実施する。 ・試験会場の統合等によりコスト削減を含めた自主的な業務改善を図った。	引き続き、分析を行い自主的な業務改善を図る。

No	18	所管	文部科学省	法人名	国立科学博物館
----	----	----	-------	-----	---------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	自己収入を増加して、機能強化を図るため、施設等の貸出し、デジタル画像の活用拡大等を積極的に進めるとともに、開館時間の延長、会員制度の拡充、展覧会関連物品の販売促進など、様々な工夫・努力を行う。	2	建物等を映画・テレビ・雑誌のロケーションや企業等のパーティ・レセプション・イベント・研修・会議用として貸付しているほか、当館で展示している資料等のデジタル写真の貸出を行っている。 正月開館、夏休み等の月曜開館など開館日の増加や金曜夜間開館等を実施するとともに、常設展の無料入館、ミュージアムショップ・レストランでの割引等の特典を付与する「リピーターズパス」制度を平成19年度に設けたほか、館の諸活動に対し社会全体からの幅広い支援及び支持を得るために平成16年度より賛助会員制度、平成26年度より自然史標本の保存・修復・活用に関する研究部門に係る寄付会員制度を設け、随時会員を募集している。また、平成27年度には、プロジェクト研究に係る経費の調達においてクラウドファンディングを活用した。	実施中の取組を引き続き行うとともに、開館日・開館時間について弾力化を図ることにより、自己収入の確保と更なる機能強化を図る。また、会員制度の体系等について、戦略的な見直しを行うための検討を進める。
03	法人間又は周辺の他機関等との共同調達や広報活動等の連携を行うとともに、公私立の美術館、博物館、劇場とも事業の連携を行い、各法人の機能強化を図る。	2	当館、東京国立博物館、国立西洋美術館、東京芸術大学の4機関で、コピー用紙やトイレットペーパーの調達、廃棄物処理業務、古紙売り払い業務について、当館と筑波大学で一般廃棄物処理業務について、それぞれ共同調達を実施している。また、各機関の連携によるハード・ソフト両面の充実の可能性を検討することを目的とした、上野及び周辺地域の文化施設、教育施設、行政、民間企業等により構成される上野「文化の杜」新構想推進会議、上野「文化の杜」新構想実行委員会に参画し、周辺機関と協力して事業を実施した。	実施中の取組を引き続き行うとともに、地域の博物館と連携協働して、展示と各種の教育プログラムを組み合わせた事業を実施し、博物館活動の活性化と地域におけるネットワークの構築に繋げる。
04	新たなテーマの展覧会等による利益を経営努力認定の対象として認め、目的積立金を拡充するなどにより、事業内容を充実させる。	2	平成23年には、新宿地区から筑波地区へ研究部門を集約することで、より分野横断的な研究を行うとともに、その成果を活用し、企画展や特別展もテーマや展示手法を工夫している。平成26年度には常設展示の整備として、地球館Ⅰ期展示の改修工事が完了するとともに、新たな展示情報システムを導入し、平成27年7月に一般公開した。また、企業や近隣の文化施設等、外部機関との連携によるイベントも積極的に行っている。	展示事業に関する中期開催方針に沿って、学術研究成果を公表する特別展・企画展を開催し、事業内容の充実を図る。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講すべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	自己収入を増加して、機能強化を図るため、施設等の貸出し、デジタル画像の活用拡大等を積極的に進めるとともに、開館時間の延長、会員制度の拡充、展覧会関連物品の販売促進など、様々な工夫・努力を行う。	2	項目02に同じ	項目02に同じ
06	法人間又は周辺他機関等との共同調達や広報活動等の連携を行うとともに、公私立の美術館、博物館、劇場とも事業の連携を行い、各法人の機能強化を図る。	2	項目03に同じ	項目03に同じ
07	新たなテーマの展覧会等による利益を経営努力認定の対象として認め、目的積立金を拡充するなどにより、事業内容を充実させる。	2	項目04に同じ	項目04に同じ

3. その他

講すべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
08	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	2	項目03に同じ	項目03に同じ
09	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	2	業務フローやコスト等の分析を行い、民間委託により、サービスの向上が見込める業務（警備、清掃、設備保守）は全て民間委託済みである。また、平成26年度には業務用システムにかかるサーバ機器賃貸借、保守及び運用に関して民間競争入札を行った。	引き続き民間委託等の実施に努める。

No	19	所管	文部科学省	法人名	国立美術館
----	----	----	-------	-----	-------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	自己収入を増加して、機能強化を図るため、施設等の貸出し、デジタル画像の活用拡大等を積極的に進めると共に、開館時間の延長、会員制度の拡充、展覧会関連物品の販売促進など、様々な工夫・努力を行う。	1	法人本部にファンドレイジング担当職員を配置した（平成27年度）。インターネット上での寄附金受入れを開始した（平成26年度）。会員制度については、「友の会」の開始及び「賛助会員」のリニューアル（東近美）を行うなど、実施可能な館について拡充を図った（平成26年度）。パートナー企業とオーダーメイドで作る美術館支援制度「MOMAT支援サークル」（東近美）を開始し、6社と契約を締結した（平成27年度）。施設等の貸出しについては、一部の館において貸出要件の緩和、貸出料等の抜本的な見直しを行った（平成26年度）。画像資産については、貸出料等の抜本的な見直しを行うとともに、一元的管理のもと外部委託を開始した（平成26年度）。展覧会関連物品の販売促進については、国立新美術館において新たに可動式ミュージアムショップの開設及び新商品開発を行った（平成25年度）。キャンパスメンバーズのメンバー校については、平成23年度末の70校から増加し、平成27年度末で82校となっている。	引き続き自己収入の拡大に努める。
03	法人間又は周辺他機関との共同調達や広報活動等の連携を行うとともに、公私立の美術館、博物館、劇場とも事業の連携を行い、各法人の機能強化を図る。	1	国立美術館は、全国の公私立美術館・博物館と展覧会における連携を行うとともに、「六本木アート・トライアングル」「上野『文化の杜』新構想」「上野の山文化ゾーンフェスティバル」「ミュージアムズ・フォー」など地域の美術館・博物館・関係団体との連携、教育普及活動を中心とした地域教育委員会等との連携、所蔵作品や施設を利用した講義を可能とするなどの大学との連携、障害者向け特別観賞会などの民間企業との連携などを行っている。また、上野地区では周辺の他機関と共同調達及び廃棄物処理業務の共同委託を行っている。法人間においても、平成28年度から東京国立近代美術館と国立新美術館で共同調達を行っている。	引き続き連携の充実に努める。
04	新たなテーマの展覧会等による利益を経営努力認定の対象として認め、目的積立金を拡充するなどにより、事業内容を充実させる。	1	平成25、26年度に引き続き、平成27年度も各館において展覧会に関する新たな取組を積極的に行い、目標を上回る来館者及び入場料収入等を得た。その利益について、経営努力認定の申請を行っている。	引き続き新たな工夫に取り組み、事業内容を充実させる。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	自己収入を増加して、機能強化を図るため、施設等の貸出し、デジタル画像の活用拡大等を積極的に進めると共に、開館時間の延長、会員制度の拡充、展覧会関連物品の販売促進など、様々な工夫・努力を行う。	1	項目02に同じ	項目02に同じ
06	法人間又は周辺他機関との共同調達や広報活動等の連携を行うとともに、公私立の美術館、博物館、劇場とも事業の連携を行い、各法人の機能強化を図る。	1	項目03に同じ	項目03に同じ
07	新たなテーマの展覧会等による利益を経営努力認定の対象として認め、目的積立金を拡充するなどにより、事業内容を充実させる。	1	項目04に同じ	項目04に同じ

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
08	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	上述のように、法人間及び近隣施設との共同調達を実施するなどにより効果的・効率的な業務運営に努めている。	引き続き効果的・効率的な業務運営に努める。
09	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	従前より、コスト等の分析を行い、施設の管理・運営等の可能な部分を外部委託し、自主的な業務改善を図っている。平成26年度からは、業務フローの検証や事業収入の試算を行ったうえで、画像資産の貸出業務を外部委託している。その他の業務についても業務の改善を検討したが、民間委託等が効果的な業務は既に実施しており、現段階では民間委託等を行う業務等はなかった。	引き続き自主的な業務改善に努める。

No	20	所管	文部科学省	法人名	国立文化財機構
----	----	----	-------	-----	---------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	自己収入を増加して、機能強化を図るため、施設等の貸出し、デジタル画像の活用拡大等を積極的に進めると共に、開館時間の延長、会員制度の拡充、展覧会関連物品の販売促進など、様々な工夫・努力を行う。	2	我が国の文化芸術の推進及び自己収入の確保のため、次の事項等を実施している。 自己収入の確保 ・平成27年度は1,817,119千円（26年度1,730,218千円）の自己収入（展覧事業等収入）を確保した。 施設等の貸出し ・建物等を映画・テレビ・雑誌のロケーション撮影や企業等のパーティ・レセプション・イベント・研修・会議用として貸付を実施する。 （貸付例） ・「特別エキシビジョン「エルメス レザー・フォーエバー」レセプション」などのブランドパーティー（26年度、東京国立博物館） ・「カルティエ ロワイヤル」、将棋対局「叡王戦」を明治古都館で実施。（27年度、京都国立博物館） 会員制度の創設 ・個人・民間企業等との信頼関係を醸成し、博物館の活動を幅広く支援するための賛助会を設け、会員に対する魅力的な特典を付与する（東京・京都・奈良国立博物館）。 平常展の充実 ・展示環境・展示方法の改善により、展示効果や観覧者の満足度の向上を図る。 本館2階リニューアル（東京国立博物館、平成15年度）、本館（なら仏像館）リニューアル（奈良国立博物館、平成22年度）、東洋館リニューアル（東京国立博物館、平成24年度）、本館1階リニューアル（東京国立博物館、平成25年度）、正門プラザ（インフォメーション、ミュージアムショップ、託児室等）の設置（東京国立博物館、平成25年度）、新平常展示館「平成知新館」のオープン（京都国立博物館、平成26年度）、黒田記念館リニューアル（東京国立博物館、平成26年度）、考古展示室リニューアル（東京国立博物館、平成27年度）、文化交流展リニューアル（九州国立博物館、平成27年度）、など実施。 魅力ある特別展の開催 ・各国立博物館において質の高い特別展を開催する。調査研究の成果や多数の優れた文化財の出品等により、国民の知的関心の高い展示を実施する。 開館時間の延長 ・東京国立博物館では、従来の夜間開館に加え、平成27年度に「ゆう活」への取り組みとして、7月22日(水)～8月27日(木)の火・水・木曜日および8月10日(月)は、開館時間を18:00まで延長した。また、28年度においても7月と8月の水曜日・金曜日を夜間開館日とし開館時間を延長した。	各館の特色を生かし、平常展の充実や、魅力ある特別展の開催などにより、引き続き左記の取り組みを進めるとともに、収入実績の検証を行うことで事業内容の充実を図るなど中・長期的な視野に立った検討を行い、自己収入の確保に努める。

03	法人間又は周辺他機関との共同調達や広報活動等の連携を行うとともに、公私立の美術館、博物館、劇場とも事業の連携を行い、各法人の機能強化を図る。	2	法人間又は周辺他機関との連携として、次の事項等を実施している。 類似の事業類型に対応した共同調達の実施 ・上野地域に施設がある5機関（東京国立博物館、東京文化財研究所、東京藝術大学、国立科学博物館、国立西洋美術館）で、廃棄物処理・再生PPC紙・トイレトペーパー・古紙回収について、共同調達を実施している。 地域の国立施設、民間企業等との連携 ・上野の山文化ゾーン連絡協議会に参加（東京国立博物館）、京都市内4館連携協力協議会に参加（京都国立博物館）、奈良トラリアングルミュージアムズに参加（奈良国立博物館）、福岡県内5館の館長サミットに参加（九州国立博物館） ・上野「文化の杜」新構想の一環として、「UENO WELCOME PASSPORT-上野地区文化施設共通入場券-」に参加し、地域連携に努めた。 公私立博物館等との連携として、収蔵品貸与（国立博物館）や公私立博物館等への援助・助言（国立博物館）を実施している。 地方公共団体等との連携として、地方公共団体等への協力・助言（文化財研究所）や研修の実施として埋蔵文化財担当者研修と保存担当学芸員研修を実施している。	引き続き、連携の充実に努める。 また、文化施設・文教施設・行政・民間企業等により構成される、『上野「文化の杜」新構想推進会議』に参加し、上野が新たな「文化の杜」として国際的なシンボルになるためのハード・ソフト両面にわたる整備やイベントの開催を検討し、法人間や周辺他機関との積極的な連携を進めていく。
04	新たなテーマの展覧会等による利益を経営努力認定の対象として認め、目的積立金を拡充するなどにより、事業内容を充実させる。	2	自己収入の増加による目的積立金の拡充に向けて、前々項の取組や新たなテーマによる展覧会を実施し、平成26年度目的積立金として86,629千円の承認を受けた。	引き続き、事業内容の充実に努める。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	自己収入を増加して、機能強化を図るため、施設等の貸出し、デジタル画像の活用拡大等を積極的に進めると共に、開館時間の延長、会員制度の拡充、展覧会関連物品の販売促進など、様々な工夫・努力を行う。	2	項目02に同じ	項目02に同じ
06	法人間又は周辺他機関との共同調達や広報活動等の連携を行うとともに、公私立の美術館、博物館、劇場とも事業の連携を行い、各法人の機能強化を図る。	2	項目03に同じ	項目03に同じ
07	新たなテーマの展覧会等による利益を経営努力認定の対象として認め、目的積立金を拡充するなどにより、事業内容を充実させる。	2	項目04に同じ	項目04に同じ

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
08	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	2	上野地域に施設がある5機関（東京国立博物館、東京文化財研究所、東京藝術大学、国立科学博物館、国立西洋美術館）で、廃棄物処理・再生PPC紙・トイレトペーパー・古紙回収について、共同調達を実施している。	引き続き、共同調達の充実に努める。
09	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	2	業務フローやコスト等の分析を行い次のとおり民間委託等について改善を行っている。 ・全ての施設において、電気設備保守業務、機械設備保守業務、昇降機設備保守点検業務、売札業務、各種事務補助作業、清掃業務、構内樹木等維持管理業務等について、民間委託を実施している。 ・博物館は警備・展示室監視等業務の大部分を民間委託している。また、研究所は警備業務の全てを民間委託している。 ・博物館の来館者サービスに関しては、インフォメーション業務、図書・写真資料を閲覧等の利用に供するサービス及び図書整理業務等について民間委託を実施している。 ・東京国立博物館及び東京文化財研究所における施設管理運営業務（展示等の企画を除く）、展示場における来館者等対応業務について民間競争入札を実施した。なお、平成26年6月17日の官民競争入札等監理委員会において、当該2件の終了プロセスへの移行が了承され、7月の公共サービス改革基本方針の閣議決定を経て、次期契約から競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象から外されることとなったため、平成27年度から一般競争入札にて契約を行っている。	引き続き、民間委託等の実施に努める。

No	2 1	所管	文部科学省	法人名	日本芸術文化振興会
----	-----	----	-------	-----	-----------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	自己収入を増加して、機能強化を図るため、施設等の貸出し、デジタル画像の活用拡大等を積極的に進めると共に、開館時間の延長、会員制度の拡充、展覧会関連物品の販売促進など、様々な工夫・努力を行う。	1	以下のように様々な取組を実施している。 ・英語版ホームページの改善、公演情報の早期掲載、特設ウェブサイトの開設、SNSの活用等によりホームページの内容について充実を図った。 ・全役職員が個々に知人や関連コミュニティ等に対して積極的に団体観劇を勧誘する「おすすめキャンペーン」を実施。（平成27年度実績：2,373人） ・大学等を対象とする「国立劇場キャンパスメンバーズ」を運用し、サービスの拡充を行った。 ・各種会員組織（「あぜくら会」「国立文楽劇場友の会」「国立劇場おきなわ友の会」「クラブ・ジ・アトレ」）の会員向けサービスの充実に努め、会員数の増加を図った。（平成27年度実績：38千人） ・団体観劇に伴う公演説明会、施設見学の受入れ、観劇を伴うバックステージツアーを実施し、上演演目への理解や劇場施設への親近感の醸成に努めた。（平成27年度実績：公演説明会：275件 11千人、施設見学：102件 1,475人、バックステージツアー：143件 4,183人） ・お客様相談室を中心に、法人全体として意見・要望等に対する回答の迅速化を図った。 ・劇場施設の使用効率の向上を図るとともに、伝統芸能の保存振興又は現代舞台芸術の振興普及等を目的とする事業に対し、劇場施設を積極的に貸与した。（平成27年度実績：1,301日） ・公演記録映像を一般の視聴に供するとともに、鑑賞会、講座等で活用した。（平成27年度実績：鑑賞会等開催回数111回）	伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演においては、より多くの人が幅広い分野の公演を鑑賞することを目指す。特に「あぜくら会」や「文楽劇場友の会」等会員制度の会員数については、前中期目標期間の実績を超えるよう努める。また、劇場施設の積極的な貸与に努め、中期目標期間における使用効率については前中期目標期間の実績以上を目指す。 そのために、以下の取組等により自己収入増加及び機能強化を図る。 ・劇場内外の英語案内表示の整備等、外国人利用者に向けたサービスを充実。 ・観客等の意見・要望を集計・分析し活用。 ・平成28年の国立劇場開場50周年に向けて、特別ポスター・チラシ、ホームページ上の特設サイト等の広報活動を進める。 ・大学等を対象とする「国立劇場キャンパスメンバーズ」を運営し、公演の割引観劇のサービスを提供する。 ・法人を対象とする事前登録制の団体チケット販売システムを運用して、利用団体の募集を行い、地方公共団体や民間企業等への働きかけの強化に努める。 ・他劇場の施設の状況、貸館事務手続き等についての調査結果を活用し、劇場利用者の利便性向上を図る。
03	法人間又は周辺他機関との共同調達や広報活動等の連携を行うとともに、公私立の美術館、博物館、劇場とも事業の連携を行い、各法人の機能強化を図る。	1	以下のように様々な取組を実施している。 ・劇場が立地する地域の観光協会等と連携し、劇場外での伝統芸能講座「国立劇場in丸の内」を実施するなど、広報活動の充実を図っている。 ・関係機関と連携し、研修会を開催したほか、地域の公立文化施設に技術者を講師として派遣した。 ・地方公共団体等と連携し、全国各地の文化施設等における公演を実施した。（平成27年度実績：16件）	以下の取組等により機能強化を図る。 ・我が国の伝統芸能の保存振興又は現代舞台芸術の振興普及の中核的拠点として、共催、受託による公演等を実施。 ・国の文化振興施策との連携に留意しつつ、国立劇場、新国立劇場等の人材や施設を活用して、公演制作者や舞台技術者等に対する実地研修の受入れや外部研修への協力等に努める。
04	新たなテーマの展覧会等による利益を経営努力認定の対象として認め、目的積立金を拡充するなどにより、事業内容を充実させる。	1	自己収入の増加による目的積立金の拡充に向けて、前々項の取組を実施している。（平成26年度決算において、約76百万円が目的積立金として認められた。）	前々項の取組により更なる自己収入増加、機能強化、事業内容の充実に努める。

05	日本芸術文化振興会の助成事業については、不正防止策を強化すると共に、受給団体のガバナンス強化に対する支援を行う。	1	（不正防止策について） 従来より、助成金募集案内において、助成金の不正受給等の不正行為を行った場合には交付決定の取消し及び助成金の返還命令が行われること等を記載するとともに、振興会職員が助成対象団体の事務所に赴き、帳簿書類等について調査を行っている（平成27年度は102団体について実施）。また、平成24年9月に「芸術文化振興基金助成金交付要綱」及び「文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱」を改正し、不正行為により助成金の交付決定を取り消された場合には、一定期間助成金交付要望書を提出することができない旨を規定し、応募相談会等において周知を図っている。 （受給団体のガバナンス強化について） 音楽、舞踊、演劇及び伝統芸能・大衆芸能の4分野（以下「舞台芸術分野」という。）については、文化芸術の専門家であるプログラムディレクター（以下「PD」という。）及びプログラムオフィサー（以下「PO」という。）により、助成対象団体に対するヒアリングを実施し、ガバナンス体制の強化についても助言を行っている。 なお、平成28年度には、POの増員及び一部の常勤化等を行い、業務の執行体制の強化を図った。 また、文化芸術振興費補助金による舞台芸術分野に対する助成（平成27年度までは「トップレベルの舞台芸術創造事業」。平成28年度からは「舞台芸術創造活動活性化事業」。）については、全ての助成対象活動について運営面も含む事後評価を実施し、その結果をPD・POを通じて助成対象団体に伝達するとともに、助言を行った。	（不正防止策について） 今後とも、振興会職員による助成対象団体の帳簿書類等の調査を適切に実施するとともに、振興会において講じている不正防止策の内容について、助成金募集案内や応募相談会等を通じて、周知を図っていく予定である。 （受給団体のガバナンス強化について） 助成対象活動に対する事後評価及びPD及びPOによる助成対象団体への助言を引き続き適切に実施することにより、助成対象団体の規範意識の向上を図っていく予定である。
----	--	---	---	--

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
06	自己収入を増加して、機能強化を図るため、施設等の貸出し、デジタル画像の活用拡大等を積極的に進めると共に、開館時間の延長、会員制度の拡充、展覧会関連物品の販売促進など、様々な工夫・努力を行う。	1	項目02に同じ	項目02に同じ
07	法人間又は周辺他機関との共同調達や広報活動等の連携を行うとともに、公私立の美術館、博物館、劇場とも事業の連携を行い、各法人の機能強化を図る。	1	項目03に同じ	項目03に同じ
08	新たなテーマの展覧会等による利益を経営努力認定の対象として認め、目的積立金を拡充するなどにより、事業内容を充実させる。	1	項目04に同じ	項目04に同じ
09	不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施すると共に、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。	1	（交付後の調査の的確な実施について） 「芸術文化振興基金助成金交付要綱」及び「文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱」の規定に基づき、振興会職員が助成対象団体の事務所に赴き、帳簿書類等について調査を行っている。（平成27年度は102団体について実施） （受給団体のガバナンス強化について） 音楽、舞踊、演劇及び伝統芸能・大衆芸能の4分野（以下「舞台芸術分野」という。）については、文化芸術の専門家であるプログラムディレクター（以下「PD」という。）及びプログラムオフィサー（以下「PO」という。）により、助成対象団体に対するヒアリングを実施し、ガバナンス体制の強化についても助言を行っている。 なお、平成28年度には、POの増員及び一部の常勤化等を行い、業務の執行体制の強化を行った。 また、文化芸術振興費補助金による舞台芸術分野に対する助成（平成27年度までは「トップレベルの舞台芸術創造事業」。平成28年度からは「舞台芸術創造活動活性化事業」。）については、全ての助成対象活動について運営面も含む事後評価を実施し、その結果をPD・POを通じて助成対象団体に伝達するとともに、助言を行っている。	（交付後の調査の的確な実施について） 振興会職員による助成対象団体の帳簿書類等の調査を、引き続き適切に実施していく予定である。 （受給団体のガバナンス強化について） 助成対象活動に対する事後評価及びPD及びPOによる助成対象団体への助言を引き続き適切に実施することにより、助成対象団体の規範意識の向上を図っていく予定である。
10	不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなど制裁措置の導入を図る。	1	「芸術文化振興基金助成金交付要綱」第3条の2及び「文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱」第3条の2において、助成金の不正受給、不正使用を行ったことにより助成金の交付決定を取消された者等について、一定期間助成金の交付要望を行うことができない旨規定している。	—

11	補助金等に係る予算の適正化等に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課せられることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。	1	文化芸術振興費補助金による助成（「トップレベルの舞台芸術創造事業」及び「映画創造活動支援事業」）の募集案内において、経費の虚偽申告や過大請求等により助成金を受給する等の不正行為を行った場合には、交付決定の取消しや助成金の返還命令が行われるとともに刑事罰が課せられることがある旨を記載し、周知を図っている。	—
----	--	---	--	---

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
12	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	・他法人と連携し、業務研修を共同で実施している。 ・2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける文化プログラムに関して、文化3法人間で相互の情報共有、協力体制の構築に努めている。 ・今後の法人間における業務実施の連携強化等を行うに当たっては、各法人の目的及び業務を踏まえた上で、各施設の規模や所在地等の諸条件を検証し、その上で見込める業務運営の効率化の程度や、投下する費用と得られる効果について、十分に検討する必要がある。	業務研修、文化プログラムにおける文化3法人間の連携については、引き続き一層の強化を図る。また、文部科学省文教団体との各種研修の共同実施を継続する。 今後、当法人の目的及び事業内容、当法人で運営する各劇場と、他の文化振興・普及業務を行う法人等の施設との地理的關係等を踏まえ、法人間の連携強化を慎重に検証、検討していく。
13	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	・他法人と連携し、業務研修を共同で実施している。 ・2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける文化プログラムに関して、文化3法人間で相互の情報共有、協力体制の構築に努めている。 ・今後の法人間における業務実施の連携強化等を行うに当たっては、各法人の目的及び業務を踏まえた上で、各施設の規模や所在地等の諸条件を検証し、その上で見込める業務運営の効率化の程度や、投下する費用と得られる効果について、十分に検討する必要がある。	引き続き事務手続きの簡素化、契約の適正化、省エネルギー・リサイクルの推進等に努め、業務運営の効率化を図る。

No	2 2	所管	文部科学省	法人名	物質・材料研究機構
----	-----	----	-------	-----	-----------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	研究開発型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日に成立、6月13日に公布され、平成27年4月1日より国立研究開発法人となった。	—

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	2	東京会議室（虎ノ門）を廃止し、平成23年4月より、4機関（物質・材料研究機構、教員研修センター、国立特別支援教育総合研究所、国立高等専門学校機構）で学術総合センター内の共用会議室を借上げるにより、費用の削減が行われている。また、平成25年度より参画している筑波大学等茨城県内6機関との共同調達の協定書において、さらに1機関を加えた7機関により、平成26年度よりトイレットペーパー、平成27年度からは蛍光管およびコピー用紙の共同調達を行い費用の削減を行った。なお、研究開発8法人による納入実績データベースの運用は平成23年度から実施している。	平成26年度より契約を締結している共同調達品目に加えて、さらなる共同調達の対象品目検討のため情報収集と有効性の検証を行い、全体としての業務最適化に寄与する。
03	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監視委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	2	管理業務、企画業務、渉外業務等に係る業務フローを含む業務マニュアルを策定し、可視化と分析を行っており、これを適宜見直し、改訂することにより、業務改善を図っている。	業務マニュアルを継続的に見直し、情報更新を図るほか、第4期中長期目標・中長期計画に基づき、引き続き業務改善に取り組む。

No	2 3	所管	文部科学省	法人名	防災科学技術研究所
----	-----	----	-------	-----	-----------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	研究開発型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	東日本大震災以降、国民的要請が高まっている海溝型巨大地震に関する研究機能の強化の必要性から、現在、南海トラフ海域において海洋研究開発機構が整備を進めている地震・津波観測監視システム（DONET）について、その整備が終了した際には、同システムを本法人に移管することにより、海底地震・津波観測網の一元的な管理運営を行う。	1	平成28年4月1日付で地震・津波観測監視システム（DONET）が移管され、海域の地震観測網（日本海溝海底地震津波観測網、DONET）と陸域の地震観測網（高感度地震観測網、広帯域地震観測網、強震観測網等）を一元化した海陸の基盤的地震観測網と基盤的火山観測網を一体的に安定的運用を行うため、地震津波火山ネットワークセンターを設置した。	—
03	防災・減災分野における海洋研究開発機構との人事交流を促進するなど、同機構との連携をより一層強化する。	1	研究者2名をクロスアポイントメント制度により雇用するなど海洋研究開発機構との人事交流を促進している。また、防災・減災分野における両機関の連携を強化するため、平成27年5月22日付で防災科学技術研究所と「防災・減災分野の連携研究協定」を締結した。さらに、平成28年4月1日付で「地震・津波観測監視システム（DONET）の管理運営に係る協定」を締結し、両機関の連携をより一層強化した。	—

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	2	研究開発8法人による納入実績データベースの運用は平成23年度から実施している。また、筑波大学等茨城県内7機関との共同調達に係る協定書を締結の上実施し、7月に策定した調達等合理化計画においても一層の推進を明記している。	今後も更なる情報収集と有効性の検証を進め、共同調達対象品目拡大のための検討を行う。
05	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	2	第3期中期計画開始（平成23年度）より、新たに研究支援チームを設置し、各事務部門における業務の所掌や、業務フローなどの見直しを実施した。	今後も更なる業務改善を図るための検討を進めることとしている。

No	2 4	所管	文部科学省	法人名	放射線医学総合研究所	※平成28年4月1日に量子科学技術研究開発機構に名称変更
----	-----	----	-------	-----	------------	------------------------------

(様式)

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	研究開発型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	平成27年4月1日より研究開発法人に移行。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	平成28年度に量子科学技術研究開発機構が発足したことに伴い、茨城地区において、日本原子力研究開発機構との間で消耗品の共同調達を実施している。	—
03	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監視委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	公共サービス改革基本方針により事業選定された業務について、機構内において業務フローの分析を実施し、その結果等を踏まえて仕様内容等を見直し、更なる競争性、経済性及びサービスの質の向上について努めている。	—

No	25	所管	文部科学省	法人名	科学技術振興機構
----	----	----	-------	-----	----------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	研究開発型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	学術研究の成果を科学技術イノベーションに資する研究につなげていくため、日本学術振興会との連携を強化する。	1	日本学術振興会（JSPS）が実施する科学研究費補助金による学術研究の成果を、科学技術振興機構（JST）が実施する科学技術イノベーションに資する研究につなげていくため、科学研究費補助金の成果やJSTの研究成果を網羅的に把握し、JSTの研究開発事業の企画・立案へ活かすためのデータベースを構築し、運用を開始した。定常的な運用に向けて、データベースとしての必要な機能の整備及び定期的なデータ収容の仕組み作りを進め、平成26年度にデータベース整備を完了した。また、平成27年度から研究公正推進事業の推進において、研究公正ポータルサイトやシンポジウム開催等を通じて協力体制を構築するなど、連携を強化した。	—
03	本法人がこれまで実施してきた医療分野の研究開発に係るファンディング機能は、所要の人員も含め日本医療研究開発機構（仮称）に移管する。	1	・独立行政法人日本医療研究開発機構法が第186回通常国会において、平成26年5月23日成立、5月30日公布 ・移管に必要な作業は完了し、平成27年4月1日に日本医療研究開発機構が発足した。	—
04	ファンディング機能を有する代表的機関として、国からの運営費交付金や民間からの資金等を用いて大学等機関への委託を行う研究開発業務について、不正防止策を強化するとともに、委託先機関のガバナンス強化に対する支援を行う。	1	（研究費の不正使用に対する防止策） 平成26年2月に改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえ、平成27年度より、体制整備等自己評価チェックリストの提出、間接経費削減等の措置等について周知徹底を行うとともに、研究費の不正使用に対する防止策を強化した。 （研究活動の不正行為に対する防止策） 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」を踏まえ、当該ガイドラインの周知徹底や研究倫理に関する教材の履修の義務づけ、申請時に研究倫理教育を受講していることを要件化する等の対策を講じた。 （委託先機関のガバナンス強化） 委託先機関において、不正事案に対する組織的な対応が滞りなく実施できるよう、文科省のガイドライン等でどのようなことが求められているかについて、ホームページにおける情報の掲載、説明会における説明・問い合わせ対応等を通じて、各機関の関係者が必要な情報を把握できるよう支援を実施。平成27年度から研究公正推進事業において、研究公正ポータルサイトの公開やシンポジウム開催等を通じ、委託先機関の研究倫理教育担当者等への支援を強化した。	—

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。	2	（研究費の不正使用に対する防止策） 平成26年2月に改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえ、今年度より、新たに体制整備等自己評価チェックリストの提出、間接経費削減等の措置等について周知徹底を行うとともに、研究費の不正使用に対する防止策を強化した。 （委託先機関のガバナンス強化） 委託先機関において、不正事案に対する組織的な対応が滞りなく実施できるよう、文科省のガイドライン等でどのようなことが求められているかについて、ホームページにおける情報の掲載、説明会における説明・問い合わせ対応等を通じて、各機関の関係者が必要な情報を把握できるよう支援を実施。	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえ、研究費の不正使用に対する防止策や委託先機関のガバナンス強化の支援を引き続き実施する。
06	不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る。	1	研究機関・大学との契約書に研究不正に関する条項を設け、①研究不正に係る研究費の返還、②JST全事業への研究者の応募資格の一定期間停止措置などを導入している。	—
07	補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。	—	—	—

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
08	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	2	・海外事務所を有する他法人と情報共有を行うこと等より連携を強化し、パリ事務所について、平成25年7月から、宇宙航空研究開発機構、日本原子力研究開発機構、情報通信研究機構と共用事務所を借り上げ、平成26年2月までに4法人の共用化を完了し、借上げ費用の削減を図った。 ・文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合において、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に取りまとめた検討結果を踏まえて、JSTにおいては、納入実績情報の共有を行っている。	今後も、引き続き、市場性が低く競争性が確保しにくい研究機器等については、法人間で必要に応じて情報交換を行い、予定価格の適正化を図っていく。
09	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	2	JSTの事務・事業を効果的・効率的に行うため、業務フローの見直しを行い、業務システムの構築を進め、自主的な業務改善を図っている。	今後も、引き続き、業務フローの見直しを行い、業務システムの構築を進め、自主的な業務改善を図っていく。

No	2 6	所管	文部科学省	法人名	日本学術振興会
----	-----	----	-------	-----	---------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	科学技術振興機構との連携を強化する。	2	・科学研究費助成事業（科研費）において、特別推進研究、新学術領域研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援の審査結果や一部研究種目（特別推進研究、基盤研究（S）、若手研究（S））の評価結果について、審査・評価後速やかにJSTに情報提供を行った。 ・併せて平成28年度計画の策定に当たり、JSTとの連携強化について記載した。 ・科学研究費助成事業データベース（KAKEN）について、NII及び文部科学省と連携しつつ、公的助成機関の各事業成果を横断的に検索できる仕組みの構築に向け、平成28年4月に新しいデータ入力機能を備えた新システムに移行することとした。この際NII及び文部科学省と協議し、科研費の成果をJST 戦略的創造研究推進事業に円滑に繋ぎイノベーションの素を発掘し育てる仕組みを強化することを視野に入れて新システムの設計を行うとともに、検索性の向上や研究サイクルの可視化といった改善点を検討するなど、新システムへの移行に必要な検討を行った。 ・平成27年度から開始された研究公正推進事業において、科学技術振興機構（JST）が運営する研究公正ポータルサイトに情報提供するとともに、ドイツ研究振興協会（DFG）、JST及び日本医療研究開発機構（AMED）との共催で「日独国際シンポジウム 研究公正を高める取組について～日独の取組の実践例～」を開催し、また、不正防止・対応相談においてJST及びAMEDと情報交換して、連携を図った。	・引き続きJSTのデータベースの充実のために科研費に係る情報を提供するとともに、研究公正推進事業においてシンポジウムの共催や情報の提供・交換を行うなど、連携強化に向けた取組を進める。
03	ファンディング機能を有する代表機関として、国からの補助金等を用いて行う資金の助成・給付業務について、不正防止策を強化するとともに、受給団体のガバナンス強化に対する支援を行う。	2	・研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、府省共通研究開発管理システムを活用するとともに、同システムを通じ、審査結果を他の競争的資金の配分機関に対して迅速に提供した。 ・振興会各種事業の募集要項において、研究費の不正使用及び研究活動の不正行為があった場合は、厳しい措置で対応する旨周知した。 ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく報告書を大学等研究機関が作成し文部科学省に提出することを応募要件化し、研究機関の研究費の管理・監査の体制について報告を求めた。 ・科研費等の事業説明会等の場において、実地検査で把握した事例の周知を通じて、研究者及び研究機関の事務担当者に対して注意喚起を実施した。 ・競争的資金等に係る研究活動の不正行為及び研究費の不正使用の告発受付窓口の設置をしている。 ・科研費、特別研究員等、一部の資金配分事業では、研究の不正等の防止について研究者の理解が必要な事項について、交付手続き等の際に、その内容を確認したことを研究者に明らかにさせるなど、研究者の意識改革の取組を実施した。 ・「科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得～」をもとにe-learning教材を開発し、4月からサービスの提供を開始した。 ・ホームページにおいて研究公正に係る情報の提供を行った。 ・研究者の任意団体である学術研究フォーラムとの共催で「第7回学術シンポジウム 科学研究のよりよき発展と倫理の確立を目指して」を開催し、不正行為の予防を主眼とした提案や議論を行った。 ・ドイツ研究振興協会（DFG）、科学技術振興機構（JST）及び日本医療研究開発機構（AMED）との共催で「日独国際シンポジウム 研究公正を高める取組について～日独の取組の実践例～」を開催し、日独における研究倫理教育への取組を紹介して、研究者等の理解を高めた。	左記の取組を含め、今後も研究不正防止策の強化や、受給団体のガバナンス強化に対する対策を行っていく。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。	2	科研費の事業説明会を開催し（平成27年度実績：文部科学省との共同開催8回、振興会単独開催8回、研究機関等からの要望による開催45回）、研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為の防止策について、助言・注意喚起等を行い、研究者を含む関係者の意識改革を促進するとともに、文部科学省と連携して実地検査を行い（平成27年度実績：60機関）、各研究機関の科研費管理体制の実態の把握に努め、管理体制の改善を要する点等についての検査記録を研究機関と共有し、フォローアップを行うこととしている。また、各機関における研究倫理教育の一環として、講演を実施した（平成27年度実績：40回）	左記の取組を踏まえ、今後も適切にフォローアップを行っていくとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためのガバナンス強化の支援に努める。
05	不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなど制裁措置の導入を図る。	1	日本学術振興会において定めている各種規程に基づき、研究活動の公正性の確保及び競争的資金等の適正な管理・運営並びに不正使用等の防止のため、各種事業において以下の措置を執っている。 【不正使用に対する措置】 預け金や不正受給などの不正使用に対しては、交付した研究費の返還とその不正使用の程度により以下の応募資格停止措置を設ける ・不正使用を行った研究者及び共謀者：1～10年 ・不正受給を行った研究者：5年 ・直接関与していないが、善管注意義務に違反した研究者：1～2年 【不正行為に対する措置】 論文データのねつ造等の研究活動に於ける不正行為に対しては、研究費の返還と以下の応募資格停止措置を設ける ・不正行為に関与したと認定された者：2～10年 ・不正行為に関与していないものの不正行為があった研究に係る論文等の責任を負う著者：1～3年	—
06	補助金等に係る予算の適正化等に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。	1	科研費においては研究者向けに研究者用ハンドブックを作成し、交付決定を行った研究代表者（約8万人）に配付するとともに、研究機関の事務担当者向けに研究機関用ハンドブックを作成し、各研究機関に配付（約1,800機関）しており、以下の内容を記載するとともに、ホームページにおいても公開している。 ・不正または虚偽による科研費の受給の場合：全額の返還 ・受給した科研費の不正な使用の場合：一部又は全額の返還 ・不正行為（論文データのねつ造等）があった場合：一部又は全額の返還 なお、科研費のみならず、各種事業の募集要項や実施の手引きにおいて研究費の不正使用及び研究活動の不正行為があった場合は刑事罰を含め、厳しい措置で対応する旨記載している。	—

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
07	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	2	・バンコク研究連絡センターについては、日本学生支援機構タイ事務所と平成22年度末に共用化について合意し、平成24年3月より事務所の共用を開始し、継続している。 ・平成23年4月より宇宙航空研究開発機構バンコク事務所との会議室の共用を開始し、継続している。 ・共同調達の可能性を検討するため、国や他の独法の実施状況について情報を収集している。実施については、コスト縮減の費用対効果を検討・見極めの上で判断する。	左記の取組について引き続き対応していく。
08	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	2	新規事業の増加などに対応するため、各事業の業務を精査するなど業務フローやコストの分析を行い、合理的かつ効率的に事業が実施できるよう検討を進め、ホームページ再構築にかかる業務やニュースレター（JSPS Quarterly）作成業務など、業務の一部について外部委託を推進した。	左記の取組について引き続き対応していく。

No	27	所管	文部科学省	法人名	理化学研究所
----	----	----	-------	-----	--------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	研究開発型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	3	共同調達や間接業務の共同実施については、隣接地域に当所と同様な調達基準・会計基準を持つ研究開発法人がないため、現時点ではその実施の可能性は低い。今後引き続き、法人間での連携強化の可能性を検討する。	引き続き、法人間での連携強化の可能性を検討する。
03	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	2	業務フローやコストの分析を行った上で、中期計画に基づき、組織、人事、財務会計システム及びこれらに共通する情報を一元管理する事務情報基盤システムの高度化・効率化の作業を進めており、この結果現状の業務の効率化が図られる見込み。したがって、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」に示された手法等による自主的な業務改善については、一連のシステムの安定稼働後に検討していく。	IDカード発行業務について今年度中に業務・フローコスト分析を実施

No	2 8	所管	文部科学省	法人名	宇宙航空研究開発機構
----	-----	----	-------	-----	------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	研究開発型の法人とする	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	・海外事務所を有する他法人と情報共有を行うこと等より連携を強化し、パリ事務所については、平成25年7月より、科学技術振興機構、日本原子力研究開発機構及び情報通信研究機構と共用事務所を借り上げ、平成26年2月までに4法人の共用化を完了し、借上げ費用の削減を図った。 ・ワシントン駐在員事務所については、平成27年5月より日本原子力研究開発機構のワシントン事務所と共用を開始し、費用低減を図った。 ・バンコク駐在員事務所については会議室を、日本学術振興会バンコク事務所と共用している。 ・文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に取りまとめた検討結果を踏まえて、納入実績に係るデータベースの運用を開始している。	—
03	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	・これまでのデータ蓄積を踏まえたプロジェクトコスト管理の手法の標準化、コスト管理体制の強化などを検討し、新規プロジェクト2件において試行を開始して、将来に向けた一層のコスト見積精度向上及び契約の適正性確保のための基盤を強化している。 ・適正な契約管理体制について不断の見直しを行うため、主要取引企業との意見交換を継続するとともに、関係組織の調査や組織横断的な調達改革検討チームを編成し、調達プロセスの一層の改善を検討を実施し、検討結果については定常組織による試行を開始している。 ・広報普及支援業務において市場化テストを導入するとともに、システム技術支援業務及び文書管理運用支援業務についても市場化テストを導入した調達を実施することとしており、自主的な業務改善に努めている。	—

No	29	所管	文部科学省	法人名	日本スポーツ振興センター
----	----	----	-------	-----	--------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	国からの運営費交付金や民間からの資金等を用いて行う資金の助成・給付業務について、不正防止策を強化するとともに、受給団体のガバナンスの強化に対する支援を行う。	1	（不正防止策の強化） 不正防止策を強化するため、以下の取組を実施した。 ・不正の抑止効果を高めるため、不正を起こした団体の助成対象者からの除外期間を「1～2年」から「1～5年」に長期間化（平成25年度～） ・助成制度の遵守や会計・経理の概要について、助成事業者の意識・知識の向上を図るため、「助成金を受ける団体の心得」を配布（平成25年度～） ・監査業務の外部専門家への委託の拡充（平成24年度：50団体→平成25年度以降各年150団体） ・助成金募集説明会と併せて、会計処理研修会も実施（平成25年度～） ・助成事業における支払処理は原則、銀行振込とすることを徹底し、特に謝金・賞金等の現金取引を助成対象外とした（平成26年度～）。 ・アスリート助成の対象者として選定されたアスリートに対して、制度の趣旨・目的、アスリートのコンプライアンス及びドーピング防止等に関する研修会を実施（平成26年度～）。 また、上記に加えて、助成金の交付決定時・実績報告時の審査や実態調査を適切かつ効率的に実施できるよう助成事業の事務処理体制を強化した。 平成25年4月：1課4係の26名体制 → 平成26年4月：2課5係の34名体制へ強化。 さらに、平成27年度から、競技団体等が行う選手強化事業がJSCに一元化されたことを踏まえ、適切かつ効率的な審査を行うため、3課7係の44名体制へと強化したところである。 （受給団体のガバナンスの強化に対する支援） ガバナンス強化の支援については、スポーツ振興くじ助成において、平成23年度から「スポーツ団体ガバナンス強化事業」を実施し、競技団体の法律・経営面についての課題等に対する指導・助言や統治・統制に関する研修会を実施する事業などに対し、経費の一部を助成している。 また、平成26年度より、法人内部にスポーツ・インテグリティ（スポーツの価値、スポーツにおける高潔性及び完全性）全体の保護に向けて、「スポーツ・インテグリティ・ユニット」を設置し、本ユニットにおいて、受給団体に対し、インテグリティに対する啓発を行った。 平成27年度は、文部科学省の委託事業として日本スポーツ仲裁機構が作成した『NF組織運営におけるフェアプレーガイドライン』に掲げられた項目について、文部科学省が中央競技団体に対し、セルフチェックリストの提出を依頼しており、その内容を活用して、中央競技団体のガバナンス・コンプライアンス体制の現状把握を行った。 平成28年度も引き続き、「スポーツ団体ガバナンス強化事業」を実施するとともに、『NF組織運営におけるフェアプレーガイドライン』を活用した自己点検を実施させることにより、中央競技団体の自発的な取組みを促すなど、ガバナンス強化の支援を実施する。	—

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針																				
03	不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。	1	（交付後の調査の的確な実施） 交付後の調査については、従前より交付対象年度の翌年度に、助成金を交付した団体の中から、調査対象団体を抽出して実施しているところである。その際、助成事業者の助成金の執行を専門的かつ十分に調査するため、一部の団体に対する調査を外部専門家（監査法人）へ委託している。 平成24年の会計検査院の検査において、スポーツ団体による助成金が指摘されたこと等を踏まえ、不正受給、不正使用を防ぐため、平成25年度より、その委託件数を大幅に拡充した。 なお、調査により不適切な会計処理が確認された団体については、適正な執行に向けての改善方策の提出を求め、是正内容を確認した。 <table><tr><td>平成24年度調査実施数</td><td>188団体</td><td>うち外部専門家実施</td><td>50団体</td></tr><tr><td>平成25年度調査実施数</td><td>241団体</td><td>うち外部専門家実施</td><td>150団体</td></tr><tr><td>平成26年度調査実施数</td><td>268団体</td><td>うち外部専門家実施</td><td>150団体</td></tr><tr><td>平成27年度調査実施数</td><td>260団体</td><td>うち外部専門家実施</td><td>150団体</td></tr><tr><td>平成28年度調査実施予定数</td><td>307団体</td><td>うち外部専門家実施</td><td>150団体</td></tr></table> （法令遵守体制の確保のためのガバナンス強化の支援） ガバナンス強化の支援については、スポーツ振興くじ助成において、平成23年度から「スポーツ団体ガバナンス強化事業」を実施し、競技団体の法律・経営面についての課題等に対する指導・助言や統治・統制に関する研修会を実施する事業などに対し、経費の一部を助成しているところである。 また、平成26年度より法人内部にスポーツ・インテグリティ（スポーツの価値、スポーツにおける高潔性及び完全性）全体の保護に向けて、「スポーツ・インテグリティ・ユニット」を設置し、本ユニットにおいて、受給団体に対し、インテグリティに対する啓発を行った。 平成27年度は、文部科学省が作成した『NF組織運営におけるフェアプレーガイドライン』に掲げられた項目について、文部科学省が中央競技団体に対し、セルフチェックリストの提出を依頼しており、その内容を活用して、中央競技団体のガバナンス・コンプライアンス体制の現状把握を行った。 平成28年度も引き続き、「スポーツ団体ガバナンス強化事業」を実施するとともに、『NF組織運営におけるフェアプレーガイドライン』を活用した自己点検を実施させることにより、中央競技団体の自発的な取組みを促すなど、ガバナンス強化の支援を実施する。	平成24年度調査実施数	188団体	うち外部専門家実施	50団体	平成25年度調査実施数	241団体	うち外部専門家実施	150団体	平成26年度調査実施数	268団体	うち外部専門家実施	150団体	平成27年度調査実施数	260団体	うち外部専門家実施	150団体	平成28年度調査実施予定数	307団体	うち外部専門家実施	150団体	—
平成24年度調査実施数	188団体	うち外部専門家実施	50団体																					
平成25年度調査実施数	241団体	うち外部専門家実施	150団体																					
平成26年度調査実施数	268団体	うち外部専門家実施	150団体																					
平成27年度調査実施数	260団体	うち外部専門家実施	150団体																					
平成28年度調査実施予定数	307団体	うち外部専門家実施	150団体																					
04	不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格停止するなどの制裁措置の導入を図る。	1	従前より、「1～2年」の資格停止措置を交付実施要領に規定していたが、平成25年度より、不正の抑止効果を高めるため、資格停止期間を「1～5年」に長期間化を図った。	—																				
05	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が科されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。	1	平成25年7月に、左記の内容などを記載したパンフレット「助成金を受ける団体の心得」を作成し、平成25年度の助成団体へ配布した。	—																				

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
06	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	3	現在のところ、他法人との共同調達及び間接業務の共同実施の実績はないが、平成28年度は、先行実施法人へのヒアリング等により情報収集を行い、実施に当たっての課題の抽出、分析等を行うこととしている。	国及び他法人の取組や検討状況を踏まえ、検討していきたい。
07	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	既に、スポーツ施設における包括的業務委託（民間競争入札）の実施や業務量を勘案した配置人員見直し等、民間委託等による業務改善を推進している。	—

No	30	所管	文部科学省	法人名	日本学生支援機構
----	----	----	-------	-----	----------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。	2	項目04～07のとおり。	—
03	現在、売却見込みの立っていない国際交流会館等については、留学生交流の場としての活用も含め、経済性を勘案しつつ総合的に処理方針を検討し、平成26年夏までに結論を得る。	1	「留学生30万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会 報告書」（平成26年7月31日）の趣旨を踏まえ、文部科学省内で経済性を勘案しつつ検討した結果、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の保有する国際交流会館等の活用方策については以下の通りとする。 1. 東京国際交流館及び兵庫国際交流会館は、機構が引き続き保有し、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用する。 2. 上記1. 以外の国際交流会館（札幌国際交流会館、金沢国際交流会館、福岡国際交流会館、大分国際交流会館）については、これまでどおり地方公共団体や大学等との売却交渉を進める。	1. 東京国際交流館及び兵庫国際交流会館は、機構が引き続き保有し、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用する。 2. 上記1. 以外の国際交流会館（札幌国際交流会館、金沢国際交流会館、福岡国際交流会館、大分国際交流会館）については、これまでどおり地方公共団体や大学等への売却に必要な手続を行うとともに、売却が困難である場合は、引き続き保有し続けた場合に将来的に発生する維持管理コストと収入を比較考量した上で、処分に向けて条件の見直しを図りつつ交渉を進める。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程等を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会等を設置し、法人の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。	1	・機構におけるリスク管理全般に必要な事項を定めるリスク管理規程を平成26年度に制定するとともに、リスク管理委員会を設置し、同委員会のもとでリスク管理を実施した。 ・「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長）の通知内容を踏まえ、平成27年4月1日付けで、業務方法書に内部統制の体制の整備に関する事項を追記する変更を行った。	措置済み
05	業務の適正性を日常的に確保するため、業務執行やリスク管理を監視する内部組織（監査部等）を設置する。また、監事のうち1名は原則として常勤とする。	1	・業務執行部内から独立した監査室を設置し、内部監査を実施している。 ・「内部監査規程」を制定し、内部監査体制を定めている。 ・監事のうち1名は常勤としている。	—
06	審査、回収等の金融業務機能の強化を図る観点から、外部専門家等による職員研修を拡充することとし、その実施方針を策定する。	1	平成27年度に実施する外部専門家等による研修の実施方針を平成27年3月30日に策定した。	—
07	金融業務の透明性を確保する観点から、事業別の収支情報を情報開示する一方、法人の行う金融業務の高い公共性に鑑み、役職員の守秘義務規定を設ける。	1	・財務諸表（附属明細書）において、奨学金貸与事業、留学生支援事業、学生生活支援事業、法人共通の区分により、セグメント情報を開示。 ・独立行政法人日本学生支援機構法において、秘密保持義務及び罰則について規定。	—
08	不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。	1	・借り上げ宿舍支援事業について、事業終了後は事業実施規程及び募集要項記載の「支援金の収支報告」に基づいて収支簿を提出させることにより、適正に運用されているかどうかを確認している。 ・平成25年度に策定した経理書類調査計画をもとに、前年度に支援金を交付した大学等の一部を無作為に抽出し、毎年度、本事業に係る経理書類（帳簿、証憑書類）を提出させて調査を実施するとともに、給付金の取扱等に関するQ&Aを充実させた上で公開すること等により交付した大学等における適正処理を促す取組を実施している。	引き続き策定した経理書類調査計画に基づき大学等を無作為に抽出し、経理書類の調査を適切に実施することにより不正受給や不正使用の防止に努める。
09	不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る。	1	平成27年3月に「留学生借り上げ宿舍支援事業実施規程」を改正し、募集停止の条項を設けるとともに、「留学生借り上げ宿舍支援事業における募集停止措置に係る取扱基準」を策定することにより、不正受給、不正使用を行った場合に一定期間募集を停止し、申請を受け付けない制裁措置を導入した。	—

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
10	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	2	・タイ事務所については、日本学術振興会バンコク研究連絡センターと事務所の共用を実施している。 ・保有する国際交流会館のうち合築施設（札幌（北海道札幌市）、金沢（石川県金沢市）及び福岡（福岡県福岡市）の国際交流会館）及び事務所を共有する駒場事務所（東京都目黒区）においては、地方公共団体等と共同で施設の管理運営委託を実施している。 ・大学入試センターとコピー用紙の共同調達を実施している。	他機関と共同調達等が可能な案件があれば実施を検討する等、引き続き業務の最適化を図る。
11	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	2	奨学金の返還金回収業務について、平成24年度に官民競争入札等監理委員会が示す業務フロー・コスト分析を実施した。業務フロー・コスト分析の結果を踏まえ、「個人情報情報機関への登録処理」については、将来の要処理件数の増大に対応できるよう、平成26年3月に業務の標準化及び情報システムの改善を行った。	引き続き自主的な業務改善を図る。

No	3 1	所管	文部科学省	法人名	海洋研究開発機構
----	-----	----	-------	-----	----------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	研究開発型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	南海トラフ海域において本法人が整備を進めている地震・津波観測監視システム（DONET）について、その整備が終了した際には、同システムを防災科学技術研究所に移管する。	1	平成28年4月1日付で地震・津波観測監視システム（DONET）を移管した。	—
03	防災・減災分野における防災科学技術研究所との人事交流を促進するなど、同研究所との連携をより一層強化する。	1	研究者2名をクロスアポイントメント制度により雇用するなど防災科学技術研究所との人事交流を促進している。また、防災・減災分野における両機関の連携を強化するため、平成27年5月22日付で防災科学技術研究所と「防災・減災分野の連携研究協定」を締結した。さらに、平成28年4月1日付で「地震・津波観測監視システム（DONET）の管理運営に係る協定」を締結し、両機関の連携をより一層強化した。	—

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	2	研究開発8法人による納入実績データベースの運用を平成23年度から実施しており、これにより他法人の調達価額を参考にするなど法人間の連携強化を図っている。また、共同調達については、平成26年度に国立大学法人高知大学との間で協議を行い、平成27年度より3品目を対象に開始している。さらに対象品目の拡大可否等について協議を進めた結果、研究分析器の安定化電源（UPS）及びバッテリーについても対象を拡大し、共同調達を実施した。	他の研究機関（国立研究開発法人、国立大学法人等）についても、引き続き共同調達について検討作業・協議を継続する。
05	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	2	当機構は業務効率化推進委員会を設置し、機構全体の業務の効率的かつ円滑な遂行と業務の質の向上を継続的に図ってきた。平成27年度は、業務効率化推進委員会において管理経費削減のため業務フローやコストの分析を行った結果、一部会議において資料のペーパーレス化等を開始した。	今後も業務効率化推進委員会を中心として、業務フローやコスト等の分析を行い、継続的に業務の合理化及び効率化を図っていく。

No	32	所管	文部科学省	法人名	国立高等専門学校機構
----	----	----	-------	-----	------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	各高専において、近隣の国立大学法人等と調整し、重油等や宿舍管理業務等の共同調達を実施するなど、業務実施における連携強化及び効率化・合理化を進めている。	引き続き共同調達等業務の連携について検討しつつ、業務の効率化・合理化を推進していくこととしている。
03	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	業務フローやコスト等の分析を行った結果、警備、清掃等の業務については外部委託を行っているほか、経費効率化の観点から、給与業務の一部についてアウトソーシングを行っている。また、複数年度契約、共同調達方式や総合評価方式の導入を行うことで契約の効率化を図っている。	国や他法人等の事例を参考にしつつ、継続して検討を行う。

No	3 3	所管	文部科学省	法人名	大学評価・学位授与機構	※平成28年4月1日に国立大学財務・経営センターと統合し、大学改革支援・学位授与機構に改称
----	-----	----	-------	-----	-------------	---

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	2法人を統合し、中期目標管理型の法人とする。	1	2法人を統合し、中期目標管理型の法人とする「独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律」が平成27年5月27日付で公布、平成28年4月1日付で施行され、新法人「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」が発足した。	-

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	・学術総合センター内に設置するサテライトオフィス（竹橋）においては、同センター内にオフィスを設置する法人間により、消耗品の共同調達、清掃及び廃棄物処理業務、建物管理業務等の共同実施を行っている。 ・本部（小平）においては、同じ敷地内の国立大学法人との間において、構内警備業務について共同実施を進めている。 ・独立行政法人国立大学財務・経営センターとの統合にあたり、事務の合理化、効率化を実施し、間接部門の職員の削減を行った。	・共同調達や間接業務の共同実施については、スケールメリットや業務の効率化に配慮しつつ、引き続きその検討を行う。
03	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	1	コスト分析等を行い、これまでに建物施設管理等の業務を民間委託するなど、自主的な業務改善に努めている。また、事務系職員において、評価事業部の業務量の変動に伴う改組を行い、職員の配置換を行うなど、業務量に対応した組織の見直し、人員の適正配置を実施した。	コスト分析等を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善に努めるとともに、機構の各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、人員の適正配置を実施する。その際、管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討する。

No	3 4	所管	文部科学省	法人名	国立大学財務・経営センター	※平成28年4月1日に大学評価・学位授与機構と統合し、大学改革支援・学位授与機構に改称
----	-----	----	-------	-----	---------------	---

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	2 法人を統合し、中期目標管理型の法人とする。	1	2 法人を統合し、中期目標管理型の法人とする「独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律」が平成27年5月27日付で公布、平成28年4月1日付で施行され、新法人「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」が発足した。	—

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02	不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。	1	施設費交付事業に係る交付後の調査は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく実績報告を各国立大学法人等から受け取った後、額の確定までの間に実施している。 また、当該交付事業が当初の目的どおりに実施又は完了し、適切に機能しているかを確認することを目的とした現地調査についても例年実施している。 ガバナンス強化の支援は、法令遵守について、毎年度当初に発出する事務連絡や、文部科学省主催の国立大学法人等の施設担当部課長を対象とした会議等において周知し、受給団体の法令遵守体制の確保に努めている。	—
03	不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなど制裁措置の導入を図る。	1	施設費交付金の不正受給・不正使用を行った事業者に対しては、補助金等適正化法に準じて交付決定の取消や返還命令を行うこととなる。また、平成28年4月に事業者に対して、不正受給・不正使用を行った場合は、大学改革支援・学位授与機構のホームページ上で事業者名等を公表する制裁措置を導入する旨の周知を行った。	—
04	補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。	1	施設費交付事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律が準用されること、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消しや返還命令が行われること、また場合によっては刑事罰が課されることについて、施設費交付事業の手引きや年度当初に発出している事務連絡等を通じて、周知徹底を図っている。	—

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、法人が所在する建物を区分所有する4機関による共同調達を行った。	法人統合による間接部門の組織の合理化を図ることで、全体としての業務の最適化が見込まれる。
06	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	1	業務量に応じた組織の見直し、人員の適正配置を行うことにより、人件費の抑制を図った。また、法人職員数を考慮し、専門的知識を要し業務量が多いもの（債券発行にかかる業務、消費税確定申告書作成業務等）については、コストの分析の結果、民間委託を行った。	今後も、民間委託を含めた自主的な業務改善を図っていくとともに、法人統合による間接部門の組織の合理化を図ることで、全体としての業務の最適化が見込まれる。

No	35	所管	文部科学省	法人名	日本原子力研究開発機構
----	----	----	-------	-----	-------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	研究開発型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	安全の絶えざる向上を求めつつ、原子力研究開発機関として課題解決を行う組織に改めるため、高速増殖原型炉もんじゅの運転管理体制の改革、業務の重点化など、組織体制及び業務の抜本的な改革を進める。	2	・「日本原子力研究開発機構の改革の基本的方向」（平成25年8月文部科学省日本原子力研究開発機構改革本部）を受け、同年9月に「日本原子力研究開発機構の改革計画」を策定し、平成25年10月から1年間で集中改革期間と定めて安全を最優先とする組織への改革を実施した。 ・平成26年4月（一部10月）に部門制の導入等による組織の再編を行うとともに、戦略企画室といった経営支援の組織を設置することにより、内部統制・ガバナンスの強化するとともに、平成28年4月に核融合研究開発及び量子ビーム応用研究の一部を量子科学研究開発機構に移管し事業の重点化を図るなど、当初目標とした諸課題についての取組みを終えた。 ・もんじゅについては、理事長を中心としたトップマネジメントのもと、安全統括機能等を強化するため、理事長直轄の「もんじゅ安全・改革本部」を設置し、「もんじゅ」の重要事項等について理事長が直接指示をする体制を構築し、原則毎週「もんじゅ」でもんじゅ安全・改革本部会議を開催するとともに理事長自ら職員との直接対話を実施するなど、理事長の方針の現場への浸透に努め、さらに集中改革期間を半年延長し、継続して改革に取り組んできたが、平成26年度内に目指した保安措置命令解除を達成出来なかった。このため、平成27年4月からは「もんじゅ安全・改革本部」を「もんじゅ再生本部」へと発展的に改組するとともに、根本的な課題を解消すべく、電力、メーカの力を結集した「オールジャパン体制」を平成27年12月に発足させ、潜在する問題が他にないかを含めて徹底的に洗い直し、根本的課題に対する改善活動を実施した。引き続き改善活動を着実に進め、保安措置命令解除を目指していく。	日本原子力研究開発機構の改革計画に基づき、集中改革期間（平成25年10月～平成26年9月）に目標とされた諸課題の取組みはほぼ終了した。もんじゅの集中改革期間を半年延長したが、その後も「オールジャパン体制」の下で改善活動を進める中においても保安措置命令解除に至っていないことから、引き続きもんじゅ改革の定着等を図りながら保安措置命令解除を目指す。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	・海外事務所を有する他法人と情報共有を行うこと等により連携を強化し、パリ事務所については情報通信研究機構との共用化（平成23年4月）に続き、宇宙航空研究開発機構及び科学技術振興機構と事務所共用化の準備を進め、平成25年7月から共用事務所を借り上げ、平成26年2月までに4法人の共用化を完了し、借上げ費用の削減を図った。 ・ワシントン事務所については、平成27年5月に、宇宙航空研究開発機構のワシントン事務所が入居するビル内に転居して事務所スペースの共用化を行い、借上げ費用の削減を図った。 ・経費削減の観点から、文部科学省所管の研究開発8法人において連携強化を図り、研究開発8法人で調達する市場性の低い研究機器等に係る「納入実績データベース」の構築を継続し、適正価格での契約に資するべく各法人及び機構全拠点の契約担当課で情報の共有化を図った。	法人間の連携強化等により、効率的な業務運営に努めていく。
04	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	2	公共サービス改革基本方針により事業選定された業務については、原子力機構内において業務フローの分析を実施し、その結果等を踏まえて仕様内容等を見直し、更なる競争性、経済性及びサービスの質の向上について努めている。	公共サービス改革基本方針により事業選定された業務については、更なる競争性、経済性及びサービスの質の向上を確保できるよう努める。

No	3 6	所管	厚生労働省	法人名	国立健康・栄養研究所	※平成27年4月1日に医薬基盤研究所と統合し、医薬基盤・健康・栄養研究所に改称
----	-----	----	-------	-----	------------	---

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	上記2法人を統合し、研究開発型の法人とする。	1	・法人の統合については、独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律が第186回通常国会において、平成26年5月14日成立、5月21日公布。 ・統合後の法人を研究開発型の法人とすることについては、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。 ・平成27年4月1日に統合。	—
02	医療分野の研究開発に係るファンディング機能を集約して一元的な研究管理を行う独立行政法人日本医療研究開発機構（仮称）の設立に当たっては、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において、「スクラップアンドビルド原則に基づき行うこととし、公的部門の肥大化は行わない」とされていることを踏まえ、当該法人の設立に伴う法人数1の増は、上記2法人の統合による法人数1の減をもって充てる。	1	・独立行政法人日本医療研究開発機構法が第186回通常国会において、平成26年5月23日成立、5月30日公布。 ・独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律が第186回通常国会において、平成26年5月14日成立、5月21日公布。	—
03	国立健康・栄養研究所による栄養表示に関する収去試験の実施は、今後、食品表示法に基づく民間の登録検査機関による実施状況に応じて、縮小する。	1	・栄養表示に関する収去試験については、従前、登録検査機関では実施できなかったところ、食品表示法の施行（平成27年4月1日）により、登録検査機関でも実施できるようになり、国立健康・栄養研究所が行う収去試験の実施は縮小されている。なお、平成27年度は国立健康・栄養研究所において収去試験は実施されていない。 ・国立健康・栄養研究所が行う収去試験に係る分析については、栄養成分の分析の精度が確保されることが重要であることから、既存の分析方法では対応困難な食品（特殊な前処理が必要な食品等）に係るものに特化することで今後も更なる事業実施の縮小を図る。 ・食品表示の具体的なルールは食品表示法に基づく食品表示基準に規定されるため、収去試験の在り方については、食品表示基準の内容を踏まえて消費者庁において引き続き検討中である。	登録検査機関において実施できるようになった収去試験の公平性・真正性を確保するため、登録検査機関間の分析精度管理事業の実施を検討している。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	・独立行政法人国立健康・栄養研究所との統合に当たり、限られた人員を適正に配置することにより業務の適正化に努め、事務部門の人員を削減した。また、会計業務の大部分を大阪に一元化し、業務の効率化を図った。	—
05	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	健康増進法に基づく、国民健康・栄養調査の集計業務に係るデータ入力業務について、コスト分析を行い外部委託を行っている。	—

No	3 7	所管	厚生労働省	法人名	医薬基盤研究所	※平成27年4月1日に医薬基盤研究所と統合し、医薬基盤・健康・栄養研究所に改称
----	-----	----	-------	-----	---------	---

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	上記2法人を統合し、研究開発型の法人とする。	1	・法人の統合については、独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律が第186回通常国会において、平成26年5月14日成立、5月21日公布。 ・統合後の法人を研究開発型の法人とすることについては、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。 ・平成27年4月1日に統合。	—
02	医療分野の研究開発に係るファンディング機能を集約して一元的な研究管理を行う独立行政法人日本医療研究開発機構（仮称）の設立に当たっては、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において、「スクラップアンドビルド原則に基づき行うこととし、公的部門の肥大化は行わない」とされていることを踏まえ、当該法人の設立に伴う法人数1の増は、上記2法人の統合による法人数1の減をもって充てる。	1	・独立行政法人日本医療研究開発機構法が第186回通常国会において、平成26年5月23日成立、5月30日公布。 ・独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律が第186回通常国会において、平成26年5月14日成立、5月21日公布。	—
03	医薬基盤研究所がこれまで実施してきた医療分野の研究開発に係るファンディング機能及び創薬支援業務は、所要の人員も含め日本医療研究開発機構（仮称）に移管する。	1	・所要の人員も含め両業務を移管した。 ・独立行政法人日本医療研究開発機構法が第186回通常国会において、平成26年5月23日成立、5月30日公布。（当該法律で両業務を移管） ・平成27年4月1日に日本医療研究開発機構に移管済。	—
04	希少疾病用医薬品等開発振興事業については、健康・医療戦略（平成25年6月14日関係大臣申合せ）において、「希少疾病用医薬品・医療機器の指定制度・助成金や専門的な指導・助言体制の充実・強化を行う」とされたことを踏まえ、上記2法人の統合後の法人において、その充実・強化を図る。	1	医薬品等の開発における専門的な知識を有するプログラムオフィサーによるマネジメント体制を維持し、指導、助言による開発支援、出張相談等による相談業務を充実させるなど、希少疾病用医薬品等開発振興事業の充実強化に繋がる取組を行っている。	—

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。	1	毎年度会計実地調査を行い、調査時に受給団体の規程や体制を確認し、必要に応じて指導・助言するなど支援に努めている。	—
06	不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る。	1	申請要領及び契約書において、不正受給、不正使用を行った場合の委託費の停止・返還・違約金及び不正受給等に係る報告・調査に係る措置について規定している。	—
07	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。	1	研究プロジェクト申請要領や募集要項に記載し、研究者及び研究機関に対し周知している。	—

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
08	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	・独立行政法人国立健康・栄養研究所との統合に当たり、限れた人員を適正に配置することにより業務の適正化に努め、事務部門の人員を削減した。また、会計業務の大部分を大阪に一元化し、業務の効率化を図った。	—
09	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	「公共サービス改革基本方針」に基づき、市場化テストの対象となった「医科学研究用霊長類繁殖育成等（1・2・7棟）」の委託業務について、事務・事業の質の維持や、効率性、コストの削減の活用等の観点から外部委託の拡大等について検討し、民間競争入札による外部委託を実施した。	—

No	3 8	所管	厚生労働省	法人名	労働安全衛生総合研究所	※平成28年4月1日に労働者健康福祉機構と統合し、労働者健康安全機構に改称
----	-----	----	-------	-----	-------------	---------------------------------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	上記2法人を統合し、中期目標管理型の法人とする。	1	・独立行政法人労働安全衛生総合研究所と独立行政法人労働者健康福祉機構を統合し、中期目標管理型の法人とすることについては、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」が第189回通常国会において、平成27年4月24日成立、5月7日公布。 平成28年4月1日に統合。	—

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	平成28年4月1日より、法人統合により労働者健康安全機構となったため、労働者健康安全機構として以下の取組を進めている。 ①法人全体として業務運営を効率的に行い、統合効果を発揮していく中で、管理部門での人員を削減する等、運営体制の合理化を図っている。 ②一般競争入札の徹底・一者応札の改善等競争性を確保するための取組により、コスト縮減を図っている。また、研究においては、労働安全衛生総合研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と、労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による研究の充実を図っている。 ③統合先である旧労働者健康福祉機構との共同調達により、コピー用紙等共通的な事務用品の購入額の削減を図っている。	—
03	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	2	平成28年4月1日より、法人統合により労働者健康安全機構となったため、労働者健康安全機構として以下の取組を進めている。 以下の業務について官民競争入札（公共サービス改革）の実施に向けて準備中。 ①情報システム共通基盤（プラットフォーム）の構築及び運用・保守業務並びにデータセンター運用業務 ②事業統計システムソフトウェア運用・保守業務 ③グループウェアシステム運用・保守業務 なお、公共サービス改革に向けコンサルティングを導入し、業務やコスト等について現状分析を実施している。	現状分析を踏まえ、 ①情報システム共通基盤（プラットフォーム）の構築及び運用・保守業務並びにデータセンター運用業務については平成29年4月を目処に入札公告し、平成29年8月から落札者による事業を実施する。また、②事業統計システムソフトウェア運用・保守業務、③グループウェアシステム運用・保守業務については平成29年10月を目途に入札公告し、平成30年4月から落札者による事業を実施する。

No	3 9	所管	厚生労働省	法人名	労働者健康福祉機構	※平成28年4月1日に労働安全衛生総合研究所と統合し、労働者健康安全機構に改称
----	-----	----	-------	-----	-----------	---

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	上記2法人を統合し、中期目標管理型の法人とする。	1	・独立行政法人労働安全衛生総合研究所と独立行政法人労働者健康福祉機構を統合し、中期目標管理型の法人とすることについては、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」が第189回通常国会において、平成27年4月24日成立、5月7日公布。 平成28年4月1日に統合。	—
02	国が委託事業として実施している産業保健支援に関する事業及び化学物質の有害性調査（日本バイオアッセイ研究センター事業）については、統合法人の業務として集約し、一元的に実施する。このため、産業保健推進センター事業に係る従前の「ブロック化」の方針を見直すとともに、関連する組織・予算の徹底した合理化を行う。	1	・国が委託事業により実施している産業保健支援に関する事業（地域産業保健事業、メンタルヘルス対策支援事業）については、統合法人の業務として実施する。 ・化学物質の有害性調査（日本バイオアッセイ研究センター事業、平成27年度委託先：中央労働災害防止協会）を、統合法人の業務として実施することについては、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」が第189回通常国会において、平成27年4月24日成立、5月7日公布。平成28年4月1日より統合法人の業務として一元的に実施。 ・産業保健推進センター事業については、平成26年度より、産業保健支援に関する事業（地域産業保健事業、メンタルヘルス対策支援事業）と一元化して組織・予算の徹底した合理化を図るとともに、従前の「ブロック化」の方針を見直し、各都道府県に産業保健総合支援センターを設置し、合理化を行った。	—
03	労災病院については、法人本部が各病院の運営実態を的確に把握し、内部統制が有効に機能する体制を構築するとともに、その実効性を検証しながら、信頼性ある病院運営・指導体制の確立に努める。	1	○体制の構築 ・内部統制システムの整備に関しては、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日行政管理局長通知）に基づき、①統制環境（法人の長がリーダーシップを発揮できる環境の整備）、②リスクの評価と対応、③統制活動（法人の業務が、役職員によって法令等に適合した上で、効果的、かつ、効率的に行われることを確保するための体制）、④情報と伝達（内部統制システムが有効に機能するよう組織構成員に適切な情報が伝わる体制、役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制）、⑤モニタリング（モニタリング体制（法人内部及び監事）の整備）及び⑥ICTへの対応について、平成27年度に業務方法書を改正し、具体的な事項を記載 ・監査員業務監査規程を平成26年度に全面改正し、内部監査機能を強化する理事長直轄の組織として内部監査室を設置するとともに監査担当者の明確な権限等を規定 ・監事の機能強化に関しては、「独立行政法人の監事の機能強化に伴う措置について」（平成26年11月28日行政管理局長通知）において監事を補佐する体制の整備が求められていることを踏まえ、専任の監事補助者を配置 ・独立行政法人労働者健康安全機構第3期中期目標・中期計画（平成28年度～）においては、「内部統制の充実・強化等」の項を設け、上記行政管理局長通知「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」等に基づき、法人の長のリーダーシップの下、必要な規程等の整備、見直しを行うとともに、内部統制の仕組が有効に機能しているかどうかの点検・検証、点検結果を踏まえた必要な見直しを行うなど充実・強化等を図ることを記載 ○継続的な取組等 ・外部有識者として弁護士を委員に加えたコンプライアンス推進委員会を開催して当機構で発生したリスクについて検討を実施 ・理事長を委員長、各役員及び各部室長を委員とする内部統制委員会を各監事の出席を得て開催し、コンプライアンス推進委員会からの報告事項等について審議 ・監事による監査においては、会計経理の適正化等の監査に加え、病院幹部のガバナンス、内部統制の構築・運用状況の視点に着目し、次の項目について監査を実施 ①中期計画及び年度計画に対する病院幹部の認識・職員への周知徹底 ②病院の運営方針、課題の周知状況 ・各労災病院の監査については、2年に1回のサイクルで実施	—

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	独立行政法人労働者健康安全機構第3期中期目標（平成28年4月～）において、業務運営の効率化に伴う経費削減等の1つとして「独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等の公的医療機関との連携を図り、全ての労災病院において、医薬品及び医療機器の入手に際して、経営的観点から調査を行った上で、可能なものについて共同購入の手法を積極的に採用すること」とされたこと、また、人材交流について「他法人の事例を参考としながら、より一層の質の高い医療を提供するため、国病機構との人材交流も計画的に実施すること」とされたことを踏まえ、以下の取組みを実施。 ① 医薬品については、国立病院機構及び国立高度専門医療研究センターと連携を図り、共同購入を行う。 ② 高額医療機器については、国立病院機構及び地域医療機能推進機構と連携を図り、共同購入を行う。 ③ 民間のGPO（Group Purchasing Organization：協同購買組織）（日赤、済生会等166病院が参加）に参加して医療消耗備品費等の共同購入による支出の削減に努める。 ④ 国立病院機構との人材交流の一環として研修の相互参加を実施し、両法人間で研修の効果的活用に取り組む。 ⑤ 新医薬品の開発促進に資するために、国立病院機構との連携強化を図り治験の共同実施に取り組む。 また、平成28年4月1日より、法人統合により労働者健康安全機構となったため、労働者健康安全機構として以下の取組を進めている。 ⑥法人全体として業務運営を効率的に行い、統合効果を発揮していく中で、管理部門での人員を削減する等、運営体制の合理化を図っている。 ⑦一般競争入札の徹底・一者応札の改善等競争性を確保するための取組により、コスト縮減を図っている。また、研究においては、労働安全衛生総合研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と、労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による研究の充実を図っている。 ⑧統合された旧労働安全衛生総合研究所との共同調達により、コピー用紙等共通的な事務用品の購入額の削減を図っている。	—
05	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	2	以下の業務について官民競争入札（公共サービス改革）の実施に向けて準備中。 ①情報システム共通基盤（プラットフォーム）の構築及び運用・保守業務並びにデータセンター運用業務 ②事業統計システムソフトウェア運用・保守業務 ③グループウェアシステム運用・保守業務 なお、公共サービス改革に向けコンサルティングを導入し、業務やコスト等について現状分析を実施している。	現状分析を踏まえ、 ①情報システム共通基盤（プラットフォーム）の構築及び運用・保守業務並びにデータセンター運用業務については平成29年4月を目処に入札公告し、平成29年8月から落札者による事業を実施する。また、②事業統計システムソフトウェア運用・保守業務、③グループウェアシステム運用・保守業務については平成29年10月を目途に入札公告し、平成30年4月から落札者による事業を実施する。

No	4 0	所管	厚生労働省	法人名	勤労者退職金共済機構
----	-----	----	-------	-----	------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	－
02	財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。特に、中小企業退職金共済事業における資産の運用実績を踏まえ、実効性あるリスク管理体制を整備する。	1	独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律が第189回通常国会において、平成27年4月24日成立、5月7日公布。その中で、中小企業退職金共済法を改正し、 (1)外部有識者による資産運用業務に対するチェック機能及びリスク管理機能を強化するため、資産運用委員会を設置する (2)実効性あるリスク管理を図るため、退職金共済事業における資産の合同運用を行うことができることとした。(1)は平成27年10月1日、(2)は平成28年4月1日より施行)	－
03	中小企業退職金共済事業について、未請求退職金発生防止及び短期離職者対策の強化に加え、転職した際の退職金の通算措置期間の延長等を通じた事務の効率化を進め、当該事業における事務費の国庫補助の縮減を図る。	1	独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律が第189回通常国会において、平成27年4月24日成立、5月7日公布。その中で、中小企業退職金共済法等を改正し、 (1)住基ネットを活用することにより、未請求退職金発生防止対策を強化する (2)特定業種退職金共済制度における退職金の不支給期間（現在は24ヶ月）の短縮を行うことにより、短期離職者対策を強化する (3)従業員が転職した場合等の掛金納付月数の通算に係る申出期間を2年から3年へ延長する (4)従業員が特定業種間又は特定業種と一般の中退共の間を移動した場合における退職金の通算に係る上限を撤廃し、全額を移動後の退職金に通算できるようにする (5)中小企業者でなくなったことを理由として退職金共済契約を解除される事業主に係る資産を確定拠出年金制度へ移換することを可能とするとともに、特定退職金共済団体の資産を中小企業退職金共済へ移換することを認める こととした（いずれも平成28年4月1日より施行）。また、上記(3)～(5)における事務・事業の見直しに併せて、事務費に係る国庫補助の縮減を図っている。	－

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程等を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会等を設置し、法人の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。	1	平成27年4月1日に「独立行政法人勤労者退職金共済機構資産運用リスク管理規程」等を整備するとともに、「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置。	－
05	業務の適正性を日常的に確保するため、業務執行やリスク管理を監視する内部組織（監査部等）を設置する。また、監事のうち1名は原則として常勤とする。	1	平成27年4月1日に監査室を設置。 （なお、監事のうち1名は既に常勤となっている。）	－
06	審査、回収等の金融業務機能の強化を図る観点から、外部専門家等による職員研修を拡充することとし、その実施方針を策定する。	1	対応済み （毎年、研修計画を作成している。）	－
07	金融業務の透明性を確保する観点から、事業別の収支情報等を情報開示する一方、法人の行う金融業務の高い公共性に鑑み、役職員の守秘義務規定を設ける。	1	対応済み （業務毎に設けられた勘定別に財務諸表等を公表しており、また、守秘義務等の規定は中小企業退職金共済法において規定されている。）	－

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
08	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	契約監視委員会を他法人と共同で開催し、連携を図っている。	－
09	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	2	経費節減に関して、平成29年度末までに、平成24年度予算比で、一般管理費（人件費を除く。）を15%以上、業務経費（新規事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）を5%以上削減するという目標を設定して取り組んでいるところであり、平成27年度決算においては、前者は12.8%、後者は18.1%の削減となった。	引き続き、経費の効率化の目標達成に向け、取り組むとともに、業務フローやコストの分析については、次年度のフォローアップに向けて、別途の対応方針を検討することとしたい。

No	4 1	所管	厚生労働省	法人名	高齢・障害・求職者雇用支援機構
----	-----	----	-------	-----	-----------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	－
02	ポリテクセンター（職業能力開発促進センター）・ポリテクカレッジ（職業能力開発大学校・短期大学校）は、都道府県への譲渡が現実的に進まないことから、本法人が引き続き運営する。ただし、個々のポリテクセンター・ポリテクカレッジの在り方については、利用状況等を踏まえ、不断の見直しを行う。	2	・ポリテクセンター（職業能力開発促進センター）・ポリテクカレッジ（職業能力開発大学校・短期大学校）は、本法人が引き続き運営する。 ・企業等のニーズに応えた訓練コースの設定を行い、PDCAサイクルによる訓練コースの見直しを実施（毎年度）し、訓練コースの見直し結果を公表する。 ・各施設の定員充足率の向上を図るためのプロジェクトを本部に設置し、定員充足率の向上に取り組み、経年的に定員充足率が低調なものについて、訓練定員の見直し等を行っても改善に至らない場合は、統廃合を含めて検討する。（平成29年度までに見直し・検討を実施（第3期中期目標））	左記のとおり、個々のポリテクセンター・ポリテクカレッジの在り方については、利用状況等を踏まえ、不断の見直しを行う。
03	本法人の地方組織であるポリテクセンター・ポリテクカレッジ、高齢・障害者雇用支援センター及び地域障害者職業センターは、機能の融合による効果的・効率的な組織体制を構築する観点から、一元化する。	1	・平成27年4月より、地方組織を各都道府県単位で一元化することにより、高齢・障害・求職者等への専門的な支援機能は維持しつつも、地方組織の間接部門の人員を20名削減し、合理化を図った。 ・また、借り上げ施設の解消を中心に、各地方施設の集約化を実施（平成27年度末までに35カ所を措置済）。 ・旧高障・旧能開の2つのシステムが併存していた管理系システムについては、新システムを構築し、平成26年度末に統合を行った。	－

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	裨益する業界等からの適正な負担を求めるなど、自己収入の拡大や教育内容の高度化に向けた適切な措置を講じる。	1	・授業料については、既に国立大学並みとしているほか、事業主側から適正な負担を求めている。 ・自己収入は、訓練生から既に授業料、学生寮費等を徴収している。 ・平成24年度に新設された職業能力開発総合大学の総合課程では、より高度な知識・技術・技能を習得した生産技術者の育成を目指しており、その総合課程を通じて蓄積されたノウハウを活かし、全国の職業能力開発大学校における高度職業訓練カリキュラムの見直し等、教育の高度化に向けた取組を行っている。 ・平成28年4月に大学院の修士課程に相当する「職業能力開発研究学域」を設置し、ものづくり分野における技能・技術の複合化や高度化を踏まえ、産業界の人材育成ニーズを的確に捉え、研究的思考をもって職業訓練指導技法等を開発できる人材育成分野のリーダーを育成する取組を行っている。	－
05	法人の中期目標について、関係する職業への就職率の目標値や専門の資格・免許の合格率など、人材育成の成果に関する具体的・定量的な目標を設定する。	2	総合課程では、将来的に訓練の指導員となり得る人材とともに、民間企業の生産技術・生産管理部門のリーダーとなり得る人材も育成していることから、指導員となり得る者や民間企業の生産技術・生産管理部門へ採用される者などについての関連就職率を目標とすることについて、検討を行う。 平成28年3月に総合課程において初めて卒業生を輩出したことから、就職先の業種・職種の把握・分析を行っている。	次期中期目標から総合課程の関連就職率を目標とすることについて、引き続き検討を行う。
06	特定職業に係る事業者等との意見交換の場を設けるとともに、法人が業績評価報告書を作成するに当たって、これらの者の意見を聴き、その意見を反映させる。	1	職業能力開発分野の学識経験者、労働者を代表する者、事業主を代表する者から構成する外部評価委員会を機構本部に設置し、その意見を聴き、その意見を業務実績等報告書に反映することとしている。	－
07	大学その他、官民の教育訓練を行う機関においても類似する人材育成事業が実施されている法人については、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しに当たり、類似する事業の成果や普及状況を検証し、自らはかかる事業の伸長を助けその補完に徹するとの観点から、必要な事業規模や内容の見直しを行う。	2	一般大学の工学部との比較などで成果やコストを示し、比較検証を行うために、比較する項目等の精査を行っている。	中期目標期間終了時（平成29年度）における見直しにあたり、一般大学の工学部との比較などで成果やコストを示し、比較検証を行う項目等の精査を行った上で、比較検証を行う。
08	不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。	1	・支給の適正化を図るため、支給する又は支給した事業主への訪問調査により、調査を実施。 ・説明会等の開催や問い合わせのあった事業主に支給要件等について説明を行い、不正受給を防ぐ取り組みを継続して実施している。	－

09	不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る。	1	・調整金、報奨金について、不正受給があった場合は、支給要領等により不正受給した金額に延滞金を加算した金額を返還させることとしている。 ・高齢者助成金、障害者助成金について不正受給があった場合は、支給要領等により、助成金の3年間の不支給、機構ホームページにおける事業主名の公表、不正受給した金額に延滞金を加算した金額を返還、場合によっては刑事告訴措置を講ずることとしている。	—
10	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。	1	高齢者助成金について、事業主向け支給申請の手引き及びリーフレット等に不正受給に関する記載（助成金の不支給、返還命令、刑事告訴等）を行っている。	—

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
11	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	3	高齢者、障害者及び求職者の雇用支援という業務の特質を踏まえれば、共同調達や間接業務の共同実施を広く行うことは困難であるが、可能なものについて業務実施の連携を図ることとする。	法人間における連携により共同調達及び共同実施を行った方が効果的かつ効率的な業務の最適化ができると認められる場合は、適宜対応する。
12	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	・平成27年12月17日内閣府公共サービス改革推進室官民競争入札等監理委員会事務局事務連絡「業務フロー・コスト分析の実施について」により「『生涯現役社会の実現』啓発事業」について「業務フロー・コスト分析に係る手引き」に基づく業務フロー・コスト分析を実施しているところであり、これを踏まえ自主的な業務改善を図る。 ・経費の効率化に向けて、コストの分析を踏まえ、本部移転に伴う事務所借料の見直し等や本部と施設をつなぐインターネット回線の見直しに取り組んでおり、平成29年度末において、平成24年度予算比で一般管理費で15%以上、業務経費で5%以上削減することとしている。	—

No	4 2	所管	厚生労働省	法人名	福祉医療機構
----	-----	----	-------	-----	--------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、福祉貸付事業及び医療貸付事業については、金融庁検査を導入する。	1	独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律が第189回通常国会において、平成27年4月24日成立、5月7日公布。金融庁検査の導入については平成27年10月1日施行。	—
03	承継年金住宅融資等債権管理回収業務について、資金の効率的運用の観点から、現在年1回とされている回収金の国庫納付を定期的に行えるよう所要の措置を講じる。	1	独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律が第189回通常国会において、平成27年4月24日成立、5月7日公布。	—

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程等を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会等を設置し、法人の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。	1	○機構業務の健全性及び適切性を確保するため、内部統制基本方針を定め、当該方針に基づき各リスク管理体制を定める個別の規程等として、 ・内部監査方針及び内部監査規程 ・法令等の遵守に関する基本方針及び法令等の遵守に関する規程 ・顧客保護等基本方針及び顧客保護等管理規程 ・リスク管理基本方針及び各リスクの管理規程 等の整備を行い、平成26年4月1日より施行している。 ○平成26年4月より、民間金融機関出身の監事を構成員に含めたガバナンス委員会（加えて審議事項等により外部の弁護士・公認会計士等を出席させることができる）を設置し、各リスクにおける管理状況についてモニタリング活動による点検を行っている。 ○このほか、信用リスク管理部門の拡充を図るため平成27年4月に与信管理課を創設、リスク統括部署を適切に分散することによりガバナンス態勢の更なる高度化を図るため平成28年4月に企画管理部を創設するなど、ガバナンスの更なる高度化に向けた取り組みを継続的に実施している。	—
05	業務の適正性を日常的に確保するため、業務執行やリスク管理を監視する内部組織（監査部等）を設置する。また、監事のうち1名は原則として常勤とする。	1	・理事長直属の内部監査部門として監査室を設置済み。 ・監事のうち1名は既に常勤となっている。	—
06	審査、回収等の金融業務機能の強化を図る観点から、外部専門家等による職員研修を拡充することとし、その実施方針を策定する。	1	金融業務機能の強化に係る職員研修の実施方針を平成26年度中に策定済み。	—
07	金融業務の透明性を確保する観点から、事業別の収支情報等を情報開示する一方、法人の行う金融業務の高い公共性に鑑み、役職員の守秘義務規定を設ける。	1	・独立行政法人通則法第38条に基づき、独立行政法人福祉医療機構法第15条の勘定別に財務諸表等を情報開示済みであるとともに、さらに事業毎に分けたセグメント情報も併せて開示している。 ・独立行政法人福祉医療機構法第10条において、役職員の守秘義務規定は措置済みである。	—
08	金融庁検査の実効性が確保できる業務については、主務省と金融庁の連携及び検査体制の整備を図った上で金融庁検査を導入する（損失の危険の管理に限る）。	1	項目02と同じ	—
09	不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。	1	・平成26年度助成分から、助成対象者の要件として、助成先団体内に複数の役員及び監事を置いていることを加え、また、平成27年度助成分より、非営利任意団体に対しては意思決定を行う組織の設置を義務付けることにより、厳格化を図った。 ・平成26年度から、助成期間中における進捗確認調査を実施しており、当該内容を募集要領に明記し、助成を要望する団体に対して、適切な事業実施が求められることを事前に周知するとともに、進捗確認調査の結果を踏まえ、事業実施に当たった課題を抱えている団体については個別訪問を行い、課題解決のための相談、助言を行うなど、ガバナンス強化のための支援体制を整備している。	—
10	不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る。	1	助成要綱及び募集要領において、不正受給、不正使用を行った場合、助成金の返還請求（加算金を含む。）や助成決定を取り消した翌年度以降5年間は、助成の要望を受け付けないとする制裁措置を講じることとしている。	—

11	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。	1	平成26年度から「社会福祉振興助成事業募集要領」や「平成26年度WAM助成ごあんない」（パンフレット）において、当該助成金は補助金等適正化法が適用されること、また、不正受給等があった場合における制裁措置を記載し周知を図っている。	—
----	---	---	--	---

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
12	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	業務運営の効率化のため、他の法人と連携して実施した方が効率的なものについては必要に応じて業務の連携等を行っている。 これまでに、東日本大震災で被災した社会福祉施設等の経営者に対する経営セミナーを厚生労働省東北厚生局と共催し、開催県内への周知、施設関係者との調整、講師の手配等について共同で実施するなど業務の効率化を図る取組み等を行っている。	—
13	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	業務ごとの手順書を定めた品質マネジメントシステムの適切な運用及び内部監査に基づく是正・予防処置活動等の実施、また、中期目標・中期計画に基づく一般管理費・業務経費の削減を進めるにあたり、業務フローやコストの分析を行い、PDCAサイクルをととした業務改善活動の推進及び活性化に継続的に取り組んでいる。	—

No	4 3	所管	厚生労働省	法人名	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
----	-----	----	-------	-----	--------------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	3	近隣で共同調達や間接業務の共同実施可能な案件（業務）を調査しているが、近隣法人は支部が多いことから調達案件は本部で一括調達となる案件が多く、調整に時間を要するため現時点では実施に至っていない。	引き続き、近隣で共同調達等可能な案件を調査し、共同調達等の実施に向けて調整を進める。
03	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	施設等の保守管理では、施設管理業務委託職員を増員し職員の採用を抑制するとともに、管理部門において、コスト分析を行い電話交換業務を廃止をするなど自主的な業務改善に取り組んでいる。	—

No	4 4	所管	厚生労働省	法人名	労働政策研究・研修機構
----	-----	----	-------	-----	-------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	労働行政担当職員研修（労働大学校）については、政策研究機能と研修機能が同じ組織の下で一体的に運営され、高い相乗効果を発揮していることを踏まえ、引き続き本法人が実施する。	—	労働行政担当職員研修（労働大学校）については、引き続き本法人が実施する。	—
03	現中期目標期間中に平成25年度の常勤職員数から5人以上削減するとともに、法定理事数を1名削減する。	2	・常勤職員数削減については、平成25年度に中期目標を改正し「平成25年度の常勤職員数から5人以上削減し、職員構成を含めた組織再編に取り組む」旨の記載をした。 ・法定理事数の1名減については、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成28年4月1日施行）において実施。	・常勤職員数削減については、現中期目標期間（平成28年度末まで）中に平成25年度の常勤職員数から5人以上の削減を達成する予定。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	契約監視委員会を他法人と共同で開催し、連携を図っている。	—
05	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	機構情報システム運用支援・ヘルプデスク等業務及び労働大学校の施設・設備管理業務については、平成28年度からの3年間の契約期間に係る入札において、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）に基づき、平成27年度に民間競争入札を実施するなど自主的な業務改善を図っている。	—

No	4 5	所管	厚生労働省	法人名	国立病院機構
----	-----	----	-------	-----	--------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	政策医療を確実に実施しつつ、より柔軟かつ弾力的な業務運営に資するよう、本法人の役職員身分は非公務員化するが、職務上の公益性・公共性が極めて高いことから、みなし公務員に係る所要の措置を講じる。	1	・上記の整備法において、機構法にみなし公務員に係る規定を措置した。 ・第3期中期計画（26～30年度）において、引き続きセーフティーネット分野（重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、結核、精神科医療など）の医療を確実に提供するとともに、災害時の医療体制の整備を行っていく旨を明記した。 ・上記の対応を踏まえ、みなし公務員に係る労働条件の整備等について、法解釈についての疑義照会等を踏まえて諸規定を整備し、適切に対応した。	—
03	診療事業は全て自己収入で行っていることにかんがみ、積立金は、次期中期目標期間中に必要な施設整備等の財源に充てられるよう配慮する。	1	第2期中期目標期間における積立金の第3期中期目標期間への繰越は、平成26年6月30日に承認済	—

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	国立高度専門医療研究センターや労働者健康安全機構（旧労働者健康福祉機構）と医薬品等の共同購入を実施中。	—
05	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	各病院共通の事務消耗品等の物品調達業務について、コスト分析を行い、民間競争入札を実施し、平成27年4月から当該業務の契約を開始している。	—

No	4 6	所管	厚生労働省	法人名	医薬品医療機器総合機構
----	-----	----	-------	-----	-------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	日本再興戦略を踏まえ、医薬品・医療機器の審査ラグ「0」の速やかな実現を目指すとともに、審査の迅速化と質の向上を図る観点から、自己財源も活用し、本法人の体制強化を図る。	1	・「日本再興戦略」に記載されている平成32年までに審査ラグ「0」の実現は概ね達成している。 ・第3期中期計画においては、日本再興戦略、健康・医療戦略等を踏まえた常勤職員の増員を行うため、公募を中心に専門性の高い有能な人材を採用することとしており、平成27年度においては、前期中期目標期間からの繰越剰余金の一部などを活用して、体制強化に努めた。	・第3期中期目標において新医薬品・新医療機器の目標総審査期間をこれまでの50%タイル値から平成30年度末までに80%タイル値にするという高い目標を設定し、更なる迅速化を図ることとしている。 ・このため、第3期中期計画では更なる迅速化を図る必要があることから、引き続き前期中期目標期間からの繰越剰余金の一部を活用しつつ、平成30年度末までに常勤職員を最大1,065人体制にすることとしている。
03	その際、高度で専門的な人材確保ができるよう、任期制・年俸制の導入も検討する。	1	平成27年7月に任期制の拡充や年俸制を導入するための規程類の改正を行い、同年8月にシステム担当の任期付職員（年俸制）1人を採用した。	—

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	製薬企業等の担当者を対象にした承認申請等の研修会を公益法人等3団体と共催し、対象者への周知、関係者との調整、講師の手配等について分担することにより、業務の効率化を図る取組みを行っている。	—
05	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	3	事務・事業の質の維持や、効率性、コストの削減等の観点から業務フロー・コスト分析等を実施し、民間委託等を含めた自主的な業務改善について検討に着手した。	事務・事業の質の維持や、効率性、コストの削減等の観点から業務フロー・コスト分析等を実施し、民間委託等を含めた自主的な業務改善について検討するとともに、引き続き、自主的な業務改善に努める。

No	4 7	所管	厚生労働省	法人名	年金・健康保険福祉施設整理機構	※平成26年4月に地域医療機能推進機構に改組
----	-----	----	-------	-----	-----------------	------------------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	独立行政法人地域医療機能推進機構への改組に当たり、法人本部が各病院の運営の実態を的確に把握し、内部統制が有効に機能する体制を構築するとともに、その実効性を検証しながら、信頼性ある病院運営・指導体制の確立に努める。	1	・平成26年4月の地域医療機能推進機構の発足に当たって、財務会計処理マニュアルの整備、職員研修等を実施したほか、機構本部に業務監査室を設置したところであるが、機構全体の内部統制の推進及び内部監査に関する事務に取り組む観点から、平成27年6月より業務監査室を廃止し、内部統制・監査部を設置したところ。 ・平成27年6月に設置した内部統制委員会において、地域医療機能推進機構の業務運営において想定されるリスクの洗い出しを行い、これを発生頻度及び損害規模により整理したリスクマップを作成し、影響度の大きいものから対策優先リスクを選定した。選定した対策優先リスクについては、規程等の周知徹底、遵守状況の点検を重点として取り組みを進めている。 ・機構本部による監査については、平成26年秋以降、4年をかけて全57施設を対象に実施する予定（平成26年度は12施設、平成27年度は16施設に対して監査を実施した）。 また、会計監査人による監査については、機構全体に係る監査にとどまらず、毎年度、全施設を施設ごとに実地により実施する。監事による監査については、機構全体としての監査を予定しているが、機構業務の実態を把握する観点から、個別施設への施設訪問を行うなど、適切な対応を図ることとしている。 ・平成26年度より、各施設ごとに財務書類の作成を行っている。 （参考） ①本部による内部監査 業務の実施状況、経営管理、医療管理に関する事項等を監査する業務監査指導と、財務及び会計、資産、内部牽制に関する事項等を監査する会計監査指導等を実施する内部監査 ②監事による監査 機構の業務が、目的を達成するために合理的かつ効率的に運営されているかどうかを監査する業務監査と、機構の会計に関する事務処理が法令その他諸規程等に従い適正に行われているかを監査する会計監査 ③会計監査人による監査 独立行政法人通則法第39条に基づく財務諸表、事業報告書及び決算報告書について監査する会計監査人監査	—
03	地域医療に対する医療法体系に基づく国の役割を踏まえ、将来的には、地域における医療機能の状況に配慮しつつ、地域医療機能推進機構に対する国の関与をなくす方向で検討する。	3	地域医療に対する医療法体系に基づく国の役割を踏まえ、将来的には、地域における医療機能の状況に配慮しつつ、地域医療機能推進機構に対する国の関与をなくす方向で引き続き検討する。	同左

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	地域医療機能推進機構においては、これまで3つの法人が受託・運営をしてきた病院を1つの法人として運営する形で発足しており、平成26年度に同機構内において医薬品の共同入札を行ったところ。 また、平成27年度から国立病院機構及び労働者健康安全機構(旧労働者健康福祉機構)と医療機器の共同入札を実施している。	—
05	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	全ての病院において、毎月1回、月次決算の分析・報告やコスト削減を含む各部門からの改善事項の提案等を行う会議を開催し、自主的な業務改善を図っている。	—

No	4 8	所管	厚生労働省	法人名	年金積立金管理運用独立行政法人
----	-----	----	-------	-----	-----------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	運用委員会について、複数の常勤委員を配置し、資金運用の重要な方針等について実質的に決定できる体制を整備する。	1	- 平成25年11月の有識者会議の「常勤の専門家が中心的な役割を果たす合議制により実質的な決定を行う体制が望ましい」等の提言を踏まえた本項目については、平成26年10月の基本ポートフォリオ見直し時の運用委員会の建議等も踏まえ、運用の専門人材を理事兼CIOに任命するとともに、新たにCIOを委員長とする投資委員会を設け、CIOをはじめとする常勤の専門家が中心的な役割を果たすことにより、資金運用の重要方針等について実質的に決定できる体制を整備した。 - また、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成27年法律第17号）により、年金積立金の管理運用業務を担当する運用担当理事を必置とし、これにより、常勤の専門家を役員として明確に位置付けた。	—
03	高度で専門的な人材確保ができるよう、職員数や給与水準の弾力化に加え、任期制・年俸制の導入を検討する。	1	平成26年3月に外部の専門コンサルティング会社に委託して報酬体系の改定に関する調査委託を行い、その調査結果を踏まえ、平成27年1月に高度で専門的な人材が確保できるように報酬体系を見直し、新たに有期雇用の運用専門職員を設け、任期制・年俸制を導入した。	—
04	なお、資金運用の観点から行う公的・準公的資金の運用の見直しやリスク管理体制等のガバナンスの見直し等に係る有識者会議の提言については、それを踏まえ、今後厚生労働省において、当該資金の規模・性格に即して、長期的な健全性の確保に留意しつつ、主たる事務所の所在に関することも含め必要な施策を迅速かつ着実に実施すべく所要の対応を行う。	1	- 平成25年度は、国内株式運用受託機関の見直しを実施し、パッシブ運用における新たなインデックス（JPX日経インデックス400等）の採用、スマートベータ型アクティブ運用の開始、J-REITの組入れを開始した。また、国内外の公的機関投資家と共同でインフラ投資を開始することとした。 - さらに平成26年度より、物価連動国債の購入を開始し、基本ポートフォリオのかい離許容枠内での柔軟な運用を行うなど、平成25年11月の有識者会議の提言を踏まえた取組みを行うとともに、日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを表明し、スチュワードシップ責任を果たすための方針を制定し公表した。 - また、基本ポートフォリオについて、平成26年度に行われた財政検証の結果を踏まえ、平成26年10月31日に、平成27年度からの新しい中期計画期間を待たず前倒して見直した。 - 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律により、執行部門の専門性の強化のために新たに運用担当理事を追加するとともに、本則上の主たる事務所の所在地を東京都とした。	—

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	3	年金積立金の運用という特質を踏まえれば、共同調達や間接業務の共同実施を広く行うことは困難であるが、可能なものについて業務実施の連携を図ることとする。	共同調達等、全体としての業務の最適化に資するもので可能な取組みについては適宜実施する。
06	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	給与事務処理について、業務フロー、関与人数、時間、コスト情報等を総合的に勘案しつつ、平成27年1月に委託業務の範囲の見直しを行い業務の効率化を図ったところであり、引き続き、必要に応じた業務改善の検討をすることとしている。あわせて、経費の効率化については、平成27年度の予算については、平成26年度を基準として高度で専門的な人材の確保のほか、新規に追加されるものや拡充される分を除き、1.34%の効率化を図り、さらに、執行に当たっても経費節減に努めた。	—

No	4 9	所管	厚生労働省	法人名	国立がん研究センター
----	-----	----	-------	-----	------------

(様式)

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	研究開発型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	上記6法人間において、共同して実施した方が効果的・効率的な業務の共同化や人事交流を更に推進する。	1	N C 6 法人間での医薬品等の共同購入及び医療安全相互チェック等の効果的・効率的な業務の共同実施や、事務職及び医療従事者について効果的な人事交流を行っている。	—
03	分野横断的な疾患や未知の疾患などその時々の方策課題により柔軟に対応し、研究開発力の一層の向上を図る観点から、将来的には、上記6法人の統合など国立高度専門医療研究センター全体としての組織の在り方について検討を行う。	2	第1期中期目標期間（平成22～26年度）の業務実績評価を実施し、N C 各法人の状況等を確認しながら、検討を行っているところである。	N C 各法人の状況等を踏まえつつ、N C 全体としての組織の在り方について、今後も検討を重ねていくこととしている。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	N C 6 法人間に加え、国立病院機構等の法人との医薬品等との共同購入及びN C 6 法人間での医療安全相互チェック等の効果的・効率的な業務の共同実施を行っている。加えて、事務職及び医療従事者について法人間での効果的な人事交流を行う等の取組により業務の最適化を図っている。	—
05	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	経営の改善に資するよう、原則毎月1回、月次決算の分析・報告やコストの分析を含む各部門からの改善事項の提案等を行う会議を行い、業務改善を図っている。	—

No	5 0	所管	厚生労働省	法人名	国立循環器病研究センター
----	-----	----	-------	-----	--------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	研究開発型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	－
02	上記6法人間において、共同して実施した方が効果的・効率的な業務の共同化や人事交流を更に推進する。	1	N C 6 法人間での医薬品等の共同購入及び医療安全相互チェック等の効果的・効率的な業務の共同実施や、事務職及び医療従事者について効果的な人事交流を行っている。	－
03	分野横断的な疾患や未知の疾患などその時々の方策課題により柔軟に対応し、研究開発力の一層の向上を図る観点から、将来的には、上記6法人の統合など国立高度専門医療研究センター全体としての組織の在り方について検討を行う。	2	第1期中期目標期間（平成22～26年度）の業務実績評価を実施し、N C 各法人の状況等を確認しながら、検討を行っているところである。	N C 各法人の状況等を踏まえつつ、N C 全体としての組織の在り方について、今後も検討を重ねていくこととしている。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	N C 6 法人間に加え、国立病院機構等の法人との医薬品等との共同購入及びN C 6 法人間での医療安全相互チェック等の効果的・効率的な業務の共同実施を行っている。加えて、事務職及び医療従事者について法人間での効果的な人事交流を行う等の取組により業務の最適化を図っている。	－
05	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	経営の改善に資するよう、原則毎月1回、月次決算の分析・報告やコストの分析を含む各部門からの改善事項の提案等を行う会議を行い、業務改善を図っている。	－

No	5 1	所管	厚生労働省	法人名	国立精神・神経医療研究センター
----	-----	----	-------	-----	-----------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	研究開発型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	－
02	上記6法人間において、共同して実施した方が効果的・効率的な業務の共同化や人事交流を更に推進する。	1	N C 6 法人間での医薬品等の共同購入及び医療安全相互チェック等の効果的・効率的な業務の共同実施や、事務職及び医療従事者について効果的な人事交流を行っている。	－
03	分野横断的な疾患や未知の疾患などその時々の方策課題により柔軟に対応し、研究開発力の一層の向上を図る観点から、将来的には、上記6法人の統合など国立高度専門医療研究センター全体としての組織の在り方について検討を行う。	2	第1期中期目標期間（平成22～26年度）の業務実績評価を実施し、N C 各法人の状況等を確認しながら、検討を行っているところである。	N C 各法人の状況等を踏まえつつ、N C 全体としての組織の在り方について、今後も検討を重ねていくこととしている。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	N C 6 法人間に加え、国立病院機構等の法人との医薬品等との共同購入及びN C 6 法人間での医療安全相互チェック等の効果的・効率的な業務の共同実施を行っている。加えて、事務職及び医療従事者について法人間での効果的な人事交流を行う等の取組により業務の最適化を図っている。	－
05	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	経営の改善に資するよう、原則毎月1回、月次決算の分析・報告やコストの分析を含む各部門からの改善事項の提案等を行う会議を行い、業務改善を図っている。	－

No	5 2	所管	厚生労働省	法人名	国立国際医療研究センター
----	-----	----	-------	-----	--------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	研究開発型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	－
02	上記6法人間において、共同して実施した方が効果的・効率的な業務の共同化や人事交流を更に推進する。	1	N C 6 法人間での医薬品等の共同購入及び医療安全相互チェック等の効果的・効率的な業務の共同実施や、事務職及び医療従事者について効果的な人事交流を行っている。	－
03	分野横断的な疾患や未知の疾患などその時々の政策課題により柔軟に対応し、研究開発力の一層の向上を図る観点から、将来的には、上記6法人の統合など国立高度専門医療研究センター全体としての組織の在り方について検討を行う。	2	第1期中中期目標期間（平成22～26年度）の業務実績評価を実施し、N C 各法人の状況等を確認しながら、検討を行っているところである。	N C 各法人の状況等を踏まえつつ、N C 全体としての組織の在り方について、今後も検討を重ねていくこととしている。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	裨益する業界等からの適正な負担を求めるなど、自己収入の拡大や教育内容の高度化に向けた適切な措置を講じる。	1	国立看護大学校は、平成13年に省庁が設置する大学校として、N C で求められる高度な臨床看護実践能力、臨床看護研究能力を備えた人材を養成するとともに、N C における将来の幹部看護職員を育成することを目的として設置されたものであることから、当初より裨益する業界等は想定しておらず、それは独立行政法人に移行後も変わるものではない。 また当校は、9割超がN C に就職しており、N C に就職しない数名についても、進学や自身の事情等によるものであることから、負担を求めることができる裨益する業界等はない。 しかしながら、自己収入の拡大に当たっては、受講料を無料で実施していた研修について、受益者負担の観点から見直しを行い、受講者へ適切な負担を求めることとする等の取組を実施している。 また、当校の教育の実施に当たっては、教育内容の高度化に資するため、N C から臨地実習における施設提供及び人的支援等を受ける体制を構築している。	－
05	法人の中期目標について、関係する職業への就職率の目標値や専門の資格・免許の合格率など、人材育成の成果に関する具体的・定量的な目標を設定する。	－	国立看護大学校の一学年の学生数は約100名と規模が小さいため、N C に就職しない学生のわずかな増減によっても就職率が大幅に変じうるものである。これにかんがみれば、例えば9割といった根拠のない数値を定めるよりも、定性的な目標設定（「おおむね」など）を可能とすることが適切であると考ええる。 なお、国立看護大学校の卒業生のN C への就職率は独法化以降の各年とも9割を超えており、N C の人材確保という設置目的に沿った成果が達成できている。	－
06	特定職業に係る事業者等との意見交換の場を設けるとともに、法人が業績評価報告書を作成するに当たって、これらの者の意見を聴き、その意見を反映させる。	1	国立看護大学校は、N C で求められる高度な臨床看護実践能力、臨床看護研究能力を備えた人材を養成するとともに、N C における将来の幹部看護職員を育成することを目的としていることから、各N C の看護部長等と意見交換の場を設け、教育内容等について意見を踏まえて対応している。	－
07	大学その他、官民の教育訓練を行う機関においても類似する人材育成事業が実施されている法人については、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しに当たり、類似する事業の成果や普及状況を検証し、自らはかかる事業の伸長を助けその補完に徹するとの観点から、必要な事業規模や内容の見直しを行う。	－	国立看護大学校は、N C で求められる高度な臨床看護実践能力、臨床看護研究能力を備えた人材を養成するとともに、N C における将来の幹部看護職員を育成することを目的として設置し、政策医療看護や国際看護の教育を実施しており、他の設置主体で行う類似する事業の成果や普及状況などを勘案するものではない。現に国立看護大学校の卒業生のN C への就職率は9割を超えており、現時点においてN C の人材確保という設置目的に沿った成果が達成できている。	－

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
08	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	N C 6 法人間に加え、国立病院機構等の法人との医薬品等との共同購入及びN C 6 法人間での医療安全相互チェック等の効果的・効率的な業務の共同実施を行っている。加えて、事務職及び医療従事者について法人間での効果的な人事交流を行う等の取組により業務の最適化を図っている。	－
09	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	経営の改善に資するよう、原則毎月1回、月次決算の分析・報告やコストの分析を含む各部門からの改善事項の提案等を行う会議を行い、業務改善を図っている。	－

No	5 3	所管	厚生労働省	法人名	国立成育医療研究センター
----	-----	----	-------	-----	--------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	研究開発型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	上記6法人間において、共同して実施した方が効果的・効率的な業務の共同化や人事交流を更に推進する。	1	N C 6 法人間での医薬品等の共同購入及び医療安全相互チェック等の効果的・効率的な業務の共同実施や、事務職及び医療従事者について効果的な人事交流を行っている。	—
03	分野横断的な疾患や未知の疾患などその時々の方策課題により柔軟に対応し、研究開発力の一層の向上を図る観点から、将来的には、上記6法人の統合など国立高度専門医療研究センター全体としての組織の在り方について検討を行う。	2	第1期中期目標期間（平成22～26年度）の業務実績評価を実施し、N C 各法人の状況等を確認しながら、検討を行っているところである。	N C 各法人の状況等を踏まえつつ、N C 全体としての組織の在り方について、今後も検討を重ねていくこととしている。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	N C 6 法人間に加え、国立病院機構等の法人との医薬品等との共同購入及びN C 6 法人間での医療安全相互チェック等の効果的・効率的な業務の共同実施を行っている。加えて、事務職及び医療従事者について法人間での効果的な人事交流を行う等の取組により業務の最適化を図っている。	—
05	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	経営の改善に資するよう、原則毎月1回、月次決算の分析・報告やコストの分析を含む各部門からの改善事項の提案等を行う会議を行い、業務改善を図っている。	—

No	5 4	所管	厚生労働省	法人名	国立長寿医療研究センター
----	-----	----	-------	-----	--------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	研究開発型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	－
02	上記6法人間において、共同して実施した方が効果的・効率的な業務の共同化や人事交流を更に推進する。	1	N C 6 法人間での医薬品等の共同購入及び医療安全相互チェック等の効果的・効率的な業務の共同実施や、事務職及び医療従事者について効果的な人事交流を行っている。	－
03	分野横断的な疾患や未知の疾患などその時々の方策課題により柔軟に対応し、研究開発力の一層の向上を図る観点から、将来的には、上記6法人の統合など国立高度専門医療研究センター全体としての組織の在り方について検討を行う。	2	第1期中期目標期間（平成22～26年度）の業務実績評価を実施し、N C 各法人の状況等を確認しながら、検討を行っているところである。	N C 各法人の状況等を踏まえつつ、N C 全体としての組織の在り方について、今後も検討を重ねていくこととしている。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	N C 6 法人間に加え、国立病院機構等の法人との医薬品等との共同購入及びN C 6 法人間での医療安全相互チェック等の効果的・効率的な業務の共同実施を行っている。加えて、事務職及び医療従事者について法人間での効果的な人事交流を行う等の取組により業務の最適化を図っている。	－
05	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	経営の改善に資するよう、原則毎月1回、月次決算の分析・報告やコストの分析を含む各部門からの改善事項の提案等を行う会議を行い、業務改善を図っている。	－

No	5 5	所管	農林水産省	法人名	農林水産消費安全技術センター
----	-----	----	-------	-----	----------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	単年度管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	-
02	農薬等の登録検査業務に関しては、生産コスト削減に向けた政策に配慮しつつ、関係府省と協力して、審査期間の短縮、申請方法の見直し等により申請者の負担軽減を図りながら、検査コストに見合った適正な金額に手数料を改めるとともに、手数料の算出根拠の透明化を図る。	2	申請者の負担軽減に資する対策については、関係府省とも協力して、新規農薬の審査期間の短縮や、地域特産作物を類似の主要作物等とグループ化しての登録申請を可能にすることによる農薬の適用拡大の迅速化、普通肥料の登録の有効期間の延長などの検討を順次進めている。 登録手数料については、平成28年4月1日から新たな登録手数料に改めた。なお、登録手数料の算定根拠については、平成28年3月31日から農林水産省のホームページで公表している。	・各種負担軽減対策の実行に向けて、関係府省と検討・調整を順次進める。 ・登録手数料については、措置済み。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	FAMICは技術的・専門的優位性を踏まえた効果的な連携体制の構築として、分析業務の実施及び講師の招聘等を行う協定を(独)国民生活センターと結んで実施している。また、共同調達については、近隣の農林水産省所管の独法である、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術革新工学研究センター及び同生物系特定産業技術研究支援センターと連携し、コピー用紙の購入について実施するとともに、センター内では一括調達での契約を実施する取組などを通じ、効率化・最適化を図っている。	引き続き、三者による共同調達を実施する。
04	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	2	業務運営の効率化を図るため、既存の事務・事業に係る業務フロー・コストの分析を行い、効率性・コスト削減や、民間の活用等の観点から外部委託の拡大等について検討し、各種分析用標準液の調製作業等について外部委託を行っている。また、平成27年度に「業務フロー・コスト分析に係る手引き」に基づく分析を実施する事業の検討及び選定を行った。	平成27年度中に選定を行った業務について、平成28年度中に「業務フロー・コスト分析に係る手引き」に基づき業務フロー・コスト分析を実施する。

No	5 6	所管	農林水産省	法人名	種苗管理センター	※平成28年4月1日に農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所と農業・食品産業技術総合研究機構に統合
----	-----	----	-------	-----	----------	--

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	上記4法人（種苗管理センター、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所）を統合し、研究開発型の法人とする。	1	種苗管理センター、農業・食品産業技術総合研究機構（略称：農研機構）、農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所については、平成27年9月に成立した「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律」に基づき平成28年4月1日に統合し、農研機構に一本化。これに併せて、統合後の農研機構において、組織を再編し、各専門分野の垣根を取り払い、分野間の連携を強化するとともに、基礎から応用・実用化まで一貫した研究が実施できる体制を構築。	措置済み。
02	その際、新たな法人は、研究開発業務と、種苗審査に係る栽培試験等の種苗管理業務という性格の異なる業務を実施することとなるため、試験制度の公正性・信頼性の確保の必要性等も考慮し、種苗管理センターの名称を維持することに加え、理事長及び研究開発業務を担当する副理事長以外に同センター担当の代表権を有する役員を置く。	1	種苗管理センターの名称については、統合法人の組織規程に基づく内部組織名として維持。 役員に関しては、第189回国会にて成立した「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律」により改正された「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法」に基づき、理事長及び研究開発業務を担当する副理事長以外に同センター担当の代表権を有する理事を設置。	措置済み。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	農業・食品産業技術総合研究機構及び国際農林水産業研究センターにおいて、平成28年度は、引き続きコピー用紙・トイレトペーパーの購入、一般健康診断業務について単年度契約による共同調達等を行うとともに、清掃業務及びエレベーター保守点検業務については、平成28年4月から3年間の複数年契約を共同で行ったところ。また、職員研修のうち同じテーマのものについて、2法人共同での実施等、業務の効率化を進めているところ。	措置済み。
04	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監視委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第7条第7項に基づく「公共サービス改革基本方針」の一部変更（平成27年7月10日閣議決定）を踏まえ、コスト分析等を行い、清掃業務及びエレベーター保守点検業務について、農業・食品産業技術総合研究機構と国際農林水産業研究センターにおいて共同で民間競争入札を実施し、平成28年4月から3年間の複数年契約を行ったところ。	措置済み。

No	57	所管	農林水産省	法人名	農業・食品産業技術総合研究機構	※平成28年4月1日に種苗管理センター、農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所を統合
----	----	----	-------	-----	-----------------	---

(様式)

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	上記4法人（種苗管理センター、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所）を統合し、研究開発型の法人とする。	1	種苗管理センター、農業・食品産業技術総合研究機構（略称：農研機構）、農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所については、平成27年9月に成立した「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律」に基づき平成28年4月1日に統合し、農研機構に一本化。これに併せて、統合後の農研機構において、組織を再編し、各専門分野の垣根を取り払い、分野間の連携を強化するとともに、基礎から応用・実用化まで一貫した研究が実施できる体制を構築。	措置済み。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02	不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。	1	委託試験研究の適正な実施を推進するため、委託契約書に基づき実施期間中の委託先への調査や指導を実施。	措置済み。
03	不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る。	1	・不正受給、不正使用を行った場合に、一定期間（1年以上10年以内）申請資格を停止するなどの制裁措置については、既に規程を定め、導入している。 ・また、公募要領において、制裁措置の周知を行っている。	-
04	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。	-	（農研機構が配分する研究開発資金は、補助金等適正化法は適用又は準用されない。） （農研機構が配分する研究開発資金は委託費であり、補助金等適正化法第2条第1項に規定する「補助金等」（補助金、負担金、利子補給金、その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの）に該当しないため、補助金等適正化法は適用又は準用されない。）	-

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	各法人の効率的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	農業・食品産業技術総合研究機構及び国際農林水産業研究センターにおいて、平成28年度は、引き続きコピー用紙・トイレットペーパーの購入、一般健康診断業務について単年度契約による共同調達等を行うとともに、清掃業務及びエレベーター保守点検業務については、平成28年4月から3年間の複数年契約を共同で行ったところ。また、職員研修のうち同じテーマのものについて、2法人共同での実施等、業務の効率化を進めているところ。	措置済み。
06	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監視委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第7条第7項に基づく「公共サービス改革基本方針」の一部変更（平成27年7月10日閣議決定）を踏まえ、コスト分析等を行い、清掃業務及びエレベーター保守点検業務について、農業・食品産業技術総合研究機構と国際農林水産業研究センターにおいて共同で民間競争入札を実施し、平成28年4月から3年間の複数年契約を行ったところ。	措置済み。

No	58	所管	農林水産省	法人名	農業生物資源研究所	※平成28年4月1日に種苗管理センター及び農業環境技術研究所と農業・食品産業技術総合研究機構に統合
----	----	----	-------	-----	-----------	---

(様式)

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	上記4法人（種苗管理センター、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所）を統合し、研究開発型の法人とする。	1	種苗管理センター、農業・食品産業技術総合研究機構（略称：農研機構）、農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所については、平成27年9月に成立した「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律」に基づき平成28年4月1日に統合し、農研機構に一本化。これに併せて、統合後の農研機構において、組織を再編し、各専門分野の垣根を取り払い、分野間の連携を強化するとともに、基礎から応用・実用化まで一貫した研究が実施できる体制を構築。	措置済み。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	農業・食品産業技術総合研究機構及び国際農林水産業研究センターにおいて、平成28年度は、引き続きコピー用紙・トイレトペーパーの購入、一般健康診断業務について単年度契約による共同調達等を行うとともに、清掃業務及びエレベーター保守点検業務については、平成28年4月から3年間の複数年契約を共同で行ったところ。また、職員研修のうち同じテーマのものについて、2法人共同での実施等、業務の効率化を進めているところ。	措置済み。
03	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第7条第7項に基づく「公共サービス改革基本方針」の一部変更（平成27年7月10日閣議決定）を踏まえ、コスト分析等を行い、清掃業務及びエレベーター保守点検業務について、農業・食品産業技術総合研究機構と国際農林水産業研究センターにおいて共同で民間競争入札を実施し、平成28年4月から3年間の複数年契約を行ったところ。	措置済み。

(様式)

No	59	所管	農林水産省	法人名	農業環境技術研究所	※平成28年4月1日に種苗管理センター及び農業生物資源研究所と農業・食品産業技術総合研究機構に統合
----	----	----	-------	-----	-----------	---

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	上記4法人（種苗管理センター、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所）を統合し、研究開発型の法人とする。	1	種苗管理センター、農業・食品産業技術総合研究機構（略称：農研機構）、農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所については、平成27年9月に成立した「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律」に基づき平成28年4月1日に統合し、農研機構に一本化。これに併せて、統合後の農研機構において、組織を再編し、各専門分野の垣根を取り払い、分野間の連携を強化するとともに、基礎から応用・実用化まで一貫した研究が実施できる体制を構築。	措置済み。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	農業・食品産業技術総合研究機構及び国際農林水産業研究センターにおいて、平成28年度は、引き続きコピー用紙・トイレットペーパーの購入、一般健康診断業務について単年度契約による共同調達等を行うとともに、清掃業務及びエレベーター保守点検業務については、平成28年4月から3年間の複数年契約を共同で行ったところ。また、職員研修のうち同じテーマのものについて、2法人共同での実施等、業務の効率化を進めているところ。	措置済み。
03	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第7条第7項に基づく「公共サービス改革基本方針」の一部変更（平成27年7月10日閣議決定）を踏まえ、コスト分析等を行い、清掃業務及びエレベーター保守点検業務について、農業・食品産業技術総合研究機構と国際農林水産業研究センターにおいて共同で民間競争入札を実施し、平成28年4月から3年間の複数年契約を行ったところ。	措置済み。

No	6 0	所管	農林水産省	法人名	家畜改良センター
----	-----	----	-------	-----	----------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	種畜等の生産・供給業務については、全国的な視点での畜産物生産という用途に真に必要な業務に重点化するとともに、牧場での飼料生産等の業務について、段階的に民間への委託又は都道府県への移管を図る。	1	1 種畜等の生産・供給業務の重点化 ① 飼育地域が限定される日本短角種について、遺伝的能力評価のための種雄牛の検定業務（直接検定業務）を26年度中に廃止するとともに、育種牛群の供給業務の段階的な移管について引き続き農林水産省及び関係県と協議中である。 ② 実験用小型豚の供給業務について、民間への移管に向け、関係団体・機関と引き続き協議を実施中である。 2 牧場での飼料生産等業務の民間委託 粗飼料生産業務、飼料生産種苗の増殖業務、環境整備業務、放牧地の維持管理業務について民間委託を行う対象牧場や対象作業を拡大した。	1 種畜等の生産・供給業務の重点化に関しては、 ① 日本短角種の育種牛群の供給業務について、農林水産省、家畜改良センター及び移管に係る関係県との協議を継続する。 ② 実験用小型豚の供給業務について、移管先の選定等に係る関係団体・機関との協議を継続するとともに、確定した移管先に対して先方の受け入れ準備が整ったものについて飼養管理・繁殖技術等の移転を実施する。また、移管に向け、精液及び胚の凍結保存に取り組み平成32年度末までに生体でのけい養を中止する。 2 牧場での飼料生産等の民間委託については、実施効果・予算等を踏まえつつ、平成28年度以降の委託業務・牧場の段階的拡大を検討する。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	家畜改良センターと同様に全国に拠点を持つ法人と、近隣する地域等の単位での共同調達に向けた取組を行っている。	今後は、全国に拠点を持つ法人と、共同調達等について、可能なものから実施する。
04	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監視委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	中央畜産研修施設の管理・運営業務について、平成21年度からコスト分析を伴う民間競争入札（市場化テスト）による民間委託を実施し、平成26年度に市場化テスト終了が適当との内閣府官民競争入札等管理委員会からの評価を受けた。これを踏まえ、平成27年度から一般競争入札による民間事業者への業務委託を実施し、自主的な業務改善を図った。	今後も引き続き業務改善を図っていく。

No	6 1	所管	農林水産省	法人名	水産大学校	※平成28年4月1日に水産総合研究センターと統合し、水産研究・教育機構に改称
----	-----	----	-------	-----	-------	--

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	上記2法人を統合し、研究開発型の法人とする。	1	平成27年3月6日に「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案」を閣議決定し、第189回国会（常会）で成立。 統合時期は、平成28年4月1日であり（平成26年8月29日行政改革推進本部決定）、それに向け、農林水産省担当部局において統合後の法人のあり方について検討中。また、統合対象2法人においては、「独法合同検討チーム」を設置し、検討中。水産庁と2法人による「新法人設立検討委員会」も設置し、検討状況や課題等について情報を共有。	水産分野における人材育成と研究開発の有機的な連携・融合を効率的に行うことにより、水産物の安定供給、水産業の健全な発展に資するよう両法人を統合する。平成28年4月に統合法人を設立すべく、中長期目標期間を5年とするほか、人材育成業務及び研究開発業務のそれぞれの自立性に配慮した内部ガバナンスなどの体制等を検討中。
02	人材育成業務、研究開発業務それぞれの自立性に配慮した内部ガバナンスを構築することとし、水産大学校においては、その名称、立地（下関市）、施設を維持し、代表権を有する役員を置く。	1	・人材育成業務、研究開発業務それぞれの自立性に配慮した内部ガバナンスを構築し、平成28年4月1日までに業務方法書及び組織規程等関係規程を整備した。 ・水産大学校の名称、立地（下関市）及び施設を維持し、代表権を有する役員を水産大学校に配置した。	措置済み。
03	人材育成業務については、裨益する業界等も含めた取組により、事業者等の要請に的確に応えつつ、質の高い教育が持続可能な形で行われるよう、自己収入の拡大や教育内容の高度化に向けた適切な措置等を講じる。	2	・裨益する業界等も含めた取組を推進するため、全国漁業協同組合連合会、大日本水産会等の関係業界等で構成する協議会を平成26年8月1日に設置し、業界との共同研究の推進や寄付金（奨学金等）の受入れ、業界関係者の協力による実習・講義等の実施を含め、自己収入の拡大や教育内容の高度化を検討するとともに、水産関連業界が本校に求める人材に関するアンケート調査を実施するなど、自己収入の拡大や教育内容の高度化に向けた具体的な検討を実施した。 ・また、地方公共団体や水産総合研究センター、漁業協同組合等から講師派遣を受け、学生に講義を行う等、業界団体等と連携した取組を進めている。	本校における自己収入の拡大や教育内容の高度化を目差し、山口県との間で連携協定の締結を平成28年度中に行うこととしているほか、その他の取り組みの可能性を含めて検討を継続する。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	裨益する業界等からの適正な負担を求めるなど、自己収入の拡大や教育内容の高度化に向けた適切な措置を講じる。	2	・裨益する業界等も含めた取組を推進するため、全国漁業協同組合連合会、大日本水産会等の関係業界等で構成する協議会を平成26年8月1日に設置し、業界との共同研究の推進や寄付金（奨学金等）の受入れ、業界関係者の協力による実習・講義等の実施を含め、自己収入の拡大や教育内容の高度化を検討するとともに、水産関連業界が本校に求める人材に関するアンケート調査を実施するなど、自己収入の拡大や教育内容の高度化に向けた具体的な検討を実施した。 ・また、地方公共団体や水産総合研究センター、漁業協同組合等から講師派遣を受け、学生に講義を行う等、業界団体等と連携した取組を進めている。	本校における自己収入の拡大や教育内容の高度化を目差し、山口県との間で連携協定の締結を平成28年度中に行うこととしているほか、その他の取り組みの可能性を含めて検討を継続する。
05	法人の中期目標について、関係する職業への就職率の目標値や専門の資格・免許の合格率など、人材育成の成果に関する具体的・定量的な目標を設定する。	1	既に年次計画において、水産関連分野への就職率（75%）及び海技士資格の取得率（三級海技士免許取得：すべての学生が合格するよう努める、二級海技士免許筆記試験合格：80%の合格率を目指す）に関し、定量的な目標を設定している。	第4期中長期計画期間中を通じて、毎年度計画において水産関連分野への就職率（75%）及二級海技士免許筆記試験合格：80%の合格率を目指す）に関し、定量的な目標を設定することとしている。
06	特定職業に係る事業者等との意見交換の場を設けるとともに、法人が業績評価報告書を作成するに当たって、これらの者の意見を聴き、その意見を反映させる。	2	旧独立行政法人水産大学の平成27年及び第3期中期目標期間における業務実績の評価において、業界関係者を含む外部有識者7名からなる外部評価委員会を開催（平成28年5月25日）し、外部評価委員からの再評価を受けるとともに、意見については農林水産大臣に報告を行っており、主務大臣の評価結果を業務運営および中期計画の進行管理に適切に反映させ、効率的な事業実施や実施過程の透明性を確保することとしている。	今後においても引き続き、自己評価の再評価として人材育成業務に関し、業界関係者等の意見を聴くほか、次期中長期目標を見据えた中長期的な視点において、水産大学校における人材育成のあり方について業界関係者の意見を聴き、その意見の反映に努めることとしている。
07	大学その他、官民の教育訓練を行う機関においても類似する人材育成事業が実施されている法人については、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しに当たり、類似する事業の成果や普及状況を検証し、自らはかかる事業の伸長を助けその補完に徹するとの観点から、必要な事業規模や内容の見直しを行う。	3	中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しに当たっては、中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度に実施する中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績の自己評価結果の反映、本閣議決定の人材育成に関する内容に加え、水産総合研究センターとの統合によるシナジー効果を発現するよう必要な組織・業務の見直しを行うこととする。	毎年度の業務実績の自己評価に基づいて主務大臣が実施する評価において示される、指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策などに基づいて、所要の見直しを行う予定。

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
08	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	3	当機構は、全国各地に多数の拠点を有することから、機構の事業に関する全ての物品・役務の発注等を含む間接業務について独自の効率化を図っており、他法人との共同実施の例はない。	組織形態の特殊性や業務の性質にも配慮しながら、共同調達、間接業務の共同実施ができる相手先があるか引き続き検討を行う。
09	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	2	施設等の保守管理、警備業務等については、官民競争入札等監理委員会から示された「業務フロー・コスト分析に係る手引き」に基づくコスト等を比較・考慮し、平成24年度より大規模庁舎（中央水産研究所：横浜市）の施設の管理・運営業務について、複数年、包括的民間委託契約を実施したところ。	官民競争入札等監理委員会から示された「業務フロー・コスト分析に係る手引き」に基づき対象とする業務の選定を行い、その業務区分・事務区分ごとのコスト計算を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。

No	6 2	所管	農林水産省	法人名	水産総合研究センター	※平成28年4月1日に水産大学校と統合し、水産研究・教育機構に改称
----	-----	----	-------	-----	------------	-----------------------------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	上記2法人を統合し、研究開発型の法人とする。	1	平成27年3月6日に「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案」を閣議決定し、第189回国会（常会）で成立。 統合時期は、平成28年4月1日であり（平成26年8月29日行政改革推進本部決定）、それに向け、農林水産省担当部局において統合後の法人のあり方について検討中。また、統合対象2法人においては、「独法合同検討チーム」を設置し、検討中。水産庁と2法人による「新法人設立検討委員会」も設置し、検討状況や課題等について情報を共有。	水産分野における人材育成と研究開発の有機的な連携・融合を効率的に行うことにより、水産物の安定供給、水産業の健全な発展に資するよう両法人を統合する。平成28年4月に統合法人を設立すべく、中長期目標期間を5年とするほか、人材育成業務、研究開発業務それぞれの自立性に配慮した内部ガバナンスなどの体制等を検討中。
02	人材育成業務、研究開発業務それぞれの自立性に配慮した内部ガバナンスを構築することとし、水産大学校においては、その名称、立地（下関市）、施設を維持し、代表権を有する役員を置く。	1	・人材育成業務、研究開発業務それぞれの自立性に配慮した内部ガバナンスを構築し、平成28年4月1日までに業務方法書及び組織規程等関係規程を整備した。 ・水産大学校の名称、立地（下関市）及び施設を維持し、代表権を有する役員を水産大学校に配置した。	措置済み。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	3	当機構は、全国各地に多数の拠点を有することから、機構の事業に関する全ての物品・役務の発注等を含む間接業務について独自の効率化を図っており、他法人との共同実施の例はない。	組織形態の特殊性や業務の性質にも配慮しながら、共同調達、間接業務の共同実施ができる相手先があるか引き続き検討を行う。
04	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	2	施設等の保守管理、警備業務等については、官民競争入札等監理委員会から示された「業務フロー・コスト分析に係る手引き」に基づくコスト等を比較・考慮し、平成24年度より大規模庁舎（中央水産研究所：横浜市）の施設の管理・運営業務について、複数年、包括的民間委託契約を実施したところ。	官民競争入札等監理委員会から示された「業務フロー・コスト分析に係る手引き」に基づき対象とする業務の選定を行い、その業務区分・事務区分ごとのコスト計算を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。

No	6 3	所管	農林水産省	法人名	国際農林水産業研究センター
----	-----	----	-------	-----	---------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	研究開発型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	農業・食品産業技術総合研究機構及び国際農林水産業研究センターにおいて、平成28年度は、引き続きコピー用紙・トイレトペーパーの購入、一般健康診断業務について単年度契約による共同調達等を行うとともに、清掃業務及びエレベーター保守点検業務については、平成28年4月から3年間の複数年契約を共同で行ったところ。また、職員研修のうち同じテーマのものについて、2法人共同での実施等、業務の効率化を進めているところ。	措置済み。
03	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第7条第7項に基づく「公共サービス改革基本方針」の一部変更（平成27年7月10日閣議決定）を踏まえ、コスト分析等を行い、清掃業務及びエレベーター保守点検業務について、農業・食品産業技術総合研究機構と国際農林水産業研究センターにおいて共同で民間競争入札を実施し、平成28年4月から3年間の複数年契約を行ったところ。	措置済み。

No	6 4	所管	農林水産省	法人名	森林総合研究所、森林保険特別会計
----	-----	----	-------	-----	------------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	森林保険特別会計を平成26年度末までに廃止し、森林保険業務は森林総合研究所に移管する。その際、異常災害等のリスクに備えるため、政府による債務保証を行う。森林保険の被保険者の利便性を低下させないよう対処するとともに、他の業務と経理を区分し、金融業務の特性を踏まえ、財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、内部ガバナンスの高度化を図る。森林保険に係る積立金については、その規模の妥当性を定期的に検証し、過去の保険金支払状況等に基づき算定される保険料率について、その結果も踏まえ見直しの措置を講じる。	1	・平成27年4月1日に施行された森林国営保険法等の一部を改正する法律に基づき、森林保険特別会計は平成26年度末に廃止され、森林総合研究所は、平成27年4月1日から「森林保険センター」を設置して、森林保険業務を開始したところ。また、政府による債務保証、森林保険勘定の設置等についても同法で定められたところ。 ・内部ガバナンスの高度化については、項目05～08のとおり。 ・積立金については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、第3期中長期計画（平成23年度～27年度）では、リスク管理のための委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて保険料率の見直しを行うと定め、平成27年度は外部有識者3名を含む統合リスク管理委員会を2回（6月17日、12月1日）開催し、財務状況、積立金の規模の妥当性の検証等について専門的な見地から検証を行った。特に、農林水産大臣に報告が求められている積立金の規模の妥当性については、 ①保険運営としてのリスクへの備えは民間の保険運営と比較して相対的に高いとはいえない ②公的保険として収支相償の観点から利益を見込んでおらず、異常災害に備えるための安全割増の設定についても特に過大なものとはいえない などの委員会における意見を踏まえ、自然災害リスクに対し安定した経営が求められる森林保険の積立金の規模は、少なくとも過大とはいえない状況との検証結果を取りまとめたの上、平成28年2月25日付けで農林水産大臣へ報告を行った。	左記の委員会において、引き続き毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を実施し、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて保険料率の見直しを行う。
02	研究開発型の法人とする。ただし、中期目標期間は5年とする。	1	・研究開発型の法人とすることについては、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。 ・中長期目標期間を5年（平成28～32年度）とした（H28.3.1）。	措置済み
03	水源林造成事業については、受け皿法人の検討について、現中期目標期間終了時まで結論を得る。	1	水源林造成事業については、森林総合研究所を受け皿法人とすることとし、「今後も森林総合研究所において、研究開発との相乗効果の発揮に向けて連携強化を図りつつ、適切かつ着実に実施するものとする。」と記述した第4期中長期目標（平成28年度～32年度）を、平成28年3月1日に農林水産大臣が決定した。	措置済み
04	水源林造成事業等は、国の財政支出や財政融資を用いて、多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、法人に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図る。	1	- 法令遵守及び契約の適正性を確保するための対策として、これまで、 ・法令遵守を担当する理事の設置（H27.4.1） ・全職員を対象とした法令遵守に関わる外部専門機関による研修の受講（H27.1） ・本研究所の森林整備センターにおけるセンターコンプライアンス室の設置（H20.4.1） ・契約監視委員会による理事長への意見具申のできる体制の構築 ・契約担当部署の職員を対象とした外部研修の受講等を実施済み。 - また、水源林造成事業における財政融資資金の償還等に係るリスク管理を行うため、外部有識者等による水源林造成事業リスク管理委員会を設置し、平成27年3月16日に第1回委員会を開催した。	左記の体制により、取組を引き続き実施する。 なお、法令遵守の強化のための対策については措置済み。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程等を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会等を設置し、法人の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。	1	森林保険センターが所掌するリスクを的確に管理するため、「国立研究開発法人森林総合研究所森林保険センター統合リスク管理要領」を平成27年4月1日付けで制定するとともに、これに基づき外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会を設置したところ。平成27年度は外部有識者3名を含む当委員会を2回（6月17日、12月1日）開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況等について専門的な知見から点検を実施した。	左記の委員会において、引き続き、財務状況等の点検を実施する。
06	業務の適正性を日常的に確保するため、業務執行やリスク管理を監視する内部組織（監査部等）を設置する。また、監事のうち1名は原則として常勤とする。	1	森林保険業務の適正性を日常的に確保するため、平成27年4月1日の森林保険センターの設立と同時に、業務執行やリスク管理を監視する内部組織としてリスク管理室を設置したところ。また、監事2名のうち1名は常勤となっている。	措置済み
07	審査、回収等の金融業務機能の強化を図る観点から、外部専門家等による職員研修を拡充することとし、その実施方針を策定する。	1	職員の能力向上のための研修を計画的に実施するため、「国立研究開発法人森林総合研究所森林保険センター職員研修要領」を平成27年4月1日付けで制定し、これに基づき研修計画を策定したところ。	措置済み
08	金融業務の透明性を確保する観点から、事業別の収支情報等を情報開示する一方、法人の行う金融業務の高い公共性に鑑み、役職員の守秘義務規定を設ける。	1	森林国営保険法等の一部を改正する法律により森林保険勘定を新たに設けるとともに、森林保険センターのホームページを平成27年4月に開設したところであり、独立行政法人通則法に基づき、財務に関する情報等をホームページ上で開示することとしている。平成27年度の財務に関する情報等は、平成28年7月中にホームページ上に掲載予定。役職員の守秘義務規定については既に規定済み。	平成27年度以降の財務諸表等を毎年度ホームページ上に開示する。
09	法人の組織内における法令遵守体制を強化するため、法令遵守担当理事を設置するとともに、全職員を対象とした外部専門機関による法令遵守研修を実施する。	1	法令遵守の強化のための対策として、これまで、 ・法令遵守を担当する理事の設置（H27.4.1） ・全職員を対象とした法令遵守に関わる外部専門機関による研修の受講（H27.1） ・本研究所の森林整備センターにセンターコンプライアンス室の設置（H20.4.1）等を実施済み。	措置済み
10	内部監査の実効性を確保する観点から、内部監査に従事する職員の資質及び能力の向上を図るとともに、理事長、監事及び内部監査に従事する職員による重層的な監査体制を構築する。	1	内部監査の実効性を確保するための措置として、これまで、 ・内部監査担当職員を対象として外部研修を受講させること ・監査について、理事長の命によりセンターコンプライアンス室が内部監査を実施するとともに、独立行政法人通則法に基づく監事監査を実施すること ・監査室に監査第2係を新設したことにより、重層的な監査体制を構築・運用	措置済み
11	契約の適正性を確保するため、契約担当部署の職員を対象とした専門的研修を定期的に実施する。	1	契約の適正性を確保するため、近年は契約担当部署の職員を対象として、中央省庁等主催の契約関連の研修を受講させている。	措置済み
12	法人が行う契約に係る監視体制の強化及び充実を図るため、入札監視委員会等において、一社応札・応募の契約、落札率が高い契約及び独立行政法人との契約について、全件を検証し、分析を行う。その他の契約についても、無作為抽出を実施し契約の点検を強化するなど、審議の充実を図る。	1	一者応札・応募の契約、落札率が高い契約及び独立行政法人と一定の関係を有するものとして情報公開の対象となっている法人との契約については、契約監視委員会では全件を対象として審議を行うとともに、本研究所の森林整備センターのセンターコンプライアンス室では、内部監査事項に「契約の締結及び執行に関すること」を立て、これまでも関係書類等を検査することにより、契約の適正性を確保してきている。	措置済み
13	入札監視委員会等の機能を向上させる観点から、審議の内容や結果を踏まえ、直接法人の理事長に意見具申できるよう体制を構築する。	1	法人の理事長に直接意見具申できる体制については、入札監視委員会においては既に措置済み。また、契約監視委員会についても、平成25年度に内部規定を改正したことにより措置済み。	措置済み

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
14	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	3	当法人は、他法人との共同実施の例はない。	共同調達等の実施について検討を進める。
15	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	2	業務の改善については、当所に設置された「事務・業務改善委員会」において、業務の効率化、経費削減等に関する役職員からの提案を募集し、提案を元に業務フローやコスト等の分析を行い、審査を経て業務に反映させる自主的な取組を行っている。	引き続き、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」に示された手続き等により、業務フローやコスト分析を実施し、更なる業務改善の検討を行う。

No	6 5	所管	農林水産省	法人名	農畜産業振興機構
----	-----	----	-------	-----	----------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	本法人からの補助金等の交付により造成した基金のうち後年度負担額が明確な事業の基金については、毎年度、当該基金を保有する法人に見直しを行わせ、支払い財源等として必要のない額を返還するなどにより、基金規模の適正化を図るよう指導する。	1	「畜産業振興事業の実施のために独立行政法人農畜産業振興機構からの補助金の交付により造成した基金の管理に関する基準（平成19年3月28日付け18農畜機第4545号。以下「基金の管理基準」という。）を平成26年3月に改正。この改正により、本法人からの補助金等の交付により造成した基金のうち後年度負担額が明確な事業の基金の見直し時期を3年毎から毎年度とした。	平成28年2月にも基金の管理基準を改正し、すべての畜産業振興事業の基金について、毎年度、当該基金を保有する法人に支払い財源等として必要のない額を返納させる等見直しを行わせ、基金規模の適正化を図るよう、引き続き指導する。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03	不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためのガバナンスの支援に努める。	1	不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査、受給団体の法令遵守体制の確保のためのガバナンス強化の支援については、既に実施している。 【農畜産業振興機構で実施しているガバナンス強化の支援の内容について】 〈畜産〉 補助事業等の適正な実施を図るため、平成15年10月の機構設立当初から、交付後の現地調査、本部でのヒアリングを実施するとともに、制度理解の促進に資するための事業説明会や注意喚起等を継続的に行っている。 〈野菜〉 交付金の交付事業等の適正な実施を図るため、平成15年10月の機構設立当初から、交付後の現地確認調査を実施している。また、平成26年5月以降、機構主催の野菜価格安定事業担当者研修会等や県連等主催の研修会等、あらゆる場を活用して県庁、県法人、登録出荷団体及び農協等に対して、法令遵守体制の確保について、周知の徹底を図っている。 〈特産〉 交付金の交付事業の適正な実施を図るため、平成19年4月の制度開始以降、毎年度、交付後の現地調査を実施するとともに、代理人説明会等を通じて、法令遵守等について周知している。また、要件変更等の制度改正時には、速やかに通知文書を発出(平成28年2月)するとともに、ホームページ等を活用した説明を実施するほか、本部・地方事務所において、随時問い合わせに応じる旨を周知している。	今後も交付後の調査を実施するとともに、引き続き受給団体の法令遵守体制を確保するためのガバナンス強化の支援に努める。

04	不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る。	1	補助金等の不正受給、不正使用を行った場合の制裁措置については、既に導入している。 なお、不正受給、不正使用を行った場合の他、畜産関係法令その他の法令への違反行為者に対して、一定期間補助金の交付停止措置を講ずる規程を制定（平成26年3月施行）している。 【農畜産業振興機構が導入している制裁措置の内容について】 〈畜産〉 加工原料乳生産者補給金制度等の事業実施主体（指定生乳生産者団体等）については、「指定」解除の要件として「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」等に明記されている。 畜産業振興事業については、機構が定めた「畜産業振興事業の実施について」において、一定期間事業実施主体としないことができることを規定（平成16年12月施行）している。 〈野菜〉 「業務方法書」（平成15年10月制定認可）等の関係規程に、交付決定の取消、助成金の返還及び不正行為を行った事業実施主体等が必要な是正措置を行わない場合、事業の対象としないことができること等の制裁措置を規定している。 〈特産〉 交付要綱で、偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けた場合については、交付金の全部又は一部を返還させること等ができるとしている。（平成19年4月施行）また、罰則規定（3年以下の懲役又は100万円以下の罰金）の措置が「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」に明記されている。	導入済み。引き続き制裁措置の的確な運用・実施に努める。
05	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。)が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。	1	【畜産】 補助金等の不正受給等を行った場合、交付の取消や返還命令が行われ、また、場合によっては刑事罰が課されることを平成26年4月以降、事業説明会等で随時説明を行うとともに、機構ホームページ（平成26年7月、27年4月）において周知した。 【野菜】 補助金等の不正受給等を行った場合、交付の取消や返還命令が行われ、また、場合によっては刑事罰が課されることを平成26年5月以降、野菜価格安定事業担当者研修会等で随時説明を行うとともに、機構ホームページにおいて周知した（平成26年5月）。	引き続き説明会及び機構ホームページで周知する。

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
06	各法人の効率的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	機構が実施している業務研修会を事業実施主体が実施する経理研修会と合同で実施した（平成27年1月）ことにより、研修会で使用するパソコンのレンタル経費等を削減した。	立地条件も配慮しながら、共同調達や間接業務の共同実施に向け、今後検討を行う。
07	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	2	業務フローを踏まえた組織の見直し(経理部を再編(平成25年10月))、費用対効果分析等を活用した事業採択による補助事業の効率化(平成17年度以降)などに取り組んでいるほか、IT技術支援(平成26年3月以降)等について民間委託の活用を図っている。このほか、公文書の施行に係る業務の流れを見直し、従来総務部が一括して行っていた契印の押印手続きについて、各部での分散処理を可能とし、事務の効率化を図った(関連規程の改正…平成27年3月)。 また、平成28年度に役職員の給与支給に係る事務について、アウトソーシングや人事・給与システムの改修等、事務手続きの効率化を具体的に検討するための「業務フロー・コスト分析」を実施予定。	引き続き民間委託の活用や業務フローの見直し等を通じて、自主的な業務改善に取り組む。

No	6 6	所管	農林水産省	法人名	農業者年金基金
----	-----	----	-------	-----	---------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	本法人が行う年金事業については、財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。	1	項目04～07を参照	項目04～07を参照
03	本法人が実施する農業者年金と全国農業みどり国民年金基金が実施するみどり年金について、加入等の手続の円滑化や効果的な加入推進が図られるよう、同国民年金基金の意向を踏まえつつ、両者の一体的な情報提供など、連携・協力を深める。	1	・26年5月20日に、役員レベルの「両基金定期連絡会」を設置 ・これまでに両基金定期連絡会を計5回開催（26年度：第1回(5/20)・第2回(12/19)、27年度：第1回(5/28)・第2回(12/14)、28年度：第1回(5/31)） ・28年度第2回両基金定期連絡会を12月に開催予定 ・効果的な加入推進に向け、全国農業みどり国民年金基金の意向を踏まえ、両基金において、 ① 両基金のパンフ等の並置（26年度～） ② 両基金のホームページにおいてリンク（26年度～） ③ 農業者年金基金に係る研修会でのみどり年金制度の情報提供（26年度～）（47都道府県ごとに開催（6月～10月）される研修会資料にみどり年金制度について記載） ④ みどり年金担当者（JA）への農業者年金制度の情報提供（26年度～）（農業者年金制度についてみどり年金業務手引書に記載して配布） ⑤ 戸別訪問対象者リスト作成における連携・協力（27年度～） ⑥ 農業者年金基金主催の研修会へのみどり年金担当者（JA）の参加（27年度～） ⑦ 両基金の年金制度の周知度等のアンケート調査の実施（27年度）等の連携・協力をを行っている。	今後も引き続き、連携・協力を行っていく。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程等を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会等を設置し、法人の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。	1	・第3期中期計画に沿って内部統制基本方針を平成25年4月1日に策定 ・リスク管理規程を平成25年4月1日に策定し、それに基づきリスク管理委員会を設置（平成25年度から毎年度2回開催） ・さらに、リスク管理委員会に外部有識者が参加できるよう平成26年7月25日付けでリスク管理規程を改正し、以降のリスク管理委員会は外部有識者の参加の下で開催 ・また、内部統制基本方針について、コンプライアンスの確保等を含め統合的にリスクを管理するという観点から見直しを行い、平成26年7月25日付けで改正 ・なお、平成27年3月6日付けで業務方法書を改正し、内部統制及びリスク管理に関する事項を規定	措置済み
05	業務の適正性を日常的に確保するため、業務執行やリスク管理を監視する内部組織（監査部等）を設置する。また、監事のうち1名は原則として常勤とする。	1	・内部監査については考査部門が実施 ・監事（1名）は常勤	—
06	審査、回収等の金融業務機能の強化を図る観点から、外部専門家等による職員研修を拡充することとし、その実施方針を策定する。	1	・資金運用に携わる職員については、平成15年度から毎年、外部専門家による職員研修を実施 ・外部専門家等による職員研修については、職員研修実施方針を平成26年7月31日に策定し、審査、回収等に携わる職員等を対象に実施	—
07	金融業務の透明性を確保する観点から、事業別の収支情報等を情報開示する一方、法人の行う金融業務の高い公共性に鑑み、役職員の守秘義務規定を設ける。	1	・平成15年度から勘定ごとに財務諸表を公表 ・平成27年3月6日に「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案」を閣議決定し、第189回国会（常会）にて成立。 ・なお、守秘義務規定は平成27年10月7日に施行。	役職員の守秘義務については、コンプライアンス研修等を活用して周知徹底を図る。
08	金融庁検査の実効性が確保できる業務については、主務省と金融庁の連携及び検査体制の整備を図った上で金融庁検査を導入する（損失の危険の管理に限る。）。	—	農業者年金基金は、金融庁検査の対象外	—

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
09	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	共同調達や間接業務の共同実施については現時点では行っていないが、備品及び消耗品の一般競争入札による調達を徹底するなどの取組を通じ、全体の業務の効率化・最適化を図っている。	他法人の実施状況も参考にしながら、今後も引き続き、業務の効率化・最適化に取り組んでいく。
10	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	既存の事務・事業について、「業務フロー・コストの分析に係る手引き」に記載された手法を参考に業務改善を行い、効率化を進めた結果、経費が削減（平成27年度は事業費で対前年度比3.2%の削減）されたところ。	今後も引き続き、業務分析を行い、その結果に基づき、必要な業務改善に取り組んでいく。

No	67	所管	農林水産省・財務省	法人名	農林漁業信用基金
----	----	----	-----------	-----	----------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	主務大臣が民間等の出資者や外部有識者のうちから任命した委員から成る運営委員会（仮称）を設置し、重要事項の審議を行わせる。	1	・平成27年3月6日に「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案」を閣議決定し、第189回国会（常会）にて成立。 なお、運営委員会は、平成28年2月1日に設置し、28年3月に第1回運営委員会を開催。	措置済み
03	また、財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、農業信用保険事業、林業信用保証事業及び漁業信用保険事業については、金融庁検査を導入する。	—	項目04～08を参照。	項目04～08を参照。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程等を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会等を設置し、法人の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。	1	外部有識者等を含む以下の委員会を設置し、財務状況やリスク管理状況等を点検している。 ・余裕金運用委員会（平成15年10月設置） ・個人情報管理委員会（平成17年3月設置） ・情報化推進委員会（平成17年12月設置） ・業務改善委員会（平成19年3月設置） ・コンプライアンス委員会（平成19年12月設置） ・リスク管理委員会（平成27年4月設置） また、平成27年4月1日に金融業務のリスクを的確に管理するための統合的なリスク管理規程等を整備した。	措置済み
05	業務の適正性を日常的に確保するため、業務執行やリスク管理を監視する内部組織（監査部等）を設置する。また、監事のうち1名は原則として常勤とする。	1	平成20年1月に、内部監査を実施する監理室を設置した。また、平成15年10月より2名の常勤監事を置いている。	措置済み
06	審査、回収等の金融業務機能の強化を図る観点から、外部専門家等による職員研修を拡充することとし、その実施方針を策定する。	1	平成26年4月1日に職員研修規程を改正し、外部専門家等による職員研修の実施方針を定めた。	措置済み
07	金融業務の透明性を確保する観点から、事業別の収支情報等を情報開示する一方、法人の行う金融業務の高い公共性に鑑み、役職員の守秘義務規定を設ける。	1	・事業勘定毎に財務諸表をホームページにて公表している。 ・平成27年3月6日に「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案」を閣議決定し、第189回国会（常会）にて成立。 なお、守秘義務規定は平成27年10月7日に施行。	措置済み
08	金融庁検査の実効性が確保できる業務については、主務省と金融庁の連携及び検査体制の整備を図った上で金融庁検査を導入する（損失の危険の管理に限る。）。	1	・平成27年3月6日に「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案」を閣議決定し、第189回国会（常会）にて成立。 なお、金融庁検査は、平成27年10月1日に施行。	主務省と金融庁において効果的な検査に向け連携していく。

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
09	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	間接業務の共同実施について、保証業務を行う一般社団法人全国農協保証センター及び一般社団法人漁業信用基金中央会と、共同して保証業務に係る研修を実施するなどの取組により、業務の効率化・最適化を図っている。	今後も引き続き、必要に応じて業務の効率化・最適化に取り組んでいく。
10	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	事務・事業の見直しについては、業務の効率化を図りコストを削減するため、コスト等の分析を行い、例えば林業信用保証業務に係る求償権の回収については、費用対効果を検証してサービサー（債権回収業者）に委託しているほか、平成21年2月に信用基金に「支出点検プロジェクトチーム」を設置し、予算の効率的・適正な執行のための取組目標を設定してホームページに公表し、その達成に向け取り組むなど、自主的な業務改善を図っている。	今後も引き続き、必要に応じて民間委託等を含めた業務改善に取り組んでいく。

No	68	所管	経済産業省	法人名	経済産業研究所
----	----	----	-------	-----	---------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	政策研究に係る資源配分を効率化しつつ、本法人の機能の一層の向上を図る観点から、国内外の政策研究機関との連携強化を進める。	1	閣議決定以前から、中期目標・中期計画に沿って、国内外の政策研究機関との連携強化を進めていたが、閣議決定を受け、国内外の研究機関とのセミナーの共同開催、共同研究等により更なる連携強化を進めている。 具体的には、国内の研究機関とのセミナー等の共同開催については、科学技術・学術政策研究所（NISTEP）や日本学術会議とシンポジウムを実施した。 国内の研究機関との共同研究については、労働政策研究・研修機構（JILPT）、一橋大学、NISTEP、アジア経済研究所、福井県立大学、北陸日本海経済交流促進会議、アジア開発銀行等との共同研究を行っている。 海外の研究機関とのセミナー等の共同開催については、OECD、独IZA（Institute for the Study of Labor）とシンポジウムやセミナーを共催するとともに、韓国産業研究院（KIET）・台湾経済研究院（TIER）や欧州経済政策研究センター（CEPR）とワークショップを毎年共催している。 欧州CEPR、アメリカCFR（外交問題評議会）、中国国务院発展研究センターとは、研究協力に関する覚書を締結しており、平成27年度は、新たにIZAと、研究協力に関する覚書を締結した。	平成28年7月に日本貿易振興機構（ジェトロ）との共催でシンポジウムを実施するほか、平成28年1月からはOECDとの共同研究を2件開始するなど、今後とも、国内外の研究機関とのセミナーの共同開催、共同研究等による連携強化を更に進めていく方針である。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	効果的かつ効率的な業務運営のため、NEDOと会議室の共用化を行い、法人間における業務実施の連携を強化している。	引き続き、法人、関係機関間における業務実施の連携を強化し、業務の最適化を実施。
04	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	1	既存の事務・事業に係る業務フローやコストの分析を行い、効率化を進めた結果、下記の事業について、民間委託による業務改善を図ったところ。 平成27年度は、「公共サービス改革基本方針」に基づき、官民競争入札等監理委員会における議論、承認を経て、「第四期RIETI PC-LANサービスの調達」について民間競争入札による調達を行い、これを踏まえて平成28年度に契約を行い、下記の通り、前期契約に比べ、コスト削減に繋がった。 「第四期RIETI PC-LANサービスの調達契約金額（税込）による比較」 平成27年度契約総額：90,014千円 平成28年度契約総額：88,985千円 （前年度比▲1,029千円、1.14％削減）	これまでの業務改善に引き続き取り組むとともに、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」に記載された手法を参考に、不断の業務改善を行っていく。

No	6 9	所管	経済産業省	法人名	工業所有権情報・研修館
----	-----	----	-------	-----	-------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	同居する他機関と職員の健康診断等共同で調達が可能なものについては、共同調達を実施している。	今後も引き続き、他法人と事業の連携を図り、経費の節約や事務手続きの効率化に努める。
03	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	各事業部より改善の余地がある業務の洗い出しを行い、特定された業務に対し業務フローやコスト分析を行った上で、平成26年度に一部の人材育成関係事業について、事業実施の一部を民間へ移行して共催事業とし、平成28年度からは当該事業を民間へ完全移行した。	今後も引き続き、事業部の実施する事業について、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」を参考に調査・分析を行い、必要に応じて業務改善を図る。

No	70	所管	経済産業省	法人名	日本貿易保険・貿易再保険特別会計
----	----	----	-------	-----	------------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ、経営の自由度、効率性、機動性を向上させるため、全額政府出資の特殊社に移行する。	1	・平成27年通常国会に「貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」を提出、同年7月10日に成立。（平成29年4月1日施行） ・国の政策意図を反映させるため、国が引受基準を定めるほか、一定の重要案件について、国がNEXIに対し意見を述べることを可能とするなど、国との一体性を高めるための措置を法定するとともに、政府による株式全額保有を法定した。 ・NEXIの保有する一切の権利義務を特殊会社化後のNEXIに承継することを法定した。	・設立時の役員や定款の詳細については、設立委員会等において決定し、経済産業大臣の認可を受けた上で決定。 ・引受基準や意見陳述の対象となる具体的案件については今後検討の上で定める。 ・権利義務の承継については、評価委員会による評価を行った上で承継。
02	貿易再保険特別会計は、平成28年度末までに廃止し、その資産及び負債は本法人に承継する。	1	・平成27年通常国会に「貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」を提出、同年7月10日に成立。（平成29年4月1日施行） ・貿易再保険特会の保有する権利義務については、一部の権利義務（物品等を想定）を除き特殊会社化後のNEXIに承継することを法定した。	・権利義務の承継については、評価委員会による評価を行った上で承継。
03	全額政府出資の特殊会社化に当たっては、貿易再保険特別会計の廃止に伴い、貿易保険の特性を踏まえた経済産業大臣による指揮監督、本法人の保険金支払いに係る債務等に対する政府保証、必要な税制措置、予算管理及び組織・事務の機動性確保のための措置を検討する。なお、本法人が保有する将来の保険金支払いのための準備金については、定期的に規模の妥当性を検証し、その結果も踏まえ、保険料率等の見直しの措置を講じる。	2	平成29年4月1日の特殊会社化に向けて、以下の措置を講ずることとした。 ・経済産業大臣による指揮監督として、主務大臣としての一般監督規定を法定するほか、国が引受基準を定め、一定の重要案件について、国がNEXIに対し意見を述べることを可能とすることを法定した。 ・保険金支払いに係る債務等に対する政府保証として、NEXIの借入等に対する政府保証のほか、保険金の確実な支払を担保するため、NEXIの資金調達に困難な場合に政府が必要な財政上の措置を講ずるものとするを法定した。 ・必要な税制措置として、NEXIの異常危険準備金の積立てに係る損金算入措置など必要な税制措置を法定した。 ・予算管理等の措置として、NEXIの毎年度の事業計画を経済産業大臣の認可対象とすることを法定した。 ・将来の保険金支払いのための準備金については、NEXIの責任準備金に関する算出方法書を経済産業大臣の認可対象とすることを法定した。	・引受基準や意見陳述の対象となる具体的案件については今後検討の上で定める。 ・特殊会社化後の準備金については、リスク量試算等を踏まえてその規模の妥当性を検証し、関係省庁に協議の上で算出方法書を経済産業大臣が認可する。また、準備金の積立状況等も踏まえて保険料率等の見直しの措置を講じる。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	・案件に係る環境審査について、JBICとの間で共有したカテゴリー分類基準での運用を開始し、共通案件に係る現地調査についてもNEXIとJBICのどちらか一方の対応で審査を終了できることとした。これにより、省力化に繋がるとともに、貿易保険利用者の手続きが削減されることとなった。 ・日本機械輸出組合と共同で貿易実務に関する研修を実施することにより、間接業務の効率化を進め、業務の最適化を図っている。	引き続き、更なる共同調達や間接業務の共同実地に向け、今後検討を行っていく。
05	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	1	・外部委託については、回収専門業者（サービサー）への債権回収委託や、弁護士・財務アドバイザーの活用を拡大し、業務の効率化を図った。また、リスク審査にあたっては、外部コンサルタントを活用した環境審査の効率化や、国内外の関係諸機関と連携したカントリー情報収集の効率化を図った。 ・保険業務手続きのWeb化に伴い、これまでの業務フローや必要書類（エビデンス）等を抜本的に見直し、NEXIでの決裁工程の簡素化及び入力事務や書類審査業務の大幅な効率化を実施。 ・ペーパーレス化により、6,645件の書類授受や保管業務負担も軽減（2015.7月～2016.3月実績）。 ・結果として、これまで申込みから一週間以上かかっていた証券発行までの期間を、2～4日へ短縮する効果も挙げている。	これまでの業務改善に引き続き取り組んでいく。

No	71	所管	経済産業省	法人名	産業技術総合研究所
----	----	----	-------	-----	-----------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	研究開発型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	光ネットワーク技術の研究開発を更に進める観点から、情報通信研究機構との連携協力を一層強化する。	1	連携協力のための意見交換を4回実施した。 また、先端光技術の応用に関する国際シンポジウムを2015年7月13日～15日京都において共同で開催した。以後、連携協力のための意見交換を含め、毎年シンポジウムの開催における協力関係を継続することとした。	今後も引き続き、左記の取り組みを推進する。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	つくばセンターにおいて、物質材料研究機構とともに、つくば駅と両機関の所内連絡バスについて相互乗り入れを実施し、コスト削減と利便性の向上に取り組んでいる。	今後も当該取り組みを継続する予定。
04	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	1	「公共サービス改革基本方針」に基づき、業務フロー・コスト分析を実施し、事務・事業の質の維持や、効率性、コストの削減、民間の活用等の観点から外部委託の拡大等について検討し、つくばセンターにおける施設等管理等業務について、つくばセンター設備等維持管理業務、つくばセンター警備業務等の関連する8業務を1案件に包括して外部委託し、平成24年度から平成26年度までの3か年度の事業として実施した。 平成27年度以降については、競争性を確保する観点から、これまで8業務を1案件に包括していた事業から複数案件への見直しを行い、平成27年度から平成29年度までの3か年度の期間で事業を実施している。	今後も引き続き、必要な業務改善を図る。

No	7 2	所管	経済産業省	法人名	製品評価技術基盤機構
----	-----	----	-------	-----	------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	単年度管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	2	合同庁舎に入居している支所等（北海道支所、中部支所、北陸支所、中国支所、製品安全センター（大阪））において、同居する他機関と蛍光灯やトイレトーパー等、共同で調達可能な物品については、共同調達を実施している。また除雪作業などの間接業務の共同実施等もしている。	他法人との共同調達等については、事前に数量が決定されるような物品等可能と思われるものについては、共同調達を実施することによる間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等の可能性と導入コストを考慮した上で、効果が認められるものについては実施の検討を引き続き行う。 ※製品安全センター（大阪）は、平成28年度から単独事業所に移転。
03	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	2	コスト分析等の基礎となる業務体系及び予算体系の見直しを行い平成27年度から新たに追加したセグメント（国際評価技術分野）を含むセグメントごとのコスト分析の方法の検討を行っている。また、情報セキュリティ監視業務、データベースへのデータ入力業務等の外部委託を行っている。 なお、共通基盤情報システムの次期更新について市場化テスト導入の準備を行っている。	新たなコスト分析等を検討し、自主的な業務改善の検討を引き続き行う。

No	73	所管	経済産業省	法人名	新エネルギー・産業技術総合開発機構
----	----	----	-------	-----	-------------------

(様式)

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	研究開発型の法人とする。	1	平成27年4月1日に措置済み。	—
02	本法人がこれまで実施してきた医療分野の研究開発に係るファンディング機能は所要の人員も含め日本医療研究開発機構（仮称）に移管する。	1	平成27年4月1日に移管済み。	—
03	ファンディング機能を有する代表的機関として、国からの運営費交付金及び補助金等を用いて行う研究開発業務や助成業務について、不正防止策を強化するとともに、受給先のガバナンス強化に対する支援を行う。	1	各種不正防止策を引き続き実施するとともに、受給先向け研修において不正行為の事例及び厳格な処分例等の説明を全国主要都市6箇所で実施（平成27年度実績：合計30回以上）。 また、研究不正の未然防止取組のための冊子（経済産業省作成）を受給先へ配布。	引き続き、不正防止のための各種取組及び受給先のガバナンス強化に対する支援を実施。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。	1	補助金等適正化法、NEDOの交付規程等を踏まえ、複数回検査や現地確認検査を取り入れ、受給先に対する交付後の調査を実施。また、法令順守体制の確保のためのガバナンス強化支援として、受給先向け研修において不正行為の事例及び厳格な処分例等の説明を全国主要都市6箇所で実施（平成27年度実績：合計30回以上）。	引き続き、交付後の的確な調査及び受給先のガバナンス強化に対する支援を実施。
05	不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る。	1	受給先が不正受給、不正使用を行った場合の制裁措置として、補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する内部規定を整備済み。	—
06	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。	1	不正な手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付決定の取消やその返還を求め、不正行為如何によっては、刑事告訴の対象となり得る旨を記載したパンフレット等を作成・配布し、注意喚起を実施。	—

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
07	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	効果的かつ効率的な業務運営のため、引き続き、RIETI、JOGMEC及びJETROと会議室の共用化を行い、法人間における業務実施の連携を強化。	引き続き、法人間における業務実施の連携を強化し、業務の最適化を実施。
08	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	1	業務フローやコストの分析結果を踏まえ、引き続き、情報基盤サービス関連業務、研究開発資産に係る登録補助やデータメンテナンス等の資産管理業務、外部来訪者の総合受付業務、契約・会計等システムの運用保守支援業務等について、民間委託等を実施し、一般管理費削減、業務効率化等、自主的に業務を改善。	引き続き、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」に記載された手法を参考に、自主的な業務改善を実施。

No	7 4	所管	経済産業省	法人名	日本貿易振興機構
----	-----	----	-------	-----	----------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	中小企業基盤整備機構の地方事務所との共用化又は近接化を推進し、中小企業の海外展開支援が一体的に行えるよう、一層の連携協力を図る。	1	・中小企業基盤整備機構（中小機構）の地域本部との共用化を推進するとともに、同一地域に設置している国内事務所が移転する場合には、近接化等を検討。同方針に基づき、26年1月大阪本部が中小機構近畿本部とともに同一ビルへ移転済み。また、双方の施設を相互利用し、民間企業向けのセミナーや連携促進に向けた協議会を開催するなど共用化を継続（27年度実績：59件）。 ・引き続き中小機構との連携協力を推進。24年度に両法人が締結した連携強化に係る合意書のフォローアップの機会として、個別事業部による情報共有や連絡調整を実施。 ・同意書に基づき、27年度は①日本貿易振興機構（ジェトロ）が出展支援する海外展示会のうち、10件について中小機構と連携し、中小企業計23社の出展を支援、②中小機構によるF/S支援の結果、海外展開の意思決定をした企業83社に対して、中小機構よりジェトロの海外展開支援サービスを紹介、③中小企業の国際化に向けたセミナー等の事業を中小機構との共催等により日本各地で開催（27年度実績：147件）等の連携を実現。	・両機構間で開催している定期連絡会等を通じて、進捗のフォローアップと今後の連携方針について確認を行いながら、展示会やセミナー等での協力、施設共用化の実績を着実に積み上げる。 ・国内事務所の移転時には、地方自治体の意向を確認しつつ、個別に近接化を検討。
03	本法人と国際協力機構、国際交流基金及び国際観光振興機構の海外事務所は、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。	1	・外務省・経済産業省・国土交通省による「国際業務型独立行政法人の海外事務所の機能的な統合について 最終とりまとめ」（24年9月）の趣旨に沿い、共用化又は近接化を継続。 ・25年度には、6月にメキシコシティでジェトロがJICAやJF（国際交流基金）と同一地区に移転し近接化を果たしたほか、26年3月にジャカルタでジェトロとJFの入居ビルにJNTO（国際観光振興機構）が新たに入居し共用化。 ・26年度は、12月にロンドンでJFがジェトロと近接する物件に移転し、近接化を実現。加えて、6月にはパリでJICAの移転によりジェトロと近接化、上海ではジェトロが事務所面積を縮小し、空いたスペースにJNTOが7月に移転し共用化を果たした等の成果が出た。 ・27年度は、12月にハノイにおいて、ジェトロがJICA入居ビルに移転し近接化。両事務所間でのより緊密なコミュニケーションを通じたワンストップサービスの提供を実現。その他の都市についても適宜フォローアップを実施。	・3人以上が事務所を設置する16都市において、コストや利用者の利便性等の観点を踏まえ不断に検討を行う。移転が適当と判断された場合、違約金の支払いなく移転するためには契約終期に合わせて行う必要があることから、契約終期のタイミングで同一物件への移転又は近接化の可能性を検討。また候補物件については適宜調査を行う。 ・各法人の実施するイベントの広報や利用者への相互案内等において引き続き協力を行う。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	・法人間における業務実施の連携強化については項目02、03のとおり。 ・連携の一環で、中小機構等とセミナー等を共催し、会場費などを節約（中小機構との27年度実績：147本）。また、相互の施設の共用化により経費を節減（例：北京やロンドンのJFの多目的ホールをジェトロやJNTOに貸出）。	引き続き、中小機構や、JICA、JF及びJNTO等との連携を強化し、その中で会場費などの節約につながる取組みを行い、実績を重ねる。
05	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	1	下記の取組みを通じて業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、コスト削減や事業廃止、民間委託の拡大など自主的な業務改善を図った。 ・役員会メンバー出席のもと半期毎に「アウトカム向上委員会」を開催し、PDCAサイクルに基づき、各部の①定量的指標の達成状況、②事業遂行における課題の抽出や業務の改善・見直しに向けた取組み状況等について確認。また、各部の予算の執行状況を定期的に管理することで、精緻な見直しを可能とする環境を整備した。 ・28年度経営方針の決定プロセスにおいて、各部の基本方針及び具体的な活動方針を審議し、その中で相対的にニーズが低いと判断した一部の海外見本市事業等を廃止するなど、見直しを行った。 ・市場化テストを導入し、内閣府の指摘・助言を受けることで、コスト削減やサービスの質の向上を図っている。28年度末に契約終期を迎える「見本市・展示会情報総合ウェブサイト（J-messe）の管理・運営業務」及び「アジア経済研究所図書館運営業務」については、公共サービスとして確保されるべき質に係る目標を全て達成し、かつ市場化テスト導入前と比較したコスト削減率はそれぞれ14.3%、19.4%となり、良好な結果を以って終了プロセスへの移行が決まった。また「コンピュータシステム運用管理業務」についても、市場化テスト導入前と比較したコスト削減率が17.5%となるなど経費節減効果が出ており、引き続き新プロセスに基づく民間委託を継続する予定。	引き続き、「アウトカム向上委員会」を活用したPDCAサイクルの評価や、市場化テスト等を通じて、業務フローやコストの見直しを行い、自主的な業務改善を図る。

No	75	所管	経済産業省	法人名	情報処理推進機構
----	----	----	-------	-----	----------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	情報セキュリティ問題への取組を更に強化する観点から、産業技術総合研究所及び情報通信研究機構との連携協力を一層強化する。	1	○産業技術総合研究所との連携 産業技術総合研究所が進めているセキュリティ脆弱性分析の事例研究において、情報処理推進機構が評価用ICカードを提供し、産業技術総合研究所が暗号実装評価研究を進めるなど、サイバーフィジカルセキュリティに関する連携協力の取組みを実施中。 ○情報通信研究機構との連携 情報通信研究機構が開発・所有する解析エンジンにて情報処理推進機構から提供するウイルス検体を解析し情報共有する連携協力を実施。	講ずべき措置を踏まえ、左記の措置内容の取組を着実に推進する。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	・他法人との連携協力について項目02のとおり実施。 ・さらに、平成28年1月に宇宙航空研究開発機構とセミナーを、平成28年5月に情報通信研究機構とシンポジウムをそれぞれ共同開催しており、会場の調達や運営業務等を共同実施。 ・セミナー等開催以外での共同調達や間接業務の共同実施については、近接する法人がなく想定できないが、可能性について引き続き検討。	今後とも、セミナー等の共同開催の機会があれば、業務の最適化を図るため法人間にて連携。
04	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監視委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	2	業務フローやコスト等の分析を行った結果、情報処理技術者試験の企画業務以外の試験実施業務において、市場化テストのプロセスに基づき、引き続き事業の民間委託を実施。	マイナンバー制度等への対応が必要になったことから、稼働維持支援業務の範囲を見直すため、平成29年度上期までに対象とするシステムの規模・構成・活用範囲について具体化を行い、平成29年度下期以降に市場化テストのプロセスに基づき、民間競争入札を実施予定。

No	76	所管	経済産業省	法人名	石油天然ガス・金属鉱物資源機構
----	----	----	-------	-----	-----------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	リスクマネー供給業務については、出資採択の審査や個別プロジェクトの管理を厳格に行うとともに、財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。	2	(1) リスクマネー供給業務については、出資採択の審査や個別プロジェクトの管理を厳格に行う (a) 出資採択の審査 ・民間企業から申請された採択申請書をもとに、各事業担当部における案件の政策的重要性検討、評価部他による技術的事項審査・経済的事項審査・事業実施関連事項審査・労働安全衛生環境等に関する審査（HSE審査）等を、必要に応じ外部専門家を活用しつつJOGMEC内部にて実施。 ・理事長をトップとする採択検討委員会で採択の可否を検討し、文書決裁により意思決定が行われる。石油・天然ガス開発事業、金属鉱物開発事業（探鉱段階の出資除く）においては、経済産業大臣の同意を申請し、エネルギー・金属鉱物資源確保政策との整合性を確保。 (b) 個別プロジェクトの管理 ・各事業担当部で各案件の年間事業計画の評価を行う。石油・天然ガス開発事業においては、個別作業の実施計画についても評価を行う。 ・その他、各案件の作業進捗、収益の状況等について、各事業担当部がパートナー企業等から適時情報収集を行う。 (2) 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る ・項目03～06に記載。	(1) ・措置済み (2) ・項目03～06に記載

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針（案）
03	金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程等を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会等を設置し、法人の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。	2	(1) 金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程等を整備する。 (a) 業務方法書 ・業務方法書に、業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項として、金融事業資産管理方針及び管理体制等について記載する改正を行い、平成27年4月1日より施行済。 (b) 内部規程等 ・総務部金融資産課において「金融事業資産管理規程」を平成26年4月18日策定（同日施行）し、金融事業資産を構成する個々の案件の定期的な点検及び年次毎の評価を行うことを規定。同規程に基づく定期点検の事務処理の詳細を定めることを目的に、以下の業務要領を策定済。 — 「金融事業資産を構成する出資・債務保証等案件の定期点検事務処理要領（平成24年9月25日策定）」を平成26年4月18日に改正（同日施行） — 「金融事業資産を構成する貸付案件の定期点検事務処理要領」平成26年4月18日策定済。（同日施行） ・同規程に基づく「金融事業資産を構成する出資・債務保証等案件の年次評価（プロジェクト・パフォーマンス・レビュー）事務処理要領」を策定し、平成26年11月4日より施行済。 (2) 外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会等を設置し、法人の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。 ・法人の業務全体の評価に関する重要事項を審議するための外部有識者で構成される委員会（業務評価委員会）及び機構が取得した株式の処分にに関する重要事項を審議するための外部有識者で構成される委員会（株式等評価委員会）は設置済。	(1) ・措置済み (2) ・財務状況や金融業務のリスク管理状況を専門的に点検する委員会等の設置については、今年度から本格的に運用が開始された内部統制システムでの位置づけや制度改正の動きとの関係を整理しつつ現在設置規程を検討中。今年度中に設置規程を策定の上、開催予定。

04	業務の適正性を日常的に確保するため、業務執行やリスク管理を監視する内部組織（監査部等）を設置する。また、監事のうち1名は原則として常勤とする。	1	（３） 業務の適正性を日常的に確保するため、業務執行やリスク管理を監視する内部組織（監査部等）を設置する。 (a) 内部監査の実施 ・業務の執行状況、財務及び会計については、内部監査実施規程に基づき監査室による内部監査を実施。監査室員の専任化を進め（平成25年度から1名、平成26年度から2名）、内部監査の実施体制を強化。 (b) 内部組織の設置 ・金融ガバナンス強化のため、平成24年4月より総務部内に金融資産課を設置済。 （４） 監事のうち1名は原則として常勤とする。 ・既に監事は2名共に常勤。	—
05	審査、回収など金融業務機能の強化を図る観点から、外部専門家等による職員研修を拡充することとし、その実施方針を策定する。	1	（５） 審査、回収など金融業務機能の強化を図る観点から、外部専門家等による職員研修を拡充する。 ・金融資産課職員が、保険負債経済価値評価に係るセミナーに参加し、資産のポートフォリオ理論、資産評価方法、管理方法に係る知見を習得している。 ・平成27年度には、財務分析講座を2回開催し、計14名が参加。 （６） その実施方針を策定する。 ・業務運営に関する計画において、各部門横断的かつ専門性が求められる業務に関する専門人材育成として、ファイナンス関係業務研修を引き続き明示した。	（５） ・平成28年度においても引き続き職員研修を実施することとし、併せて効果的・効果的な研修の実施につき検討を行う。 （６） ・機構の研修方針に、金融関連の研修を引き続き明示的に盛り込む。
06	金融業務の透明性を確保する観点から、事業別の収支情報等を情報開示する。一方、法人の行う金融業務の高い公共性に鑑み、役職員の守秘義務規定を設ける。	1	（７） 金融業務の透明性を確保する観点から、事業別の収支情報等を情報開示する。 ・財務諸表附属明細書及び事業報告書にてセグメント情報として事業別の情報を開示。出資額、貸付額、貸付金残高、回収額等についても附属明細書において企業毎に公表。また、連結財務諸表附属明細書において、特定関連会社及び関連会社の情報を法人ごとに公表。 （８） 法人の行う金融業務の高い公共性に鑑み、役職員の守秘義務規定を設ける。 ・守秘義務についてはJOGMEC法第9条に秘密保持義務が規定されている。係る秘密保持義務に違反した場合の罰則は第24条に規定。 ・このほか、就業規則、役職員倫理規定および職務上遵守すべき行動規範等により、役職員が職務上の義務として遵守すべき事項を定めている。	（７） ・措置済み （８） ・措置済み
07	不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令順守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。	1	・事業完了時に実績報告書・調査報告書を提出させ、受給者の事務所にて帳簿や証拠書類等の書面検査（必要に応じ現地調査）を行い、不正受給・不正使用がないよう助成額を確定している。（補助金適正化法に基づく確定検査） ・事業資金の適正使用のためのアクションプラン（機構職員向け）について、確定検査等業務の重要性を職員に喚起するため、証憑類及び業務従事日誌の検査における留意事項を追記し平成27年4月1日より施行済。	・措置済み
08	不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る。	1	・機構の契約相手先については、指名停止措置要領を適用し指名停止等の措置を取っている。 また、助成金等の交付先については、それぞれの交付要綱等に、不正行為に対する制裁措置を定めている。	・措置済み
09	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。	1	・助成金の目的外使用や助成事業に係る不正行為等があった場合には、交付決定の取消し、交付済額の返還命令について、公募要領等で周知している。	—

3. その他

	講ずべき措置	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針（案）
10	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	・経費の効率化のため、海外事務所における他の独立行政法人（NEDO、JETRO他）事務所との会議室共用を実施した。	・引き続き、経費の効率化のため、海外事務所における他の独立行政法人（NEDO、JETRO他）事務所との会議室共用等の取組みを検討・実施していく。
11	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	2	・中期計画に基づき、運営費交付金を充当して行う業務については、従前より一般管理費及び業務経費の効率化を着実に実施しており、具体的には、業務フロー等の見直しにより、出退勤管理システムを導入し、人事課における当該管理業務の効率化等を実施した。	・これまでの業務改善に引き続き取り組むとともに、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」に記載された手法を参考に、不断の業務改善を継続的に行っていく。

No	7 7	所管	経済産業省	法人名	中小企業基盤整備機構
----	-----	----	-------	-----	------------

(様式)

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、高度化事業については、金融庁検査を導入する。	1	・金融業務のリスクを的確に管理するために、内部統制基本方針、高度化事業のリスク管理規程等を平成27年4月1日から施行した。 ・平成27年度中に内部統制委員会、リスク管理委員会や外部有識者による委員会を開催した。 ・外部専門家等による若手職員向けの企業財務に係る分析能力向上に資する職員研修のほか、階層別研修において、コンプライアンス研修を実施している。また、金融業務実施部門の職員向けに、貸付等の審査に係る研修や債権管理・保全・回収に係る研修等、内部ガバナンスの高度化に資する研修実施方針を平成26年度に策定した。 ・平成26年度の事業報告書において、ファンド種別ごとの出資履行金額等の年度データ及び累計データや高度化事業についての債権の償却状況及び機構内部の審査プロセスなどを開示した。 ・官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律が第189回通常国会において、平成27年7月7日成立、7月15日公布。当該法律の金融庁検査を導入する制度の部分については平成27年10月1日に施行済み。	・内部規程等の整備については、総務省通知に従い、引き続き、規程等の策定、見直しを検討していく。 ・平成28年度も引き続き内部統制委員会、リスク管理委員会や外部有識者による委員会を開催する。 ・引き続き、外部専門家等による若手職員向けの企業財務に係る分析能力向上に資する職員研修のほか、階層別研修におけるコンプライアンス研修に加え、策定した研修実施方針に基づき、貸付等の審査に係る研修や債権管理・保全・回収に係る研修等を実施する。 ・平成27年度の財務諸表について主務大臣の承認を受けた後、同添付書類の事業報告書をホームページで開示するとともに、引き続き、平成28年度の事業報告書にも記載し、情報公開を行う。
03	中小企業大学校は、中小企業に真に必要な研修機会を維持しつつ、研修内容の重点化を進めるとともに、研修企画業務以外の運営業務に係る市場化テストによる業務の効率化や宿泊研修施設の稼働率の向上を図る。これらの取組状況を踏まえ、宿泊研修施設について、国として保有しなければならない必要性の有無を判断する。	2	a) 中小企業の経営者、経営管理者等を対象に、自社課題解決の立案につながる具体的な中小企業の事例等を用いた座学や自社データを用いて実施する豊富な演習等を与えた現場に即した研修等に重点を置いた研修を実施する。 【例】 (重点化) ・研修内容充実のため原則3日間コース以上とする (24年度実績：223コース→28年度計画：264コース) ・中小企業施策に直結した研修 (24年度実績：36コース→28年度計画：61コース) (廃止) 個人のスキルアップを主な目的とした研修 (24年度実績：116コース→26年度実績：廃止) 等 b) 中小企業大学校における企業向け研修（中小企業政策実施の要請に基づく研修を除く。）及び中小企業支援担当者向け研修に係る業務のうち、研修企画等に係るものを除いた業務並びに施設の管理・運営業務について市場化テストを実施している。 c) 宿泊研修施設の稼働率の向上については、平成26年度に専門委員会（有識者、受講者、支援機関等から構成）を設置し、稼働率の目標値及び改善方策について検討を行い、各校において順次改善策に取り組んでいるところ。	a) 対応済み b) 対応済み c) については、今年度も引き続き研修の企画の工夫や研修を実施していない時の施設の利用促進等に係る取り組みにより、現中期目標期間中に当該目標値を達成するよう努め、宿泊研修施設について、国として保有しなければならない必要性の有無を判断する。
04	日本貿易振興機構の地方事務所との共用化又は近接化を推進し、中小企業の海外展開支援が一体的に行えるよう、一層の連携協力を図る。	2	・平成22年12月閣議決定「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び平成24年1月閣議決定「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」に基づき、これまでも日本貿易振興機構（ジェトロ）とは共用化や連携を推進。 ・引き続き、ジェトロの地方事務所との共用化を推進するとともに、同一地域に設置している国内事務所が移転する場合には、近接化等を検討。同方針に基づき、近畿本部について平成26年1月にジェトロの大阪本部とともに同一ビルへ入居済み。また、双方の会議室等を相互に利用し、民間企業向けのセミナーや連携促進に向けた協議会、会議等を実施（平成27年度実績：59回）。 ・引き続き、ジェトロとの連携協力を強化。平成24年度に両法人が締結した連携強化に係る合意書のフォローアップの機会として、定期連絡会を開催（26年度実績：1回）するとともに、個別事業部による情報共有や連絡調整を日常的に実施。 ・同合意書に基づき、平成27年度は、①ジェトロが実施する海外展示会事業のうち、10回の展示会に対して、中小企業計23社の出展を支援、②海外ビジネス戦略推進支援の支援先企業（83社）に対して、ジェトロの海外展開支援サービスを紹介、③中小企業の国際化に向けたセミナーや研究会等をジェトロとの共催等により日本各地で開催（平成27年度実績：147本）等の連携を実現。	両機構間で開催している定期連絡会等を通じて、進捗のフォローアップと今後の連携方針等について確認を行いながら、展示会やセミナー等での協力、施設共用化の実績を着実に積み上げる。国内事務所の移転時には、個別に近接化を検討。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程等を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会等を設置し、法人の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。	1	・金融業務のリスクを的確に管理するために、内部統制基本方針、高度化事業のリスク管理規程等を平成27年4月1日から施行した。 ・平成27年度中に内部統制委員会、リスク管理委員会や外部有識者による委員会を開催した。	・内部規程等の整備については、総務省通知に従い、引き続き、規程等の策定、見直しを検討していく。 ・平成28年度も引き続き内部統制委員会、リスク管理委員会や外部有識者による委員会を開催する。
06	業務の適正性を日常的に確保するため、業務執行やリスク管理を監視する内部組織（監査部等）を設置する。また、監事のうち1名は原則として常勤とする。	1	・監査統括室を設置済。 ・2名の常勤監事を配置済。	—
07	審査、回収等の金融業務機能の強化を図る観点から、外部専門家等による職員研修を拡充することとし、その実施方針を策定する。	1	外部専門家等による若手職員向けの企業財務に係る分析能力向上に資する職員研修のほか、階層別研修におけるコンプライアンス研修については、研修計画に位置づけた。また、金融業務実施部門の職員向けに、貸付等の審査に係る研修や債権管理・保全・回収に係る研修等、内部ガバナンスの高度化に資する研修実施方針を26年度に策定した。	—
08	金融業務の透明性を確保する観点から、事業別の収支情報等を情報開示する一方、法人の行う金融業務の高い公共性に鑑み、役職員の守秘義務規定を設ける。	1	・平成26年度の事業別の収支情報等の情報公開を行った。 ・独立行政法人中小企業基盤整備機構法第13条（秘密保持義務）により、既に担保済。	平成27年度の事業別の収支情報等は、財務諸表の承認後、事業報告書をホームページで開示するとともに、次年度以降も引き続き、情報開示を行う。
09	金融庁検査の実効性が確保できる業務については、主務省と金融庁の連携及び検査体制の整備を図った上で金融庁検査を導入する（損失の危険の管理に限る。）。	1	・官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律が第189回通常国会において、平成27年7月7日成立、7月15日公布。当該法律の金融庁検査を導入する制度の部分については平成27年10月1日に施行。	・金融庁検査を可能とする制度の導入に向けて、関係省庁等との調整を図りつつ、所要の作業を進める。
10	保有施設について、その必要性を不断に見直すとともに、更なる利用促進に向けた取組を実施し、施設の稼働率の向上を図る。	2	・中小企業大学校施設については、今後は、中小企業大学校研修事業、機構内事業（例：職員研修等）での利用に加え、外部利用者に対しても施設利用の促進を図り稼働率の向上につなげるほか、各校においても地域に応じた対応策を検討しているところ。 ・宿泊研修施設の稼働率の向上については、平成26年度に専門委員会（有識者、受講者、支援機関等から構成）を設置し、稼働率の目標値及び改善方策について検討を行い、各校において順次改善策に取り組んでいるところ。（再掲）	・施設稼働率の向上を図るため、更なる利用促進に向けた検討を進める。 ・今年度も引き続き研修の企画の工夫や研修を実施していない時の施設の利用促進等に係る取り組みにより、現中期目標期間中に当該目標値を達成するよう努め、宿泊研修施設について、国として保有しなければならない必要性の有無を判断する。（再掲）
11	自己収入の拡大を図るため、類似の民間施設の利用料金や当該施設の一般利用料金との比較等により定期的に料金体系を検証し、必要な措置を講ずる。	1	中小企業大学校の施設の運営等業務は、市場化テストにより民間委託しており、施設利用料金は、民間事業者の収入としている。 機構では、類似の民間施設の利用料金や大学校施設の一般利用料金との比較等により料金体系を検証していた。	今般、市場化テストの終了に伴い、官民競争入札等監理委員会において評価を受けた実施方法により民間委託することが求められている。 なお、委託先が設定する料金体系について、引き続き、検証を行う予定。
12	施設管理・運営について、PFI、市場化テスト、民間委託の更なる活用等により、管理・運営コストの低減を図る。	1	全ての中小企業大学校において市場化テストを実施している。平成28年6月2日の官民競争入札等監理委員会において質と経費の両面で改善が図られたとの評価を受け、終了プロセスへの移行が了承され、28年度をもって市場化テストを終了することとなった。	市場化テスト終了後も外部有識者から構成される第三者委員会を設置し、民間委託の活用により、管理・運営コストの低減を図る。
13	一層の業務の効率的な運営等を図るため、中期目標等において、成果を的確に把握できる定量的な目標を設定する。	1	研修の実施成果の把握は、研修受講の最終日に実施する受講者アンケートにより行っている。アンケートでは、従来までの指標である「役立ち度」に加え、26年度から新たに「今後の大学校の利用希望」を設定し、中期目標で中期目標期間終了時の受講者数の目標（受講者数：15万人）を設定した。	—
14	不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令順守体制の確保のためのガバナンス強化の支援に努める。	1	事業遂行状況報告による不正受給等の調査の実施、経理処理の方法等を明示することで、助成事業者に対して法令順守を促し、不正受給等の防止を徹底することでガバナンス強化を図っている。	引き続き、助成事業者に対して法令順守を促し、不正受給等の防止を徹底することでガバナンス強化を図っていく。
15	不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る。	1	交付要領等に、交付済み助成金の返還義務、資格停止などの規定を設けるなどして、制裁措置を行えるようにしている。	—
16	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。	1	募集要項等に「補助金等適正化法」が準用されること、交付要領等に不正事由等による交付の取消等を規定している。	—

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
17	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	・法人間における業務実施の連携強化については項目04のとおり。 ・連携の一環で、ジェトロとセミナー等を共催し、会場費などを節約（平成27年度実績：147本）。	引き続き、ジェトロとの連携を強化し、その中で会場費などの節約につながる取組みを行い、実績を重ねる。
18	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	2	競争の導入による公共サービス改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく公共サービス改革基本方針（閣議決定）に従い、中小企業大学校における企業向け研修に係る業務の一部について、業務フロー・コスト分析を実施済み。 また、内閣府（現在総務省）と協議を重ね、情報化ネットワークシステム運用管理業務についての市場化テスト実施時期と対象範囲について合意。その内容に沿って平成28年度の「公共サービス改革基本方針」が6月に閣議決定。	情報化ネットワークシステム運用管理業務について、平成29年9月からの市場化テスト開始に向けて平成28年度に民間競争入札を実施することとしている。

No	7 8	所管	国土交通省	法人名	土木研究所
----	-----	----	-------	-----	-------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	研究開発型の法人とする。	1	平成27年4月に、国立研究開発法人に移行。	—
02	本法人と建築研究所は、共同調達の実施等により、業務の効率化を図る。	1	平成27年度においては、事務用消耗品購入、ＯＡ用消耗品購入、施設管理・運営業務、一般廃棄物処理業務等について、建築研究所を含む複数機関による共同調達を実施したところであり、平成28年度においても引き続き共同調達を実施し、業務の効率化を図っている。 また、平成28年度から新たに構内緑地管理業務の共同調達を行っている。	引き続き、左記の取組みを実施し、業務の効率化を図る。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	平成27年度においては、事務用消耗品購入、ＯＡ用消耗品購入、施設管理・運営業務、一般廃棄物処理業務等について、建築研究所を含む複数機関による共同調達を実施したところであり、平成28年度においても引き続き共同調達を実施し、業務の効率化を図っている。 また、平成28年度から新たに構内緑地管理業務の共同調達を行っている。 さらに、業務分担の見直し等により最適化を図った。	引き続き、共同調達や間接業務の共同実施等を通じて業務の最適化を図る。
04	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	業務フローやコスト分析等を行い、これまでにデータ整理などの定型的な業務は民間委託するなど、自主的な業務改善を行っている。	引き続き、業務改善に努める。

No	79	所管	国土交通省	法人名	建築研究所
----	----	----	-------	-----	-------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	研究開発型の法人とする。	1	平成27年4月に、国立研究開発法人に移行。	—
02	都市再生機構技術研究所を将来的に本法人に移管することを検討し、平成26年中に結論を得る。	1	平成26年度末に都市再生機構技術研究所が廃止され、同研究所が実施していた公的賃貸住宅の長寿命化などの調査研究課題について、平成27年度から建築研究所が実施。	—
03	本法人と土木研究所は、共同調達の実施等により、業務の効率化を図る。	1	平成27年度においては、事務用消耗品購入、OA用消耗品購入、施設管理・運營業務、一般廃棄物処理業務等について、土木研究所を含む複数機関による共同調達を実施したところであり、平成28年度においても引き続き共同調達を実施し、業務の効率化を図っている。 また、平成28年度から新たに構内緑地管理業務の共同調達を行っている。	引き続き、左記の取組みを実施し、業務の効率化を図る。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	平成27年度においては、事務用消耗品購入、OA用消耗品購入、施設管理・運營業務、一般廃棄物処理業務等について、土木研究所を含む複数機関による共同調達を実施したところであり、平成28年度においても引き続き共同調達を実施し、業務の効率化を図っている。 また、平成28年度から新たに構内緑地管理業務の共同調達を行っている。 さらに、業務分担の見直し等により最適化を図った。	引き続き、共同調達や間接業務の共同実施等を通じて業務の最適化を図る。
05	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監視委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	業務フローやコスト分析等を行い、これまでに実験施設等の保守点検などの定型的な業務は民間委託するなど、自主的な業務改善を行っている。	引き続き、業務改善に努める。

No	80	所管	国土交通省	法人名	交通安全環境研究所	※平成28年4月1日に自動車検査独立行政法人と統合し、自動車技術総合機構に改称
----	----	----	-------	-----	-----------	---

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	上記2法人を統合し、中期目標管理型の法人とする。	1	第189回国会で自動車検査独立行政法人と独立行政法人交通安全環境研究所の統合等が盛り込まれた「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」が成立した。上記2法人が統合した新法人は、平成28年4月1日に中期目標管理型の法人として発足することが確定した。(公布日：平成27年6月24日)	—
02	統合後の新法人については、国から移管される登録関係業務を適正かつ円滑に実施するための所要の体制を確保する。また、新法人では、国から移管される国の責務の下で行ってきた事務を含め、自動車の保安基準への適合性審査等の業務が人員・予算規模の大宗を占めることとなるが、交通安全環境研究所の研究部門は、自動車における我が国技術の国際標準獲得や鉄道インフラの戦略的な海外展開等において重要な役割を引き続き担う必要があるため、従来、交通安全環境研究所が有していた国際標準に係る国際会議の対応体制、他国の研究機関とのハイレベルの連携、対外的プレゼンス等の研究部門としての必要な機能が研究開発を主とした法人ではなくなることにより損なわれないことがないよう、統合に当たっては、交通安全環境研究所の名称を維持するとともに代表権を有する役員を置く。また、研究業務の特性を踏まえた目標設定・評価を行うなど弾力的な対応を行う。	1	第189回国会で自動車検査独立行政法人と独立行政法人交通安全環境研究所の統合等が盛り込まれた「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」が成立し、代表権を有する役員を置くこととしたところ。国から移管される登録関係業務を適正かつ円滑に実施するための所要の体制、交通安全環境研究所の研究部門としての必要な機能を維持するための措置、統合のシナジー効果を発揮するため理事長及び全理事からなる技術戦略本部の設置等を実施しているところ。	引き続き、体制維持に努める。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	従来より近隣の研究所と事務用品の共同購入や守衛業務契約、電力契約等の共同実施を行いコスト縮減、業務の効率化を図っている。	引き続き、共同調達や間接業務の共同実施等を通じた業務の最適化を検討する。
04	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」(平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂)に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	業務フローやコストの分析等を行い、これまでに消防設備、電気設備等の一般的な管理業務を民間委託するなど、自主的な業務改善に努めている。	引き続き、業務改善に努める。

No	8 1	所管	国土交通省	法人名	自動車検査独立行政法人	※平成28年4月1日に交通安全環境研究所と統合し、自動車技術総合機構に改称
----	-----	----	-------	-----	-------------	---------------------------------------

(様式)

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	上記2法人を統合し、中期目標管理型の法人とする。	1	第189回国会で自動車検査独立行政法人と独立行政法人交通安全環境研究所の統合等が盛り込まれた「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」が成立した。上記2法人が統合した新法人は、平成28年4月1日に中期目標管理型の法人として発足することが確定した。(公布日：平成27年6月24日)	—
02	統合後の新法人については、国から移管される登録関係業務を適正かつ円滑に実施するための所要の体制を確保する。また、新法人では、国から移管される国の責務の下で行ってきた事務を含め、自動車の保安基準への適合性審査等の業務が人員・予算規模の大宗を占めることとなるが、交通安全環境研究所の研究部門は、自動車における我が国技術の国際標準獲得や鉄道インフラの戦略的な海外展開等において重要な役割を引き続き担う必要があるため、従来、交通安全環境研究所が有していた国際標準に係る国際会議の対応体制、他国の研究機関とのハイレベルの連携、対外的プレゼンス等の研究部門としての必要な機能が研究開発を主とした法人ではなくなることにより損なわれることがないよう、統合に当たっては、交通安全環境研究所の名称を維持するとともに代表権を有する役員を置く。 また、研究業務の特性を踏まえた目標設定・評価を行うなど弾力的な対応を行う。	1	第189回国会で自動車検査独立行政法人と独立行政法人交通安全環境研究所の統合等が盛り込まれた「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」が成立し、代表権を有する役員を置くこととしたところ。 国から移管される登録関係業務を適正かつ円滑に実施するための所要の体制、交通安全環境研究所の研究部門としての必要な機能を維持するための措置、統合のシナジー効果を発揮するため理事長及び全理事からなる技術戦略本部の設置等を実施しているところ。	引き続き、体制維持に努める。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03	各法人の効率的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	同一敷地内にある国の運輸支局等と警備、清掃業務及び消防・空調整備の保守点検等の共同調達を可能な限り実施している。	引き続き、共同調達や間接業務の共同実施等を通じた業務の最適化を検討する。
04	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」(平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂)に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	1	「業務フロー・コスト分析に係る手引き」等を踏まえ、自主的な業務改善を図るべく検討を進めているところ。	引き続き、業務改善に努める。

No	8 2	所管	国土交通省	法人名	自動車安全特別会計・自動車検査登録勘定
----	-----	----	-------	-----	---------------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

「2」一部実施、実施中

「3」未実施

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	自動車検査登録業務のうち、登録基準の適合性審査に係る調査・確認事務を自動車検査独立行政法人に移管し、これに伴い所要の人員を同法人に移管する。事務及び人員の移管は、平成28年度から順次速やかに実施し、平成30年度開始までに完了するものとする。	2	登録に係る確認調査事務について、独立行政法人自動車技術総合機構に移管することを盛り込んだ「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」が平成27年6月に成立した。これを受け、平成28年4月に当該独立行政法人へ所要の事務及び人員を一部移管したところ。	引き続き、登録に係る確認調査事務について、独立行政法人自動車技術総合機構に平成30年度に移管を完了するための作業を進める。
02	平成29年度までに自動車保有関係手続のワンストップサービスについて、全国展開や対象手続の拡大により抜本的に拡大するとともに、新技術に対する検査の効率化を進め、体制のスリム化や手数料の引下げを含め、業務の効率化・合理化による利用者の負担軽減及び利便性向上を図る。	1	自動車保有関係手続のワンストップサービスについて、平成29年度からの全国展開や対象手続の拡大を図るとともに、平成27年度に策定された利用促進方策（「自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の利用促進方策等について」）の取組方針に基づく取組を実施しているところ。	平成29年度からのワンストップサービスの確実な拡大に向けて、引き続き必要な取組を進める。
		2	新技術に対する検査の効率化を進めるため、燃料電池自動車や電気自動車等の検査方法を策定したほか、外部故障診断装置の共通化に関する検討をしているところ。	検査の効率化については、引き続き検討を進め、措置可能なものから逐次措置を講ずる。
03	上記の取組を前提に、引き続き受益と負担の関係を明確にさせるため、自動車安全特別会計自動車検査登録勘定は存続させる。	—	本閣議決定を踏まえ、自動車安全特別会計自動車検査登録勘定は存続させる。	—
04	今後とも、無駄の排除を徹底するとともに、区分経理の必要性等につき不断の見直しを行う。	1	予算要求作業等を通じて、無駄の排除を徹底するとともに、区分経理の必要性等につき見直しを行っている。	引き続き、不断の見直しに努める。

No	8 3	所管	国土交通省	法人名	海上技術安全研究所	※平成28年4月1日に港湾空港技術研究所及び電子航法研究所と統合し、海上・港湾・航空技術研究所に改称
----	-----	----	-------	-----	-----------	--

(様式)

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	上記3法人を統合し、研究開発型の法人とする。	1	第189回国会で海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所の統合等が盛り込まれた「独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律」が成立した。上記3法人が統合した新法人は、平成28年4月1日に国立研究開発法人として発足することが確定した。（公布日：平成27年6月26日）	－
02	組織の統合に当たっては、立地場所が離れており研究分野が大きく異なる中でも、運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進等を技術面から支えるため、各研究所が有する研究開発業務上の特性・プレゼンスを損なうことがないよう、各研究所の名称を継続的に使用するとともに、重大事故、災害発生時等の緊急時の柔軟な対応及び迅速な意思決定を確保する。	1	運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進等を技術面から支えるため、各研究所が有する研究開発業務上の特性・プレゼンスを維持するために、統合後も名称を継続的に使用することとした。 重大事故、災害発生時等の緊急時の柔軟な対応及び迅速な意思決定を確保するため、統合後の防災業務計画等を策定して、緊急時の対応や業務実施体制を確保した。また、理事をトップとする経営戦略室を設置し、統合の効果を発揮するための体制を確保したところ。	－

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	近隣の法人と事務用品の購入や守衛業務契約、電力契約等について、一括調達を行うとともに、隣接する機関と守衛業務や警備業務の契約を共同で行う等、コスト縮減、業務の最適化を図っている。	引き続き、共同調達や間接業務の共同実施等を通じた業務の最適化を検討する。
04	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	1	業務フローやコストの分析等を行い、これまでに消防設備、電気設備等の一般的な管理業務及び清掃業務、守衛業務等を民間委託するなど、自主的な業務改善に努めている。	引き続き、業務改善に努める。

No	8 4	所管	国土交通省	法人名	港湾空港技術研究所	※平成28年4月1日に海上技術安全研究所及び電子航法研究所と統合し、海上・港湾・航空技術研究所に改称
----	-----	----	-------	-----	-----------	--

(様式)

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	上記3法人を統合し、研究開発型の法人とする。	1	第189回国会で海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所の統合等が盛り込まれた「独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律」が成立した。上記3法人が統合した新法人は、平成28年4月1日に国立研究開発法人として発足することが確定した。(公布日:平成27年6月26日)	—
02	組織の統合に当たっては、立地場所が離れており研究分野が大きく異なる中でも、運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進等を技術面から支えるため、各研究所が有する研究開発業務上の特性・プレゼンスを損なうことがないよう、各研究所の名称を継続的に使用するとともに、重大事故、災害発生時等の緊急時の柔軟な対応及び迅速な意思決定を確保する。	1	運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進等を技術面から支えるため、各研究所が有する研究開発業務上の特性・プレゼンスを維持するために、統合後も名称を継続的に使用することとした。 重大事故、災害発生時等の緊急時の柔軟な対応及び迅速な意思決定を確保するため、統合後の防災業務計画等を策定して、緊急時の対応や業務実施体制を確保した。また、理事をトップとする経営戦略室を設置し、統合の効果を発揮するための体制を確保したところ。	—

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	近隣の法人と事務用品の購入や守衛業務契約、電力契約等について、一括調達を行うとともに、隣接する機関と守衛業務や警備業務の契約を共同で行う等、コスト縮減、業務の最適化を図っている。	引き続き、共同調達や間接業務の共同実施等を通じた業務の最適化を検討する。
04	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」(平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂)に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	業務フローやコストの分析等を行い、これまでに消防設備、電気設備等の一般的な管理業務及び清掃業務、守衛業務等を民間委託するなど、自主的な業務改善に努めている。	引き続き、業務改善に努める。

No	8 5	所管	国土交通省	法人名	電子航法研究所	※平成28年4月1日に海上技術安全研究所及び港湾空港技術研究所と統合し、海上・港湾・航空技術研究所に改称
----	-----	----	-------	-----	---------	--

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	上記3法人を統合し、研究開発型の法人とする。	1	第189回国会で海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所の統合等が盛り込まれた「独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律」が成立した。上記3法人が統合した新法人は、平成28年4月1日に国立研究開発法人として発足することが確定した。（公布日：平成27年6月26日）	—
02	組織の統合に当たっては、立地場所が離れており研究分野が大きく異なる中でも、運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進等を技術面から支えるため、各研究所が有する研究開発業務上の特性・プレゼンスを損なうことがないよう、各研究所の名称を継続的に使用するとともに、重大事故、災害発生時等の緊急時の柔軟な対応及び迅速な意思決定を確保する。	1	運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進等を技術面から支えるため、各研究所が有する研究開発業務上の特性・プレゼンスを維持するために、統合後も名称を継続的に使用することとした。重大事故、災害発生時等の緊急時の柔軟な対応及び迅速な意思決定を確保するため、統合後の防災業務計画等を策定して、緊急時の対応や業務実施体制を確保した。また、理事をトップとする経営戦略室を設置し、統合の効果を発揮するための体制を確保したところ。	—

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	近隣の法人と事務用品の購入や守衛業務契約、電力契約等について、一括調達を行うとともに、隣接する機関と守衛業務や警備業務の契約を共同で行う等、コスト縮減、業務の最適化を図っている。	引き続き、共同調達や間接業務の共同実施等を通じた業務の最適化を検討する。
04	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	業務フローやコストの分析等を行い、これまでに消防設備、電気設備等の一般的な管理業務及び清掃業務、守衛業務等を民間委託するなど、自主的な業務改善に努めている。	引き続き、業務改善に努める。

No	8 6	所管	国土交通省	法人名	航海訓練所	※平成28年4月1日に海技教育機構に統合
----	-----	----	-------	-----	-------	----------------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	上記2法人を統合し、中期目標管理型の法人とする。	1	第189回国会で海技教育機構と航海訓練所の統合等が盛り込まれた「独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律」が成立した。上記2法人が統合した新法人は、平成28年4月1日に中期目標管理型の法人として発足することが確定した。（公布日：平成27年6月26日）	
02	統合法人は、船員養成機関の核となり、日本人船員の育成・確保の充実につながるよう商船系大学・高専、海運業界との連携・協力の強化を検討するとともに、自己収入の拡大や教育内容の高度化に向けた適切な措置等を講ずる。	1	日本人船員の育成・確保の充実に向けて、海運業界や船員教育機関との意見交換会等を通じて、業界のニーズを的確に把握し、相互の連携の強化に努めるとともに、自己収入の拡大及び教育内容の高度化に向けて検討を進めている。	引き続き、左記の措置を実施していく。
03	海運業界を始めとする関係者の受益者負担については、その対象は教育直接経費ではなく人件費を含む全費用であるという観点から、引き続き段階的にその拡大を図ることを検討する。	1	平成30年度までの目標を設定し、乗船実習の訓練負担金の拡大を図っている。現中期計画に基づき、それ以降についても海運業界を始めとする関係者の受益者負担の拡大について検討することとしている。	引き続き、左記の措置を実施していく。平成30年度まで訓練負担金の拡大を進める。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	裨益する業界等からの適正な負担を求めるなど、自己収入の拡大や教育内容の高度化に向けた適切な措置を講じる。	1	【自己収入の拡大】 平成30年度までの目標を設定し、乗船実習の訓練負担金の拡大を図っている。現中期計画に基づき、それ以降についても海運業界を始めとする関係者の受益者負担の拡大について検討することとしている。 船員教育手法の研究等について、練習船を活用した実船実験と任意の海域を再現できる、操船シミュレータを活用した演習の一括受注が可能な唯一の機関である強みを活かし、受託研究の範囲の拡大を図る。 【教育内容の高度化】 教育内容の高度化に向けた措置として、①学科・乗船実習一貫教育の促進、②施設・機能の一体的運用、③外航・内航業界との人事交流の活性化による知見の活用に取り組むこととしている。	【自己収入の拡大】 現在の取り組みを今後も継続して実施し、適正な受益者負担のあり方について検討するとともに、「乗船実習訓練負担金」について、国の施策に基づき着実に実行する。 また、受託研究について、海技大学校の施設及び練習船を有効活用するとともに、主務官庁、船員教育機関及び他の公的研究機関等と連携し、拡大に努める。 【教育内容の高度化】 引き続き、左記の措置を実施していく。
05	法人の中期目標について、関係する職業への就職率の目標値や専門の資格・免許の合格率など、人材育成の成果に関する具体的・定量的な目標を設定する。	1	現中期計画において、海事関連企業への就職率、海技士国家試験の合格率を目標として、以下のとおり設定している。 【海事関連企業への就職率】 本科、専修科及び海上技術コースのいずれも95%以上とする。 【海技士国家試験の合格率】 海技課程本科（以下、「本科」という。）においては80%以上。海技課程専修科（以下、「専修科」という。）及び海技専攻課程海上技術コース（以下、「海上技術コース」という。）においては95%以上とする。	—
06	特定職業に係る事業者等との意見交換の場を設けるとともに、法人が業績評価報告書を作成するに当たって、これらの者の意見を聴き、その意見を反映させる。	1	これまでも海運事業者等との意見交換により業界からのニーズの把握に努めており、また業績評価報告書の作成に際してもこれら事業者等の意見を反映させている。	引き続き、継続して実施していく。
07	大学その他、官民の教育訓練を行う機関においても類似する人材育成事業が実施されている法人については、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しに当たり、類似する事業の成果や普及状況を検証し、自らはかかる事業の伸長を助けその補完に徹するとの観点から、必要な事業規模や内容の見直しを行う。	1	現中期計画において、海技教育の実施に当たっては、国が設置する検討会における検討結果を踏まえ、船員政策と整合を図った養成規模等、全体の見直しを定めつつ、海技教育に求められる船員教育を効果的・効率的に行う。	引き続き、左記の措置を実施していく。

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
08	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	近隣の法人等と共同調達や間接業務の共同実施を検討したが、双方にとってのコスト削減や効率化が見込めなかったため、現時点では実施していない。	他法人の取組状況を踏まえつつ、共同調達や間接業務の共同実施等を通じた業務の最適化を検討する。
09	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	業務フローやコストの分析等を行い、荷役設備に関する施設見学、及び特別講義について外部委託するなど、自主的な業務改善に努めている。	引き続き、業務改善に努める。

No	8 7	所管	国土交通省	法人名	海技教育機構	※平成28年4月1日に航海訓練所を統合
----	-----	----	-------	-----	--------	---------------------

(様式)

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	上記2法人を統合し、中期目標管理型の法人とする。	1	189回国会で海技教育機構と航海訓練所の統合等が盛り込まれた「独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律」が成立した。上記2法人が統合した新法人は、平成28年4月1日に中期目標管理型の法人として発足することが確定した。(公布日：平成27年6月26日)	—
02	統合法人は、船員養成機関の核となり、日本人船員の育成・確保の充実につながるよう商船系大学・高専、海運業界との連携・協力の強化を検討するとともに、自己収入の拡大や教育内容の高度化に向けた適切な措置等を講ずる。	1	日本人船員の育成・確保の充実に向けて、海運業界や船員教育機関との意見交換会等を通じて、業界のニーズを的確に把握し、相互の連携の強化に努めるとともに、自己収入の拡大及び教育内容の高度化に向けて検討を進めている。	引き続き、左記の措置を実施していく。
03	海運業界を始めとする関係者の受益者負担については、その対象は教育直接経費ではなく人件費を含む全費用であるという観点から、引き続き段階的にその拡大を図ることを検討する。	1	海技課程専修科（以下、「専修科」という。）及び海技専攻課程海上技術コース（以下、「海上技術コース」という。）の授業料を平成30年度までに段階的に引き上げることとし、自己収入の拡大を図っている。 海技課程本科（以下、「本科」という。）及び専修科の入学検定料、入学科等を平成29年度から徴収を開始することとし、その額の引き上げについては平成32年度までに検討する。 海技大学校が行う船舶運航実務課程については、講習の実施経費と講習料との関係を踏まえて、実施する講習を精査し、継続する講習にあつては、講習料の引き上げ等により、海運会社、受講者に対し適正な受益者負担を求める。	引き続き、平成30年度まで授業料の値上げ等による受益者負担の拡大について検討を進める。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	裨益する業界等からの適正な負担を求めるなど、自己収入の拡大や教育内容の高度化に向けた適切な措置を講じる。	1	【自己収入の拡大】 専修科及び海上技術コースの授業料を平成30年度までに段階的に引き上げることとし、自己収入の拡大を図っている。 本科及び専修科の入学検定料、入学料等を平成29年度から徴収を開始することとし、その額の引き上げについては平成32年度までに検討する。 海技大学校が行う船舶運航実務課程については、講習の実施経費と講習料との関係を踏まえて、実施する講習を精査し、継続する講習にあっては、講習料の引き上げ等により、海運会社、受講者に対し適正な受益者負担を求める。 船員教育手法の研究等について、練習船を活用した実船実験と任意の海域を再現できる操船シミュレータを活用した演習の一括受注が可能な唯一の機関である強みを活かし、受託研究の範囲の拡大を図る。 【教育内容の高度化】 統合法人における教育内容の高度化に向けた措置として、①学科・乗船実習一貫教育の促進、②施設・機能の一体的運用、③外航・内航業界との人事交流の活性化による知見の活用に取り組むこととしている。	【自己収入の拡大】 現在の取り組みを今後も継続して実施していくとともに、適正な受益者負担のあり方については、引き続き検討を行う。 また、受託研究について、海技大学校の施設及び練習船を有効活用するとともに、主務官庁、船員教育機関及び他の公的研究機関等と連携し、拡大に努める。 【教育内容の高度化】 引き続き、左記の措置を実施していく。
05	法人の中期目標について、関係する職業への就職率の目標値や専門の資格・免許の合格率など、人材育成の成果に関する具体的・定量的な目標を設定する。	1	現中期計画において、海事関連企業への就職率、海技士国家試験の合格率を目標として以下のとおり設定している。 【海事関連企業への就職率】 本科、専修科及び海上技術コースのいずれも95%以上とする。 【海技士国家試験の合格率】 本科においては80%以上、専修科及び海上技術コースにおいては95%以上とする。	—
06	特定職業に係る事業者等との意見交換の場を設けるとともに、法人が業績評価報告書を作成するに当たって、これらの者の意見を聴き、その意見を反映させる。	1	これまでも海運事業者等との意見交換により業界からのニーズの把握に努めており、また業績評価報告書の作成に際してもこれら事業者等の意見を反映させている。	引き続き、継続して実施していく。
07	大学その他、官民の教育訓練を行う機関においても類似する人材育成事業が実施されている法人については、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しに当たり、類似する事業の成果や普及状況を検証し、自らはかかる事業の伸長を助けその補完に徹するとの観点から、必要な事業規模や内容の見直しを行う。	1	現中期計画において、海技教育の実施に当たっては、国が設置する検討会における検討結果を踏まえ、船員政策と整合を図った養成規模等、全体の見通しを定めつつ、海技教育に求められる船員教育を効果的・効率的に行う。	引き続き、左記の措置を実施していく。

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
08	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	近隣の法人等と共同調達や間接業務の共同実施を検討したが、双方にとってのコスト削減や効率化が見込めなかったため、現時点では実施していない。	他法人の取組状況を踏まえつつ、共同調達や間接業務の共同実施等を通じた業務の最適化を検討する。
09	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	1	業務フローやコストの分析等を行い、これまでも学校の給食業務を外部委託するなど、自主的な業務改善に努めている。	引き続き、業務改善に努める。

No	88	所管	国土交通省	法人名	航空大学校
----	----	----	-------	-----	-------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。(同法の施行により、平成27年4月1日に中期目標管理型の法人に移行)	-
02	パイロット養成業務については、今後の需要増大への対応として、航空会社における自社養成のインセンティブ拡大や私立大学等への技術支援等の取組により、民間におけるパイロット養成の規模拡大及び能力の向上を図り、将来的に民間において十分なパイロット養成が可能となった段階で、より多くの部分を民間に委ねていく。	1	交通政策審議会航空分科会基本政策部会及び技術・安全部会乗員政策等検討合同小委員会（以下、小委員会）のとりまとめ（平成26年7月）を踏まえて、以下の取り組みを実施している。 航空会社、養成機関等の操縦士養成に係る連携を促進し、操縦士の供給能力拡充を図るための様々な課題を検討するとともに、航空会社のニーズを踏まえた操縦士養成の取組等を進めるため、航空操縦士養成連絡協議会（以下、協議会）を平成26年8月に設置した。 自社養成をさらに促進するため、引き続き准定期運送用操縦士（MPL: Multi-Crew Pilot License）の活用促進を図っている。また、操縦士の資格取得から機長資格までの付与までの訓練・審査について、状況に応じて内容を継続的に見直せるよう体系化することにより、自社養成の効率化に資するAQP（Advanced Qualification Program）については、必要な法令改正の検討や行政側及び航空会社側の体制整備を進めているところ。 私立大学等の民間養成機関の高額な学費負担の軽減策については、平成28年度から新たな奨学金制度の創設を目指し、詳細な制度設計や関係者との調整を行っている。 私立大学等の民間養成機関の技量レベルを向上させるための具体的な方策については、基礎的操縦技能を向上させるため、民間養成機関の教官を航大の訓練へオプザークさせる取組が決定され、平成27年度から実施した。 航空大学校の経営資源の活用方策として、自衛隊操縦士の民間における活用の再開を踏まえ、航空大学校において、計器飛行証明の取得訓練に必要なシラバスを作成し、訓練受託に向けた体制を整備した。また、一部の航空会社から教官等の養成を受託した。	引き続き、小委員会のとりまとめ等を踏まえて必要な対応を行う。
03	こうした方向性の下、負担の公平性、妥当性に留意し、能力ある学生を引き続き広く募集する必要性も踏まえつつ、航空会社の負担金の引上げなど、適正な受益者負担の在り方について検討する。	1	受益者負担のあり方について小委員会で検討が行われ、そのとりまとめにおいて以下の結論が得られた。 学生の負担については、授業料を引き上げた場合、自己収入が拡大するものの、経済力に関わらず能力のある学生を広く継続して募集することが困難になるため、航空大学校が操縦士の安定的な供給源として中心的な役割を果たしていくためには、授業料については現在の低廉な水準を維持していくべきである。 航空会社の負担については、我が国の操縦士不足への対応策が求められている中、自社養成や私立大学等からの操縦士供給能力の現状も勘案すれば、現段階で航空会社の負担を引き上げた場合、航空会社が安定的に操縦士を確保することが困難となり、とりわけ、LCC等や地域航空会社にとって、更なる操縦士不足を招きかねない。したがって、航空会社の負担額については、平成27年度以降当面は当該年度の負担水準を維持しつつ、平成25年12月の閣議決定を踏まえ、平成33年度以降の航空大学校の中期計画の策定に合わせて、その時点での民間養成機関の状況を勘案したうえで、改めて検討を行う必要がある。 なお、地域航空会社等負担力の低い航空会社にとっては、採用した航空大学校出身者が転籍するリスクが高いため、その場合の経営に与える影響も勘案しつつ、今後、負担方法の見直しを検討する必要がある。 第4期中期計画期間（平成28年度～平成32年度）において、航空大学校は、適正な受益者負担を図るため、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月閣議決定）や小委員会とりまとめに基づき、航空会社及び学生が負担する割合については、平成27年度の負担水準を維持しつつ、平成33年度以降の中期計画の策定に合わせて、その時点での民間養成機関の状況を勘案したうえで、改めて検討することとし、負担のあり方については、航空会社等関係者間での情報交換に取り組むこととしている。	左記の小委員会のとりまとめを踏まえて、次期中期目標作成等に向けて必要な対応を行う。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	裨益する業界等からの適正な負担を求めるなど、自己収入の拡大や教育内容の高度化に向けた適切な措置を講じる。	1	第4期中期計画期間（平成28年度～平成32年度）において、航空大学校は、適正な受益者負担を図るため、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月閣議決定）や小委員会とりまとめに基づき、航空会社及び学生が負担する割合については、平成27年度の負担水準を維持しつつ、平成33年度以降の中期計画の策定に合わせて、その時点での民間養成機関の状況を勘案したうえで、改めて検討することとし、負担のあり方については、航空会社等関係者間での情報交換に取り組むこととしている。 自己収入拡大への取り組みとして、自衛隊操縦士の民間における活用の再開を踏まえ、航空大学校において、計器飛行証明の取得訓練に必要なシラバスを作成し、訓練受託に向けた体制を整備した。また、一部の航空会社から教官や訓練生の養成を受託した。	引き続き、小委員会とりまとめ等を踏まえて必要な対応を行う。
05	法人の中期目標について、関係する職業への就職率の目標値や専門の資格・免許の合格率など、人材育成の成果に関する具体的・定量的な目標を設定する。	1	第4期中期計画期間（平成28年度～平成32年度）の中期目標として、事業用操縦士（陸上多発）及び計器飛行証明の学生の資格取得率、中期目標期間における資格取得者の航空会社等への就職率について目標を設定した。	引き続き、目標の設定に向けて検討する。
06	特定職業に係る事業者等との意見交換の場を設けるとともに、法人が業績評価報告書を作成するに当たって、これらの者の意見を聴き、その意見を反映させる。	1	航空大学校では、航空会社との意見交換の場を平成24年から設けており、業績評価報告書を作成するに当たっては、航空会社の意見をも反映している。また、平成26年度からは協議会において航空会社等と意見交換を行っている。	引き続き、協議会等において航空会社等と意見交換を行い、聴取した意見を評価に反映していく。
07	大学その他、官民の教育訓練を行う機関においても類似する人材育成事業が実施されている法人については、中期目標期間終了時における業務及び組織全般にわたる見直しに当たり、類似する事業の成果や普及状況を検証し、自らはかかる事業の伸長を助けその補完に徹するとの観点から、必要な事業規模や内容の見直しを行う。	1	平成27年度は、第3期中期目標期間の最終年度であり、独立行政法人通則法に基づく、業務及び組織全般にわたる見直しについて検討を行った。 第4期中期計画期間（平成28年度～平成32年度）において、航空大学校は、「航空企業のニーズにあった操縦士の長期的かつ安定的な確保」という国の政策目標の下、我が国航空会社の機長や訓練・査察を行う指導的操縦士など、基幹的要員となる質の高い操縦士の養成、私立大学等の民間操縦士養成機関への技術支援の着実な実施等を図ることにより、我が国の航空輸送の安全・安定に貢献すること等、国土交通政策に係る大学校の任務を的確に遂行することとしている。	左記の見直し検討の結果を踏まえ、事業規模や内容の見直しを行う。

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
08	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	共同調達や間接業務の共同実施については、隣接する他法人がないため、現時点では実施していない。	隣接する他法人がないため現時点では実施の可能性は低いですが、引き続き、共同調達や間接業務の共同実施等を通じた業務の最適化を検討する。
09	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	業務フローやコストの分析等を行い、これまでに航空機の整備業務の一部を民間委託するなど、自主的な業務改善に努めている。	引き続き、業務改善に努める。

No	89	所管	国土交通省	法人名	鉄道建設・運輸施設整備支援機構
----	----	----	-------	-----	-----------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。(同法の施行により、平成27年4月1日に中期目標管理型の法人に移行)	-
02	本法人は、国の財政支出や財政融資を用いて、多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、法人に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図る。	1	法令遵守及び契約の適正性を確保するための体制の強化に係る具体的な対策については、項目03、04及び17のとおり。	-
03	法令遵守体制の強化に当たっては、担当理事の設置、研修の充実化等の措置を行うとともに、内部監査の実効性を確保する観点から、関係職員の能力の向上を図りつつ、理事長及び監事も含めた重層的な監査体制を構築する。	1	コンプライアンス体制の強化について、 (1) 担当理事の設置等 平成26年4月1日に、コンプライアンス規程を整備し、コンプライアンス担当理事、本社・地方機関ごとにコンプライアンス推進組織の設置等を行った。 (2) コンプライアンス研修・講習会の強化 全役職員を対象とした「談合防止に関する講習会」、「コンプライアンスに関する研修」、「e-learning」(役職員のコンプライアンスに関する知識等の深度化及び研修等の効果測定)を実施している。 契約担当職員を対象とした「契約業務に関する研修」を定期的実施している。 (3) 内部監査体制の強化 平成26年4月1日に監査体制の強化のため、監査室を監査部に改組した。 監査部職員が(一社)日本内部監査協会及び(公社)日本監査役協会の実施する研修を受講することにより、関係職員の能力の向上を図っている。 これまでも理事長、監事、監査部による重層的な監査体制のもとで監査を実施しており、監査計画、重点監査項目や監査結果等共有を図ることで連携を図っている。 従来より理事長と監事との意見交換を定期的実施している。 (4) 社外における公益通報窓口設置 平成26年4月25日にコンプライアンス通報及び相談規程を整備し、社外におけるコンプライアンス通報窓口(弁護士)を設置した。 (5) 発注者綱紀保持規程・マニュアルの整備 平成26年4月25日に発注者綱紀保持規程及び運用マニュアルを整備し、事業者等との接触制限、秘密情報ごとの管理責任者の明確化等を行った。	-

04	契約の適正性及び競争性を確保する体制の強化に当たっては、入札監視委員会等において、高落札率案件の全件審議等による審議件数の拡大、支社・局単位での審議の実施、並びに理事長に対する審議結果の報告及び意見具申の仕組みの確立を行うなど、契約の監視体制の強化を図る。	1	入札・契約監視機能の強化について、 (1) 入札監視委員会等の機能強化 平成26年度より、入札監視委員会の審議対象に高落札率（95%以上）の全契約を追加した。 平成26年度より、入札監視委員会の審議範囲を3ブロック単位から本社・支社局単位（11箇所）に細分化した。 これまでも入札監視委員会等の審議結果を理事長に報告しているが、平成26年度より、入札監視委員会等の規程に、理事長へ意見具申又は勧告できる体制を盛り込んだ。 (2) 公正入札等調査委員会の運営の見直し これまでは、発注担当部署の職員を含む職員による調査を実施していたが、平成25年11月より、発注担当部署の職員を除く職員による調査及び発注担当部署の職員への調査を実施している。 平成26年11月より、委員会メンバーに特別委員として外部の調査の専門家（弁護士等）を加えるとともに、入札参加事業者のコンプライアンス部門等に内部調査を依頼することとした。 (3) 一者応札案件に対する監視の強化 これまでも契約監視委員会において、全ての一者応札・一者応募案件に対して審議を実施していたが、平成26年度より、一定の関係を有するものとして情報公開の対象となっている法人のうち一者応札・一者応募となった全案件を重点的に検証することにより監視の強化を図ることとした。 (4) 入札・契約結果の時系列的監視・分析・報告 落札率の状況等に関しては、入札・契約評価委員会において事後的に前年度との比較した資料について審議していたが、平成26年度より、一定期間における統計的な分析などを行うことにより審議の深度化を図った。また、特定分野の入札状況等に関しては、平成26年度より、一地方機関では少ない大規模工事の入札状況に関する分析を、一括して本社の入札・契約評価委員会において実施している。	-
05	船舶関係業務については、共有建造事業において多額の繰越欠損金を抱えていることから、繰越欠損金の具体的な削減計画を策定し、その解消に向け着実な縮減を図るとともに、財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。	1	平成26年3月末に繰越欠損金の削減計画を策定し、適切な事業量の確保や未収金発生防止、債権管理及び債権回収の強化策に取り組むことで、その解消に向け着実な縮減を図るとともに、法人の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検するため、学識経験者等の外部有識者により構成される委員会を平成26年7月より設置している。	-

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
06	金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程等を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会等を設置し、法人の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。	1	金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程に基づき、法人の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検するため、学識経験者等の外部有識者により構成される委員会を平成26年7月より設置している。	-
07	業務の適正性を日常的に確保するため、業務執行やリスク管理を監視する内部組織（監査部等）を設置する。また、監事のうち1名は原則として常勤とする。	1	機構発足当初（平成15年10月1日）から監査室を設置しており、平成26年4月に監査体制の強化のため、監査室を監査部に改組した。また、監事3名は、当初より常勤としている。	-
08	審査、回収等の金融業務機能の強化を図る観点から、外部専門家等による職員研修を拡充することとし、その実施方針を策定する。	1	平成26年度より実施方針を策定し、債権管理・回収業務等にかかる船舶関係職員研修を実施している。	-
09	金融業務の透明性を確保する観点から、事業別の収支情報等を情報開示する一方、法人の行う金融業務の高い公共性に鑑み、役職員の守秘義務規定を設ける。	1	事業別の収支情報については、現在でも独法会計基準に基づき、財務諸表内の附属明細において既にセグメント情報として開示している。 役職員の守秘義務については、第189回国会で「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律」が成立し、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の改正法第11条に秘密保持義務規定を設けるとともに、同法第29条に当該秘密保持義務規定に違反した場合の罰則規定を設けた（施行日は公布の日（平成27年5月27日）から起算し3か月を超えない範囲で政令により定められる。）。	-
10	金融庁検査の実効性が確保できる業務については、主務省と金融庁の連携及び検査体制の整備を図った上で金融庁検査を導入する（損失の危険の管理に限る。）。	-	-	
11	不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。	1	（鉄道助成業務） 全件について、交付決定後の実績報告の内容確認や現地審査を的確に実施している。 また、機構ホームページ、補助事業者へ配布する参考資料集、補助金等申請のためのパンフレットに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金等適正化法）の関係条文を掲載するとともに、補助事業者に対する説明会において法令遵守の啓発を行っている。 （高度船舶技術実用化助成業務） 全件について、交付決定後の実績報告の内容確認や現地審査を的確に実施した。 また、助成対象事業の応募要領等に制裁措置（助成金の交付の取消や返還等）に関する記述を追加するとともに、説明会や応募に関する問い合わせの際に法令遵守について注意喚起を行った。 なお、機構法改正法の施行に伴い、平成27年度末をもって当業務は終了した。	鉄道助成業務について、引き続き交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。
12	不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る。	1	（鉄道助成業務） 補助金の不正受給・不正使用を行った補助事業者に対しては、補助金等適正化法に基づき交付決定の取消や返還命令がなされることとなる。 また、平成26年6月に機構ホームページにおいて、補助事業者名等を公表するなどの制裁措置の導入を図る旨の周知を行った。 （高度船舶技術実用化助成業務） 高度船舶技術実用化助成業務実施細則に制裁措置（助成金の取消や返還命令）を規定している。 また、平成26年度より、募集要領（機構ホームページ掲載）において補助事業者名等を公表するなどの制裁措置の導入を図る旨の周知を行った。	-

13	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。	1	（鉄道助成業務） 補助金等適正化法の関係条文を補助金等申請のためのパンフレットに記載するほか、補助事業者に対する説明会において周知している。 不正受給、不正使用を行った場合には交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレットや機構ホームページなどに記載し、周知している。 （高度船舶技術実用化助成業務） 本助成金は当該法律の適用外であるが、高度船舶技術実用化助成業務実施細則に基づき、助成金交付に係る契約書に助成金の取消や返還命令について規定している。 平成26年度より、助成対象事業の応募要領に制裁措置に関する記述を追加している。 なお、上述のとおり、補助金等適正化法が適用されないため、刑事罰に係る記載はしていない。	-
14	法人の組織内における法令遵守体制を強化するため、法令遵守担当理事を設置するとともに、全職員を対象とした外部専門機関による法令遵守研修を実施する。	1	項目03に同じ	-
15	内部監査の実効性を確保する観点から、内部監査に従事する職員の資質及び能力の向上を図るとともに、理事長、監事及び内部監査担当職員による重層的な監査体制を構築する。	1	項目03に同じ	-
16	契約の適正性を確保するため、契約担当部署の職員を対象とした専門的研修を定期的に実施する。	1	項目03に同じ	-
17	法人が行う契約に係る監視体制の強化及び充実を図るため、入札監視委員会等において、一者応札・応募の契約、落札率が高い契約及び独立行政法人と一定の関係を有するものとして情報公開の対象となっている法人との契約について、全件を検証し、分析を行う。その他の契約についても、無作為抽出を実施し契約の点検を強化するなど、審議の充実を図る。	1	一者応札・応募の契約、落札率が高い契約については、項目04に同じ。 平成26年度より、一定の関係を有するものとして情報公開の対象となっている法人との契約については全件のうち、一者応札・一者応募案件を契約監視委員会、それ以外を入札監視委員会ですべて審議することとした。 その他の契約については、これまでも入札監視委員会において入札・契約方式別に各1件以上を無作為抽出し審議していたが、平成26年度より審議範囲を3ブロック単位から本社・支社局単位（11箇所）に細分化し審議件数の増加を図った。また、平成27年2月10日に「入札監視委員会の設置及び運営について（通達）」及び「入札監視委員会の運用上の留意点について（通達）」を改正し、入札監視委員会の委員は委員会の開催前に事前調査を実施できるとともに、委員会の庶務は審議資料を委員会の3週間前までに委員に提出することとしている。	-
18	入札監視委員会等の機能を向上させる観点から、審議の内容や結果を踏まえ、直接法人の理事長に意見具申できるよう体制を構築する。	1	項目04に同じ	-

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
19	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	近隣の法人との協議及び内部検討を行ったが、双方にとってのコスト削減や効率化が見込めなかったため、現時点では実施していない。	他法人の取組状況を踏まえつつ、共同調達や間接業務の共同実施等を通じた業務の最適化を検討する。
20	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	1	業務フロー分析等を行い、これまでに人事・給与・社会保険関係等の業務を民間委託するなど、自主的な業務改善に努めている。	引き続き、業務改善に努める。

No	9 0	所管	国土交通省	法人名	国際観光振興機構
----	-----	----	-------	-----	----------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。(同法の施行により、平成27年4月1日に中期目標管理型の法人に移行)	—
02	本法人と国際協力機構、国際交流基金及び日本貿易振興機構の海外事務所は、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。	1	外務省・経済産業省・国土交通省による「国際業務型独立行政法人の海外事務所の機能的な統合について 最終とりまとめ」(平成24年9月)の趣旨に添い、共用化又は近接化を進めている。 インドネシアのジャカルタにおいて、平成26年3月に、国際交流基金及び日本貿易振興機構と同一のビルに事務所を開設し、共用化を実現した。また、中国の上海事務所が平成26年6月に日本貿易振興機構の入居ビルに移転したほか、北京事務所が平成27年6月に国際協力機構の入居ビルに移転し、それぞれ共用化を行った。	引き続き、同一都市にその他の法人が所在する都市において、共用化又は近接化の可能性について情報共有を行い、具体的な取組を進める。
03	本法人と国際交流基金は、日本ブランドの確立及び訪日外国人旅行者数の一層の拡大のため事業の連携強化等を図る必要があり、両法人の本部事務所を平成28年度末を目途に、国際交流基金における受入体制が整い次第共用化することを目標とし、平成26年夏までにその具体的な工程表を策定する。	1	観光庁、国際観光振興機構、外務省、国際交流基金の4者で共用化検討会議を設置。平成26年8月までに7回開催し、工程表を作成(平成26年8月1日)	工程表に沿って、本部事務所共用化に向けた作業を進める。
04	観光庁が実施する訪日プロモーション事業については、事業効果を最大化し訪日外国人旅行者数の一層の拡大を図るため、海外の民間事業者のニーズに即応できる体制の整備を行うことが必要であり、原則として本法人が発注主体となって実施する。 本法人を発注主体とするに当たっては、観光庁及び本法人の総職員数の厳格な管理、予算の適切な執行、契約に係る適正性の確保及び情報の公開、中期目標期間終了時の国庫納付等の措置を講ずる。	1	観光庁で実施してきた訪日プロモーション事業について、平成26年度補正予算より、原則として独立行政法人国際観光振興機構が発注主体となって実施することとなった。本法人を発注主体とするに当たっては、観光庁及び本法人の総職員数を厳格に管理するとともに、予算の適切な執行及び契約に係る適正性の確保のため、平成27年4月に新たに監査室を設置した。なお、契約に係る情報の公開は、累次の閣議決定等に基づき、契約状況を公表しており、中期目標期間終了時の国庫納付については、個別法の規定に基づき中期目標終了時(平成29年)に、国庫納付額を整理し、適切に返納する。	—

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。	1	(寄附金募集・交付金交付事業) 全件について、交付決定後の事業報告、会計報告の内容確認や審査を的確に実施している。また、本法人のホームページにおいて、寄附金募集・交付金交付制度について情報発信を行うとともに、交付決定に当たっては交付決定の取消が行われうること、についても説明している。	今後も、交付決定後の事業報告、会計報告の内容確認や審査を的確に実施していく。
06	不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る。	1	(寄附金募集・交付金交付事業) 本業務の取扱規程において、交付決定を受けた団体に対する交付決定の取消、過去に不正受給があった団体に対し、過去の不正を理由とする不交付決定を行えることとしている。	—
07	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。)が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。	—	(寄附金募集・交付金交付事業) 本業務は補助金等適正化法の適用外ではあるが、交付決定通知書に、交付申請に不正の事実があった場合や、交付決定の内容及び条件に違反する使用があった場合等には、交付決定の取消や交付金の返還命令が行われることを明記している。	—

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
08	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	本部・海外事務所の共用化・近接化の検討状況については上記02での記載のとおり。また、効果的かつ効率的な業務運営のため、各海外事務所において、国際協力機構、国際交流基金、日本貿易振興機構の海外事務所との定期的な会議を開催するとともに、これら機関と日本ブランドを強力に発信していくためのコンソーシアムの形成、広報用資料の相互配置、各種イベントの関係者への周知及びポスター等の所内掲示、Facebook等での他法人事業の紹介、会議室の共同利用等の取組を通じて、これらの法人との業務実施の連携を強化している。	引き続き、共同調達や間接業務の共同実施等を通じた業務の最適化を検討する。
09	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	1	業務フローやコストの分析等を行い、その結果に基づき、国際会議統計に係る業務を民間委託するなど、自主的な業務改善に取り組んでいる。	引き続き、業務改善に努める。

No	9 1	所管	国土交通省	法人名	水資源機構
----	-----	----	-------	-----	-------

(様式)

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。(同法の施行により、平成27年4月1日に中期目標管理型の法人に移行)	—
02	本法人の吉野川局について、その機能を維持しつつ、関西支社との組織統合の実現のため、利水者及び関係府県との調整を行う。	1	吉野川局の機能を維持しつつ、関西支社との組織統合を行うことについて、香川県知事、徳島県知事、高知県知事等との意見交換の場で行われた、統合組織の拠点、現吉野川局の機能を維持するための統合組織の権限等に関する意見を踏まえ、調整を行った結果、組織統合についての一定の理解を得るなど各種調整が整ったことから、平成27年4月1日に吉野川局を関西支社に統合した。	—
03	総合技術センターの水理実験施設については、現在実施している建設事業が終了した段階で、敷地の処分を行う。	1	現在実施している建設事業が終了した段階で敷地を処分する予定であり、処分に係る課題等の検討を進めている。 (参考) 水理実験施設に係る建設事業の工期末(H28.7.1現在) ・ 思川開発事業 : ダム検証中 ・ 川上ダム建設事業 : 平成34年度 ・ 小石原川ダム建設事業 : 平成31年度	処分に係る課題の整理と方向性の検討を進め、現在実施している建設事業が終了した段階で、敷地を処分する。
04	用水路管理業務については、「維持管理業務等民間委託拡大計画」に基づき民間委託を拡大する。また、その他の業務も含め、定年退職者の活用によりコストの縮減を図る。	1	平成24年度より実施していた民間委託拡大に関するモデル地区における試行業務について、平成25年度末までに「コスト比較」、「受注業者の確保」及び「信頼性の確保」の観点から検証を実施した。 用水路管理業務については、上記の検証結果及び平成25年12月の閣議決定を踏まえ、民間委託の拡大又は定年退職者の活用(※)によりコスト縮減を図ることとし、「維持管理業務等民間委託拡大計画」で定める用水路管理関係の業務に係る平成29年度末の民間委託目標値を引き上げるなど、同計画を平成26年3月に改定した。 その他の業務についても、定年退職者の活用拡大を進めている。 (※)電気・機械設備点検業務といった専門的技術力を要する業務や、積算・工事監督等の補助業務についての専門知識や技能を有する定年退職者を最大限活用することとしている。	引き続き、「維持管理業務等民間委託拡大計画」に基づき民間委託の拡大等を図る。また、その他の業務も含め、定年退職者の活用によりコストの縮減を図る。
05	国の財政支出や財政融資を用いて多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、法人に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図る。	1	項目06～10の通り	項目06～10の通り

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
06	法人の組織内における法令遵守体制を強化するため、法令遵守担当理事を設置するとともに、全職員を対象とした外部専門機関による法令遵守研修を実施する。	1	平成26年4月の「独立行政法人水資源機構の副理事長及び理事の職務に関する規程」の改正により、法令遵守担当理事を設置し、併せて関係する規程等も改正した。 平成27年11月に外部専門機関である顧問弁護士事務所による法令遵守研修を全職員を対象として実施した。	法令遵守担当理事を設置して強化を図った法令遵守体制を的確に運用するとともに、毎年度、全職員を対象とした外部機関による法令遵守研修を着実に実施する。
07	内部監査の実効性を確保する観点から、内部監査に従事する職員の資質及び能力の向上を図るとともに、理事長、監事及び内部監査担当職員による重層的な監査体制を構築する。	1	監査に従事する職員の資質及び能力向上を図るため、平成27年8月に会計検査院が開催する会議、平成27年10月に各政府関係機関等内部監査業務講習会、平成28年2月にアセットマネジメントシステム内部監査員養成セミナーに職員延べ5名を参加させた。 これまでも理事長、監事、内部監査担当職員による重層的な監査体制のもとで監査を実施してきたところ、平成26年4月より、理事長と監事との意見交換を監事監査要綱に位置づけたほか、内部監査の独立性を確保するため内部監査担当部局を理事長の直轄組織とし、内部監査の実効性の確保と監査体制の強化を図った。平成27年度は監事監査を延べ33回、内部監査を延べ13回、理事長と監事の意見交換を四半期ごとに実施した。	引き続き、外部機関が行う講習会等に、職員を参加させるとともに、監事監査、内部監査、理事長と監事の意見交換を適宜実施するなど、重層的な監査体制を的確に運用する。
08	契約の適正性を確保するため、契約担当部署の職員を対象とした専門的研修を定期的に実施する。	1	経理事務に係る専門的な知識を習得する場として、経理事務担当者会議をはじめとする各種会議及び内部研修において、契約の適正性を確保するため、入札・契約手続きに関する講義を実施している。	引き続き、経理事務担当者会議をはじめ各種会議及び内部研修において、経理事務に係る専門的な研修を計画的に実施する。
09	法人が行う契約に係る監視体制の強化及び充実を図るため、入札監視委員会等において、一者応札・応募の契約、落札率が高い契約及び独立行政法人と一定の関係を有するものとして情報公開の対象となっている法人との契約について、全件を検証し、分析を行う。このほかの契約についても、無作為抽出を実施し契約の点検を強化するなど、審議の充実を図る。	1	契約監視委員会において、一者応札・一者応募の契約について改善されるよう、四半期ごとに個別に原因分析を行うとともに、競争性が確保されるよう見直し・点検を行っている。 入札等監視委員会において、発注する工事等に係る入札・契約手続きについて、四半期ごとに監視・審査を受け、一層の適正化に取り組むとともに、落札率が高い契約等の検証・分析を行っている。	引き続き、契約監視委員会、入札等監視委員会における検証等を確実に実施する。
10	入札監視委員会等の機能を向上させる観点から、審議の内容や結果を踏まえ、直接法人の理事長に意見具申できるよう体制を構築する。	1	現行の「入札等監視委員会の設置に関する規程」において、同委員会は会議結果に基づき、理事長に対して意見の具申又は勧告を行うことができることとされている。	「入札等監視委員会の設置に関する規程」に則り、会議結果に基づき、理事長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる同委員会の権限行使に係る適切な体制確保を図っていく。

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
11	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	共同調達や間接業務の共同実施については、隣接する適切な他法人がないため現時点では実施していない。	隣接する適切な他法人がないため現時点では実施の可能性は低いが、引き続き、共同調達や間接業務の共同実施等を通じた業務の最適化を検討する。
12	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	1	以下の措置のとおり、業務フローやコスト分析を行い、自主的な業務改善を図っている。 維持管理業務については、維持管理業務等民間委託拡大計画（平成23年12月策定、平成26年3月改定）に基づき、民間委託の拡大又は定年退職者の活用を行う業務内容の検討とコスト・信頼性確保等の観点からの検証を実施し、平成29年度末の民間委託目標値を定めて、民間委託の拡大と定年退職者の活用を進めている。 本社、支社局、事務所等の間接業務についてコスト分析等を行い、被服、コピー用紙等事務用品の調達、保険などを本社で集約発注することにより、調達の効率化、コスト縮減を図っている。	引き続き、業務改善に努める。

No	9 2	所管	国土交通省	法人名	自動車事故対策機構
----	-----	----	-------	-----	-----------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。(同法の施行により、平成27年4月1日に中期目標管理型の法人に移行)	—
02	安全指導業務については、運輸業の事業者団体等に重点をおいて、民間参入を促進するとともに、その取組についての工程表を平成25年度中に作成し、着実な実行を図る。	1	運輸業を始めとした事業者団体等からのヒアリングの結果等を踏まえ、安全指導業務への民間参入の促進に係る工程表を作成し、国土交通省ウェブサイト上に掲載した(平成26年3月)。 当該工程表に基づき、民間事業者の参入に当たっての認定基準の概要を整理して同サイト上に掲載するとともに、各事業者団体への要請文書の発出、定期連絡会議・参入説明会の実施、認定基準の見直し等を行った。また、運輸業の事業者団体等に対して、NASVAとの協働等による安全指導業務の実施を提案した(平成26年度～)。 平成28年7月1日現在、指導講習に関しては74事業者、適性診断に関しては58事業者が参入を果たしている(いずれもNASVAを除く)。	工程表の内容に基づき、引き続き、参入に係る環境整備、事業者団体等との定期連絡会議・説明会の実施等による参入促進を図る。また、NASVAとの協働実施等を引き続き提案することによって、事業者団体等による安全指導業務への円滑な参入促進を図る。
03	自動車アセスメント業務については、引き続き本法人で実施する。	—	本閣議決定の内容を踏まえ、引き続き自動車事故対策機構において自動車アセスメント業務を適切に実施している。	—

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。	1	介護料支給業務実施規程及び実施要領において、受給資格の確認を義務づけている。また、最低支給額を超えて介護料を支給する際には、都度領収書を提出させることにより不正支給・不正使用の防止を図っている。 加えて、介護料の趣旨・使途等を含む被害者援護制度の概要等については、訪問支援等の機会を活用して対面にて説明するとともに、電話や機関誌等も活用して周知徹底を図っている。	引き続き、不正受給・不正使用を防ぐためのガバナンス強化を図る。
05	不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る。	1	介護料支給業務実施規程及び実施要領に基づき、不正利得の要件に該当した場合、介護料受給資格の喪失又は一時差し止めの措置を都度採ることとしている(平成15年10月～)。(例：介護料に相当する他法令の給付を受けた場合など。)	—
06	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。	—	介護料は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の対象外であるが、不正の手段により介護料の交付を受けた場合には、介護料支給業務実施規程及び実施要領に基づき、返還命令等がなされることをパンフレットに記載するとともに、周知の徹底を図っている。	—

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
07	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	共同調達や間接業務の共同実施については、隣接する他法人がないため、現時点では実施していない。	隣接する他法人がないため現時点では実施の可能性は低いですが、引き続き、共同調達や間接業務の共同実施等を通じた業務の最適化を検討する。
08	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」(平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂)に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	1	業務改善を図るため、業務フロー分析等を行い、個別業務システムを導入するなどしている。	引き続き、業務改善に努める。

No	9 3	所管	国土交通省	法人名	空港周辺整備機構
----	-----	----	-------	-----	----------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。(同法の施行により、平成27年4月1日に中期目標管理型の法人に移行)	—
02	本法人が行う福岡空港の周辺環境対策は、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）に基づき、福岡空港の民間委託を行うこととなる際に、新たな空港運営主体に業務移管する方向で検討が進められている。 福岡空港について民間委託の手続を進める際には、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手続を踏む必要があることから、業務移管に当たっては、必要な経過措置等も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保する。 本法人の業務が全て終了した段階で、本法人は廃止する。	2	福岡空港の民間委託については、福岡県知事及び福岡市長の連名による「福岡空港の民間委託について 意見（平成26年11月26日）」が国土交通省航空局長あて提出され、諸課題を踏まえ、民間委託の検討を進められることに異存はないとされたところ。 これらの状況を踏まえ、今後、民間委託の検討が具体的に進められるものと思料されることから、旧大阪国際空港事業本部の新関西国際空港株式会社への経営統合における経験を踏まえつつ、承継にあたっての課題や問題点の検討を進めているところ。	福岡空港について民間委託の手続を進める際には、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手続を踏む必要があることから、業務移管に当たっては、必要な経過措置等も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保する。 本法人の業務が全て終了した段階で、本法人は廃止する。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	共同調達や間接業務の共同実施については、隣接する他法人がないため、現時点では実施していない。	隣接する他法人がないため現時点では実施の可能性は低いですが、引き続き、共同調達や間接業務の共同実施等を通じた業務の最適化を検討する。
04	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	1	業務フローやコストの分析等を行い、これまでに技術系職員の職務分担の見直しや職員配置の適正化を実施するなど、自主的な業務改善を図った。	引き続き、業務改善に努める。

No	9 4	所管	国土交通省	法人名	都市再生機構
----	-----	----	-------	-----	--------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。(同法の施行により、平成27年4月1日に中期目標管理型の法人に移行)	—
02	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)の趣旨も踏まえ、急速な高齢化が見込まれる地域に存する団地について、本法人の経営を悪化させないよう留意の上、福祉医療施設の誘致等を推進する。	1	平成27年度に24団地において地域医療福祉拠点の形成に着手・推進した。	平成37年度までに150団地程度でUR団地の地域の医療福祉拠点化を行う。 また、医療福祉施設の誘致等を推進するために必要な事業手法の枠組みの構築を図る。
03	東京都心部の高額賃貸住宅(約13,000戸)については、平成26年度から順次、サブリース契約により民間事業者に運営を委ね、将来的に、賃貸住宅事業の経営の過度な負担とならない限り、売却する。	2	東京都心部の高額賃貸住宅(約13,000戸)のサブリース契約については、9団地4,167戸の公募を実施し、うち6団地3,331戸にて運営事業者を決定。	平成28年度内に2,700戸程度を公募(平成28年7月1日時点において、836戸の公募を実施済)、以後、順次公募を進める。
04	居住者の居住の安定に配慮した上で、定期借家契約の活用等により収益性が低い団地の統廃合等を加速する観点から、「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」に基づく具体的な実施計画を平成26年度中に策定する。	1	「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」に基づく具体的な実施計画を平成27年3月に策定。 都市再生機構法を改正し、団地の統廃合等を加速するために現団地の近接地への建替えを可能とした(平成27年7月16日施行)。	第三期中期目標期間中(平成30年度まで)に、同方針の内容を見直し、再編を加速。
05	関係会社が行う賃貸住宅の修繕業務について、平成26年度からの3年間で平成25年度比10%のコスト削減を図る。また、その達成状況を見極めた上で、本法人との資本関係や業務の範囲等の当該関係会社のあり方について平成29年度中に結論を得る。	2	関係会社が行う賃貸住宅の修繕業務について、平成26年度からの3年間で平成25年度比10%のコスト削減を図るため、平成27年度の小規模修繕工事から、業務の効率化に伴う経費率の削減、VE方式の導入、その他仕様の改善等によるコスト削減策を導入(平成27年度は約3.0%の削減を実現した)。	平成25年度比10%削減の実現に向け、平成27年度までに導入したコスト削減施策を着実に実施する。
06	平成26年から、稼働率など需給の状況に応じた募集家賃の引下げや引上げを機動的かつ柔軟に行うとともに、平成27年度中に継続家賃の引上げ幅の拡大等の家賃改定ルールの見直しを行い、適切な家賃収入を確保する。また、低所得の高齢者等に対する政策的な家賃減額措置について、公費で実施することを検討し、平成26年度中に結論を得る。	1	平成26年1月から順次、募集家賃の機動的かつ柔軟な引下げ・引上げを実施している。 平成27年度中に継続家賃の引き上げ幅の拡大等の家賃改定ルールの見直しを実施した。 すでに実施している国の政策に基づくURの家賃減額措置については、国による政策上の要請の度合い及び制度創設以降の経済状況等の変動による都市再生機構の負担への影響を踏まえ、今後措置を継続するに当たってURの負担が過大となっている措置について公費負担の水準の見直しを平成26年度に行った。結果として、第八期住宅建設五箇年計画(平成13年3月13日閣議決定)に基づき供給された高齢者向け優良賃貸住宅の家賃減額措置に対して、当該五箇年計画に基づく制度設計時の国とURの負担割合を回復するための家賃対策補助を平成27年度より実施している。	募集家賃の機動的かつ柔軟な引下げ・引上げについては、今後も賃貸住宅の需要動向等を勘案し適切に実施する。
07	都市再生事業について、開発型SPC(特別目的会社)の活用など民間との連携手法を多様化することにより、民間支援を強化するとともにリスクに見合った適正な収益の確保を図る。	2	民間との連携手法を多様化するため、再開発床の一時保有・賃貸及び先行取得地の譲渡原則緩和による土地の保有・賃貸が可能となるよう業務方法書を改正(平成26年3月)するとともに、都市再生機構法を改正し、民間事業者と共同で開発型SPCへ投資することを可能とした(平成27年7月16日施行)。	引き続き、事業の実現に向け協議を進め、適正な収益の確保を図る。
08	ニュータウン事業について、平成25年度までに完了しなかった工事を早期に完了させるとともに、地価動向等の市場環境の変化にも留意しつつ、平成30年度までの土地の供給・処分完了に向けた取組を促進する。	2	ニュータウン事業に係る工事については、土地区画整理事業期間を延伸した8地区について約270haの工事が完成した。 平成27年度の土地の供給・処分実績は591ha(平成27年度供給・処分目標は400ha)。	土地の供給・処分に支障がないよう、平成28年度以降に残った工事(7地区約400ha)を早期に完了させるとともに、残る土地約800haの第三期中期目標期間中(平成30年度まで)の供給・処分完了に向け、平成28年度は280haの供給・処分に取組む。 これを実現するため、引き続き、事業者ニーズに対応した宅地の供給や、販売方法の拡充等を行う。
09	人員規模については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、平成25年度末において平成20年度末に比べて2割削減するとの目標は達成する見込みであり、東日本大震災に係る体制強化の必要性もあることから、当面、現在の水準は維持することとする。	1	職員の効果的かつ効率的な配置に努めつつ、退職者数に対して補充する採用者を抑制するなどにより、平成25年度末常勤職員数を3,194人とし、平成20年度末の4,000人体制から2割削減するとの目標は達成。 平成26年4月から、各本部で迅速に意思決定できるよう、宮城・福島震災復興支援本部、岩手震災復興支援本部の2本部体制に組織を改編・強化(現地復興支援体制430名(平成27年6月1日現在))。	東日本大震災に係る体制強化とあわせ、業務全般を的確に推進する必要があることから、第三期中期目標期間の期末において、第二期中期目標期間の期末の水準を維持するとともに、人員配置の適正化を図る。

10	関係会社について、役割や組織の在り方、本法人との契約の在り方について整理した上で、平成30年度までにその数を半減する。	2	下記取組により、平成28年7月1日時点において、関係会社10社を削減し、その数を16社とした。 居住者サービス会社5社については、機構の特定関連会社との資本関係を平成26年度に解消した。 都市再生事業等の支援業務を行う業務支援会社については、平成27年度に経営統合を行い、その結果、3社を削減した。 再開発施設やニュータウン地区等の生活利便施設の管理・運営等を行う地区サービス会社については、平成27年4月及び平成28年6月に、それぞれ1社の株式を売却した。その他についても共同出資している地方自治体や他の株主との協議を実施中。	順次資本関係の解消又は会社統合等を実施し、平成30年度までに関係会社を半減。
11	都市再生機構技術研究所を将来的に建築研究所に移管することを検討し、平成26年中に結論を得る。	1	平成26年度末に都市再生機構技術研究所を廃止した。UR賃貸住宅の長寿命化などの調査研究課題は、平成27年4月より、公営賃貸住宅ストックに関する課題として建築研究所が実施。	—
12	上記の改革を進めるにあたり、5年、10年、20年を区切った経営改善計画を作成するとともに、民間出身の役職員の活用拡大を含め、民間のノウハウを採り入れた実施体制の構築を図る。	1	平成26年3月に経営改善計画を作成、公表。 民間の経営感覚を持った実施体制を構築するため、以下の取組を実施中。 平成24年度から理事長に民間出身者を選任（13名の役員のうち理事長を含む3名が民間出身者）。 管理職を含む職員についても民間企業から出向者を受け入れるとともに、民間経験者の中途採用を実施。 平成26年4月に民間からの出向者を経営に係る役職に抜擢。	経営改善計画に基づく具体的な取組を行い、経営改善に努める。 民間出身者の役員の選任や民間企業からの出向者の受入れ等の取組を継続する。
13	本法人は、国の財政支出や財政融資を用いて多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、法人に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図る。	1	項目14～18の通り	項目14～18の通り

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
14	法人の組織内における法令遵守体制を強化するため、法令遵守担当理事を設置するとともに、全職員を対象とした外部専門機関による法令遵守研修を実施する。	1	機構設立時（平成16年7月）より法令遵守担当理事を設置。 本社及び本部等の役職員を対象とした外部専門機関による法令遵守研修を実施。	必要に応じて本取組の充実・実効性の強化を図りながら、本取組を引き続き実施。
15	内部監査の実効性を確保する観点から、内部監査に従事する職員の資質及び能力の向上を図るとともに、理事長、監事及び内部監査担当職員による重層的な監査体制を構築する。	1	内部監査を担当する監査室の職員の資質及び能力の更なる向上のため、外部研修に参加。 理事長、監事、監査室において、監査計画、重点監査項目や監査結果等共有を図ることで連携を実施。	必要に応じて本取組の充実・実効性の強化を図りながら、本取組を引き続き実施。
16	契約の適正性を確保するため、契約担当部署の職員を対象とした専門的研修を定期的に実施する。	1	契約担当者を対象とした専門的研修を実施。（担当者研修（個別事案）、新任契約担当者研修（基本的事項）、談合防止研修等）	必要に応じて本取組の充実・実効性の強化を図りながら、本取組を引き続き実施。
17	法人が行う契約に係る監視体制の強化及び充実を図るため、入札監視委員会等において、一者応札・応募の契約、落札率が高い契約及び独立行政法人と一定の関係を有するものとして情報公開の対象となっている法人との契約について、全件を検証し、分析を行う。その他の契約についても、無作為抽出を実施し契約の点検を強化するなど、審議の充実を図る。	1	入札監視委員会等において、一者応札・応募の契約、落札率が高い契約及び独立行政法人と一定の関係を有するものとして情報公開の対象となっている法人との契約について、全件を検証し、分析を行った。 入札監視委員会に関する内規を改正（平成26年2月）し、以降開催される入札監視委員会において無作為抽出による契約の点検を実施。これにより契約の点検の強化、審議の充実化を図った。	必要に応じて本取組の充実・実効性の強化を図りながら、本取組を引き続き実施。
18	入札監視委員会等の機能を向上させる観点から、審議の内容や結果を踏まえ、直接法人の理事長に意見具申できるよう体制を構築する。	1	入札監視委員会に関する内規を改正（平成26年2月）し、直接法人の理事長に意見具申できる旨を定めた。	本取組を引き続き実施。

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
19	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	近隣の法人との協議及び内部検討を行ったが、コスト削減や効率化が見込めなかったため、現時点では実施していない。	他法人の取組状況を踏まえつつ、共同調達や間接業務の共同実施等を通じた業務の最適化を検討する。
20	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	業務フローやコスト分析等を行い、これまでに首都圏の地域支社の集約化、首都圏域における給与支給業務・契約等業務の一部の集約化、また、経理関連業務の一部について、段階的にアウトソーシングを導入するなど、自主的な業務改善を図った。	引き続き、業務改善に努める。

No	9 5	所管	国土交通省、財務省	法人名	奄美群島振興開発基金
----	-----	----	-----------	-----	------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	平成27年4月に、中期目標管理型法人に移行。	—
02	本法人の財務状況を着実に改善するため、リスク管理債権比率及び繰越欠損金の削減の具体的な計画を策定するとともに、平成26年度から始まる次期中期計画に反映する。	1	財務状況の着実な改善を図るための「経営改善計画」を策定し、平成26年3月の役員会にて決定。同計画の内容は、平成26年度からの第三期中期計画に反映済み。	—
03	財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、金融庁検査を導入する。	1	内部統制活動を効果的に行うため、以下の取組みを実施。 奄美基金職員全体を集めた会議（＝全体会議）を実施し、奄美基金の業務実施に関する目標・重点戦略を共有。 全体会議の中で、職員個人の目標の明確化、定例会・役員会における業務等の進捗状況・諸リスクの把握等を実施。 金融庁検査の導入等を盛り込んだ独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律が第189回通常国会において平成27年6月19日に成立。金融庁検査の導入については平成27年10月1日施行済み。	—
04	本法人の金融業務における審査体制やコンサルティング機能の強化を図るため、日本政策金融公庫との統合の可能性も視野に入れつつ、人事交流、業務連携等を実施するなど、同公庫等との連携を図る。	2	平成27年7月1日より日本政策金融公庫のOJT研修（1年間）を受研済み。また、平成27年度から同公庫の短期の集合研修（審査・債権管理関係）に参加している。更に、OJT及び集合研修を終了した職員が報告会を実施することにより、審査や債権管理に関する知識を共有し、審査体制の見直しやコンサルティング機能の強化に繋げている。 平成28年2月に日本政策金融公庫と業務連携について合意し、同公庫鹿児島支店と意見交換を行うとともに、今後の連携内容等について検討を進めている。	引き続き、日本政策金融公庫の短期の研修への参加等を通じ、人事交流に努める。 業務連携については、同公庫のほか対象となる金融機関、会議等の頻度、内容について検討を進める。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程等を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会等を設置し、法人の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。	1	改正正則法第28条第2項に則した業務方法書を平成27年4月1日に改正済み。 リスク管理委員会の設置等を盛り込んだリスク管理規程を平成27年4月1日に策定済み（同委員会の外部委員2名に対する委嘱手続等も終了）。 平成27年度はリスク管理委員会を3回実施済み。	—
06	業務の適正性を日常的に確保するため、業務執行やリスク管理を監視する内部組織（監査部等）を設置する。また、監事のうち1名は原則として常勤とする。	1	平成26年4月1日から日常的に業務執行やリスク管理を監視する内部監査担当（1名）を設置済み。また、平成26年10月1日から監事のうち1名をリスク管理担当とし、同監事付として職員1名を配員済み。	—
07	審査、回収等の金融業務機能の強化を図る観点から、外部専門家等による職員研修を拡充することとし、その実施方針を策定する。	1	審査、回収等の金融業務機能の強化を図るため、平成27年度に実施する外部専門家等による職員研修を盛り込んだ実施方針を平成27年3月に策定済み。平成28年度の実施方針は平成28年5月に策定済み。	—
08	金融業務の透明性を確保する観点から、事業別の収支情報等を情報開示する一方、法人の行う金融業務の高い公共性に鑑み、役職員の守秘義務規定を設ける。	1	事業別の収支情報等の開示は、奄美基金のディスクロージャーにおいて平成25年度実績より掲載済み。 役職員の守秘義務規定等を盛り込んだ独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律が第189回通常国会において平成27年6月19日に成立。役職員の守秘義務規定の導入については平成27年7月16日施行済み。	—
09	金融庁検査の実効性が確保できる業務については、主務省と金融庁の連携及び検査体制の整備を図った上で金融庁検査を導入する（損失の危険の管理に限る。）。	1	金融庁検査の導入等を盛り込んだ独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律が第189回通常国会において平成27年6月19日に成立。金融庁検査の導入については平成27年10月1日施行済み。	—

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
10	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	共同調達や間接業務の共同実施については、当法人の本部所在地ならびに業務対象地域が限定的であること等から、現時点では実施していない。	他法人の取組状況を踏まえつつ、共同調達や間接業務の共同実施等を通じた業務の最適化を検討する。
11	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	1	業務フローやコストの分析を行い、これまでに融資及び保証に係る審査及び債権管理等主要業務における業務フロー及び業務記述書の作成による手順の標準化や、人員配置の見直しによる総務部門のスリム化を行うなど、自主的な業務改善に努めている。	引き続き、業務改善に努める。

No	9 6	所管	国土交通省	法人名	日本高速道路保有・債務返済機構
----	-----	----	-------	-----	-----------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。(同法の施行により、平成27年4月1日に中期目標管理型の法人に移行)	-
02	日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第5条において、「機構は、主たる事務所を神奈川県に置く」と規定されていることから、経過的に東京都に置かれている主たる事務所を平成27年3月末までに神奈川県に移転する。	1	平成27年3月31日に主たる事務所を神奈川県（横浜市）へ移転した。	-

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	共同調達や間接業務の共同実施については、隣接する他法人がないため、現時点では実施していない。	隣接する他法人がないため現時点では実施の可能性は低いですが、引き続き、共同調達や間接業務の共同実施等を通じた業務の最適化を検討する。
04	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	業務フローやコストの分析等を行い、これまでに経理業務の一元化による関西業務部の一課廃止や業務の繁閑に応じて派遣制度を活用する等、組織運営の効率化を図る観点から継続的に業務体制の見直しを実施しており、自主的な業務改善に努めている。	引き続き、業務改善に努める。

No	9 7	所管	国土交通省・財務省	法人名	住宅金融支援機構
----	-----	----	-----------	-----	----------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。(同法の施行により、平成27年4月1日に中期目標管理型の法人に移行)	-
02	証券化支援業務について、機構のMBSに対する市場の信認を維持するためには、経営の健全性を維持することが重要であることから、中立的立場の外部有識者により構成される第三者委員会を機構に設置し、過度な規模拡大の防止や民業補完の視点を踏まえた上で、機構の事業運営の妥当性を審議するとともに、その概要を開示する。	1	平成26年4月に、中立的立場の外部有識者により構成される第三者委員会として「事業運営審議委員会」を機構内に設置した。 「事業運営審議委員会」においては、業務の執行状況、財務の状況、制度改正事項、内部統制の状況等の事業運営に関する事項を審議しており、平成26年度以降、原則として年に2回開催している。また、その際の資料及び審議概要について、機構ホームページで随時公表している。	-
03	民間金融機関の住宅ローンが変動金利型中心である現状に鑑み、当面は、機構のMBSの発行額の平準化を図り、ベンチマーク性を高めることで民間によるMBSの発行の活性化及び流動性の向上を促し、我が国の証券化市場を育成する。また、MBS発行を図る民間金融機関等との対話を継続的に行之、ニーズを迅速に把握する。	1	平成25年度よりMBSの発行額の平準化を図るため、MBSの発行所要額の満額を発行することを原則としつつも、市場環境等を踏まえた上で必要に応じてMBSの発行額の調整(担保となる住宅ローン債権の一部を繰り延べる)を行う起債運営を行っているところ。 平成26年度においては、季節的な要因等により、投資家需要に比べMBSの発行額が増加した平成26年4月、平成27年1月及び平成27年3月に発行額の調整を実施した。平成27年度においては「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」により喚起されたフラット35の旺盛な資金需要等に対応するため、適宜発行額の調整を実施した(計10回)。平成28年度においてもマイナス金利政策による低金利環境を背景としたフラット35の新規申込の増加等もあり、投資家需要や市場環境等を踏まえた上で、発行額の調整を適宜行っているところ。 民間金融機関等の市場関係者との継続的な対話を通じて、保証型に関する商品性の見直しを検討。その上で、顧客属性に応じた保険料率を設定することで競争力のある低利の長期・固定金利住宅ローン商品を提供したいとする金融機関のニーズに対応するとともに、貸付を伸長させたいとする投資家のニーズに対応したスキームを新たに実現。当該スキームの下で事務処理体制を構築し、平成28年5月から金融機関1社(日本住宅ローン)が取扱いを開始した。	市場環境等を踏まえた上で、必要に応じてMBSの発行額の調整(担保となる住宅ローン債権の一部を繰り延べる)を行う措置を今後も講じていく。 MBS発行を図る金融機関のニーズを把握するため、民間金融機関等との対話を引き続き継続的に行う。
04	平成28年度末までに北関東支店、南九州支店を他支店と統合する。	1	南九州支店については、平成28年1月に九州支店と統合した。 北関東支店についても、平成28年5月に首都圏支店及び本店部署の一部と統合し、本店部署として効率的・効果的な組織体制とした。	-

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等		今後の対応方針
				該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等		今後の対応方針
05	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	共同調達や間接業務の共同実施については、隣接する他法人がないため、現時点では実施していない。		隣接する他法人がないため現時点では実施の可能性は低いですが、引き続き、共同調達や間接業務の共同実施等を通じた業務の最適化を検討する。
06	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	業務フローやコストの分析等を行い、これまでに債権回収業務、システム運用業務等の外部委託及び審査業務、会計事務等の業務の集中化を進め、自主的な業務改善を実施している。		引き続き、業務改善に努める。

No	9 8	所管	環境省	法人名	国立環境研究所
----	-----	----	-----	-----	---------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	研究開発型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	2	備品及び消耗品の一般競争入札による調達を徹底するほか、共同調達や間接業務の共同実施についての可能性を検討する等、全体の業務の効率化・最適化を図っている。	他法人の実施状況も参考にしながら、今後も引き続き、業務の効率化・最適化に取り組んでいく。
03	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	2	コスト分析等を行った結果、管理業務においては、従前より、清掃、警備、所用車運行、緑地管理等の業務を民間委託により実施しており、効率的な業務運営を図っているところであるが、本手引きを受け、委託業務の拡充等について引き続き検討を行う。	本手引きを受け、委託業務の拡充等について引き続き検討を行う。

No	9 9	所管	環境省	法人名	環境再生保全機構
----	-----	----	-----	-----	----------

(様式)

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	中期目標管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	旧環境事業団から承継した債権管理回収業務については、債権の回収状況を踏まえつつ、次期中期目標期間中に、業務の実施体制の見直しを行い組織の縮減を検討し、その結論を得る。	2	債権縮小等の動向を踏まえ、27年度末をもって事業管理部財務資金課を廃止し、前倒して債権管理課へ統合した。	引き続き、債権管理、債権回収の業務の実施状況等を踏まえて、事業管理部の他部門への統合を含めた縮減等の検討を進めていく。

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03	不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。	1	・不正受給、不正使用を防ぐための交付後の監査を実施するとともに、事業の進捗中における報告又は指導及び調査を実施している。 ・なお、石綿健康被害救済法による救済給付については、不正利得の徴収に関する条項に基づき対応している。	引き続き監査等を実施していく。
04	不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなど制裁措置の導入を図る。	1	・そもそも資格停止等の制裁措置に馴染まない地方公共団体への法に基づく助成金を除き、資格停止等の制裁措置については、内部規程等において導入している。 ・不正受給、不正使用を行った場合の制裁措置として、加算金及び延滞金の納付等の措置を講じている。 ・なお、石綿健康被害救済法による救済給付については、不正利得の徴収に関する条項に基づき対応している。	実施済み。
05	補助金等に係る予算の適正化等に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。	1	助成先に配付するパンフレット等において、機構設立当初（平成16年）から助成金の返還や加算金等に関して規定している交付要綱を示し、周知を行っている。	実施済み。

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
06	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	1	主務省及び関係法人等と情報交換を行っているところ。	引き続き主務省及び関係法人等と情報交換をするなど、共同調達や共同実施について検討を行う予定。
07	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。	1	公共サービス改革基本方針（平成25年6月閣議決定）に基づきつつ、コストの分析を行うなどして、平成25年度に民間競争入札を行い、公害健康被害補償業務における汚染負荷量賦課金徴収関連業務について日本商工会議所と委託契約を締結、申告書等の点検及び未申告督促業務を行うことなどにより、機構業務の効率化を図った。	今後該当する事業があれば適宜検討する。

No	1 0 0	所管	原子力規制委員会	法人名	原子力安全基盤機構
----	-------	----	----------	-----	-----------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成25年法律第82号）の規定に基づき、廃止する。	1	独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成25年法律第82号）の規定に基づき、平成26年3月1日付で廃止。	—

No	101	所管	防衛省	法人名	駐留軍等労働者労務管理機構
----	-----	----	-----	-----	---------------

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	単年度管理型の法人とする。	1	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第186回通常国会において、平成26年6月6日成立、6月13日公布。	—
02	支部組織における組織のフラット化、本部組織における部課の統合、国家公務員身分を有する期間業務職員の更なる活用による人件費の削減等の取組を、平成27年度から開始し段階的に拡大していくことにより、業務の一層の効率化を図る。	1	○本部組織における部課の統合 平成27年7月、3部から2部へ再編 ・「企画調整部」と「管理部」を統合し、「総務部」を新設 ・「業務部」を「労務部」へ名称変更 ○支部組織における組織のフラット化 平成27年7月、3課から2課へ再編（横田、横須賀及び座間） ・「給与課」と「厚生課」を統合し、「給与厚生課」を新設 平成27年7月、4課から3課へ再編（沖縄） ・「総務課」を廃止し、「管理課」へ統合 ○期間業務職員の更なる活用 平成27年4月、4人を常勤職員から期間業務職員とした。 平成28年4月、1人を常勤職員から期間業務職員とした。	組織改編については、平成27年度中に対応を行ったところであり、今後も引き続き業務の一層の効率化に努める。
03	平成27年度中に、常勤理事2名のうち1名を非常勤化する。	1	平成26年10月から、常勤理事2名のうち1名を非常勤理事とした。	措置済み

2. 「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
			該当なし	

3. その他

講ずべき措置		措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。	3	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づき、消耗品等の共同調達を実施することにより経費を節減できないか、近傍（東京都港区）の他の独立行政法人との間で調整・検討を実施した。 その結果、実現の可能性については、今後の検討課題と判断したところ。	消耗品等の共同調達について、他法人の状況等を踏まえ、引き続き調整・検討を実施。
05	各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託を含めた自主的な業務改善を図る。	1	「公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリングの実施等について」（平成25年12月20日付内閣府公共サービス改革推進室事務連絡）において、平成27年度の機構組織改編後に実施を求めるとされた業務フロー・コスト分析について、平成28年2月から業務フロー・コスト分析を開始。	平成28年度において、業務フロー・コスト分析を実施。